

令によれば眞の均勢を維持するに足るべき正當なる配合 legitimate combinations でなければ自分は賛成出来ない』と云ふて、彼はザクセン問題の最重要なる所以を説いた。均勢主義と正統主義との二主義が深く此問題に絡まつて居るからである、ザクセン全部が普國に併合せらるれば歐洲の均勢は危殆に瀕することとなる、即ち各國間攻撃防禦の關係的の力より成立する均勢は破れることとなる。爲めにポヘミアは危く奥國の『安全』は脅される。又ザクセン王の同意なく—其代表者すら維納會議に派遣せられざるに—其所領全部を沒收するが如きは、正義を無視し國際公法に違反し正統主義を葬むるものであると唱へた。かくてタレーランは佛國が正義以外何等求むる所なく (désintéressé-ment) 正統主義 (légitimité) 及均勢主義 (équilibre) を擁護し且つ小國の平等權 (égalité) を擁護するものなることを高唱し、列國も佛國と同じく征服地方を吐き出して、往時の (一七九二年當時の) 均勢状態に復歸すべきを説いた。しかしタレーランが堂々と右の如き主張をなしても、到底露の歴山や普のハルデンベルヒの耳に入り得ないことは勿論であり、英のカスルレー、奥のメッテルニヒの如きも別段タレーランの議論に對し議論としては重を置かなかつた。論旨の缺陷や、事實上 不可能あるは勿論のこと、佛國全權の口から今更「デザンテレスマン」の講釋を聞くに至つては、其『偽善』なるを疑ふもの普國代表のみでない。佛國全權右の態度—佛國ルイ王の訓令—はポーランドを併さんとする露國と、ザクセンを併さんとする普國との二大國を相手として、茲に正面衝突を試むるものたるは云ふ迄もない。タレーラン固より之を知つて居る、知つて此機運を自國の有利に利用せんとしたのである。彼は四大國中仲間割れがして、結局普露と英奥とは相敵視すべきを洞察して、佛國は英奥を味方とし普露に當り、以て佛國を

して列國の間に大呂の重きをなさしめんと計畫した。抑も英國全權カスルレーは初めよりタレーランに好意的態度をとり否之を利用せんと試みた、メッテルニヒも後に至り—殊に普國宰相と衝突して以來—タレーランを味方に引入れ、之を利用せんとした。ポーランド問題、ザクセン問題共に露普の頑強なる主張により行つまりとなり、殊に普國全權はザクセン併合が認められなければ一戦を辭せずとの語氣を漏らすに至つた。カスルレーは怒り、メッテルニヒは憂へた。維納では今にも戦争が初まりそうな噂が立つた、タレーランは之を宣傳した。

(ニ) 一八一五年一月三日の秘密條約(英奥佛三國の同盟條約) タレーランは内密佛王に請ふて、必要の場合には佛國の兵力により奥國を支持するの許しを得て置いた。十月二十五日(一八一四年)佛王は『波蘭問題及ザクセン問題に付奥國及バイエルンを支持する爲め必要あらば兵力的援助をしても差支ない、又必要あらば英國全權にも之を打明ける様に』との訓令をタレーランに與へた。彼は此訓令を握つて形勢を觀望して居ると、十一月初旬普王は露帝の意に聽從し宰相をして露國提案に對する反對を止めさせた。メッテルニヒはポーランド問題につき普國に置き去りにされた。タレーランは機乗すべしとして『必要の場合には佛國の兵を御使用下さい』と申送つた。バイエルン其他舊ライン同盟の諸國も今や普國に反對して居る、普國が自ら盟主となり、獨逸統一をなさんとする傾向あるが爲めである。タレーランの待つて居つた時が來た。彼は今や英奥の二國のみならず前記獨逸の小邦をも其味方とするを得た。一月二日(一八一五年)カスルレーはタレーランとの會談に於て普露の態度の頑強なるを語るや、タレーランは三國即英

塙佛同盟しては如何と口を切つた、カスルレーは之に乗り氣になつて、自ら筆を執つて同盟條約文を起草するを約した。翌一月三日遂に同盟條約は右三國全權間に調印せられた(註二三)。

(ホ) 重要問題の解決 右の條約が調印せらるゝや直ちに露帝は之を嘆ぎつけた、カスルレーも露帝に對し別段之を否定しなかつた。露帝の態度は直ちに變つて來た。妥協的空氣は會議に現はれて來て問題も解決しかけた。佛國は爾來四大國と對等に會議に加はつたのみならず、もし奈翁がエルバより捲土重來することがなかつたならば佛國全權は維納會議を指導する地位に立つたであらうと云はれておる。歴山は今や波蘭問題に付多少折れて來た(其前英國も既に同問題に付讓歩の意向を示した)、ワルシャウ公國の大部分を得たのに満足しクラカウは(之を併すは塙國の國境を脅かすにより)之を獨立の自由市とすること、普國にはダンチヒ及びトールンの要塞を與へることに同意した。ザクセン問題に付ては英塙佛の主張が大に容れられて、ザクセン王は其位に復せられドレスデン其他所領の半を回復することを得た、他の一半は普國に與へられた、普國はザクセンの他の一半を得ざる代りにライン左岸地方を得て、一八〇五年の舊領域に相當する(面積及人口に於て)廣さを得ることとなつた。普國が當時ライン左岸地方を得たことは普國としては寧ろ喜ばざる所であり(中間にハノーヴァー等があつて普國の領地か中途で二分されることになるから)又佛國としても有り難からざる所であつた(註二四)。當時ザクセン王をライン地方に持つて來やうと云ふ話しもあつた際、タレーランが何故に之を支持し主張しなかつたかと佛人は残念がつておるが、ザクセン王をライン地方に移すは英國の反對した所である(註二五)。此場合弱いザクセン王は佛國の保護の下に立ち、ライン地方は佛の保護

領化するの虞ありと考へたからである。後から考ふれば普國が右のライン地方を貰つたことは同國の發展上、獨逸統一上多大の利便であつたことと言ふまでもない。

一月の同盟條約に促進せられて二月中(一八一五年)決定した所は大體左の通りである。これで會議中の難關は切り抜けた事になる。

ワルシャウ公國はポーランド王國となつて露帝は此が王となること、但しポーランドには特殊の行政 administration district note を行ふべきこと(因みに露帝は一八一五年十一月ポーランド王國に憲法を與へたが一八三〇年同國叛亂の結果として一八三二年二月同國は露國に併せられた。ホイートン四三五頁参照)。

塙國は東部ガリシア(一八〇九年ワルシャウ公國に讓れるもの)を取り返したが西部ガリシアを拋棄した(一七九五—一八〇九年領有したる部分)。

普國は一八〇七年ワルシャウ公國に併せられた部分を拋棄したが、ポーゼン地方(プロイセンとシレジエンとを聯絡する地方)を保有した。又瑞典領ポメラニア及ザクセンの一部を得、加ふるにライン左岸地方を得た。

クラカウが自由市となること、及ザクセンの處分等は本文述べた通りである。以上にては塙露の間、普露の間、普塙露の間、及ザクセンと普國との間條約によりて取極められたのみならず(此等條約は維納最終議定書附屬書となつた)最終議定書第一—第二五條の規定となつた(ソレル四〇九頁)。

(ヘ) 獨逸聯邦組織問題 先きにウェストファリア平和により作られた獨逸の組織は、佛國革命により全然覆されてしまつた。ライン同盟は作られて奈翁の保護の下に立つに至つた。皇帝の稱は廢止せられてハプスブルグのフランツ帝は塙帝の稱を取るに至つた。小さな自由市は附近の國に併せられてしまつて、残る所はハムブルグ、ブレーメン、

リユーベックのみとなつた。曩きの三百有餘もあつた獨逸の大小諸侯及國家は、今や三十八に減じた。巴里條約では前記獨逸の諸國に獨立權を認めて之を聯邦組織とすることに定めた。維納會議では獨逸委員會と云ふものが出来て、普、墺、バイエルン、ハノーヴァー、ヴュルテンベルヒから委員が出て、獨逸今後の組織を如何にすべきやを討議した。ザクセンは上述の理由により委員を出し得なかつた。獨逸の組織問題も種々の難關に遭遇した。スタインの如き政治家は獨逸諸邦が外國（例ば佛國）の侵略を排斥する爲めに、大小の諸邦が結合して中央權力を樹立し宣戰及同盟に關する事項を決定することとし、又諸小邦君主の專制に對し人民の權利自由をも擁護することとしやうとも計畫したが、しかし右は何れも小邦君主の強く反對した所であつた。彼等は其主權に影響する様なことには極力反對した。獨り小邦のみならず墺普の二大國が獨逸に於て如何なる地歩を占むべきかが問題であつた。従つて出来上つたものは去勢せられた憲章であつた。一八一五年六月八日調印せられ、二十條より成り其内十一條は最終議定書に編入せられた。聯邦議會をフランクフルト、アム、マインに置き、墺國は聯邦議會の議長を出すこととなつた。右聯邦の目的は獨逸の内外に於ける『安全』を保持すること、組成國の獨立と領土保全を維持することにありと聲明せられ、各組成國は共同利益を無視して他國と同盟することを得ざる旨を規定してあるが、其結合は緩いものであつて、共に外敵に當るに充分なる力もなく、唯内部に於てメッテルニヒの自由思想抑壓に利用せられた位のものにすぎなかつた（註二六）。

(ト) 伊太利問題 一八一三年九月テブリッツ條約により墺英普露の四國は墺國を一八〇五年の大きさに復することを約束した。此約を履行せん爲め維納會議は墺國がさきに佛國に取られた各領地を墺國に還したのみならず（但し

白耳義及シュワーベンの墺國領たりし部分を除く）、伊太利の北部に於てヴェネシア其他を—ロムバルデー、ヴェネシア王國を（テシノ、ポーの兩河よりアドリアチックに至る線の北部一帯の地）墺國に與へた。即墺國の勢力は愈々伊太利に扶植せられた。又ネーブルスに於てはフェルディナンド四世王位を回復し兩シシリーの王として承認せられた。次にサルディニア王は其舊領たるピードモント及サヴォイを回復し（佛瑞との國境に於て多少の變更はあつたが）、且つさきのゼノア共和國であつた地方をも併有することとなつた。此等の事件に付ては維納會議又は其前後に於て大小の面倒なる経緯もあつたが、茲に詳述するの必要を認めない。

(チ) 白耳義及リユキセンブルグ問題 白耳義とリユキセンブルグが蘭國に併せられたことも維納會議の一要項として最終議定書の數箇條を飾つて居るが、これも佛國の侵略的野心に備ふる爲め、歐洲の『安全』の爲め維納會議が作つた新しき「システム」の一部であつた。しかし其後時勢は變遷し白耳義は和蘭から獨立分離することとなり歐洲強國も之を承認するに至つた、但し局外中立國となつた（一八三一年十一月十五日の條約）。

(リ) 瑞西聯邦問題 瑞西も佛國革命の影響を受けた、内部即ち諸「カントン」の間の不和も屢々であつた。一八一三年同盟軍は瑞西に入つた、其調停により新しき聯邦憲章が作られた。一八一五年總てのカントンが之に加はつた。維納會議は諸カントンの間の爭議や要求を調停仲裁して瑞西聯邦の保全、獨立及中立を承認した。

(ヌ) 西國及葡國 此兩國は維納會議に於て散々な目に遭つた、其要求は顧みられず、殊に西國は一八〇一年以來占領中のオリヴェンザを葡國に還付することを最終議定書で定められた（但し此條は實施せられなかつた）。故に西國

の如きは一八一七年に初めて維納條約に加入した程である。西葡の植民地問題は維納會議で議に上らなかつた。英國は固く執つて、歐洲以外の事件（但し英國の主張した奴隸商業問題を除く）を同會議で議することに反對した。

(ル) 奴隸商業の廢止 (ヲ) 國際河川の航行 (ワ) 外交官席次問題

右の三問題に付ても或は最終議定書に於て或は其附屬書に於て規定を設けられてあり、殊に奴隸廢止問題は英國の熱心なる主張に係るものであつた。此等は寧ろ國際法の研究に屬するから茲には省略に付することゝしたい(註二七)。



四 奈翁の百日天下及第二巴里平和 維納會議の最中―但し波蘭問題サクセン問題等重要問題の片付いた後―即ち二月二十六日奈翁は其配所たるエルバを逃れて巴里に入つた(巴里入りは三月二十日)。維納會議の難關を切り抜けた列國は相共に奈翁を倒すに一致した。タレーランの地位は頗る困難に陥いつた(註二八)。四大國は奈翁を歐洲の公敵と宣言し(hors la loi)(三月十三日)、さきのショームン同盟條約を更新した(三月二十五日)、同盟軍は直ちに行動を開始した。奈翁はワテローに敗れて(六月十八日)(因みに維納最終議定書の調印は同月九日であつたこと前述の通りである)巴里は復々城下の盟をなすことゝなつた。これが第二回の巴里講和條約、即ち略して第二巴里平和と稱せられるものである(十一月二十日調印)講和條約の調印が斯く手間取つたのは、主として同盟國の間に講和條件を纏めるに當り意見が分れたからである。普國は奈翁の爲めに特に苦しめられた經驗があるから、同國將來の『安全』と歐洲の平和の爲めに、佛國から北方の要塞と共にアルサス、ローレンの二州を割かんと力説したが、英露は之に反

對した。歴山及ウエリントンは右二州を佛國から取上げればブルボン王朝の地位は頗る困難に陥るべきことを説き、佛國の攻撃及革命を防ぐ爲めには、當分の内佛國の一部を占領することで充分であると説いた。メッテルニヒも右の多數説に加擔した。ハルデンベルヒ(普相)は孤立となつて、段々讓歩した。其結果佛國の國境は一七九〇年の昔に立返ることゝなつた、第一回の巴里平和に比し佛國に取り多少の損失ではあるが、大したことはなかつた。アルサス、ローレンを佛國が保有したことは、當時ハルデンベルヒが豫言した如く後日の禍因を残したものと云へるが、又之を當時佛國から取上げたならば佛國の不平は間もなく爆發して歐洲中原の戦争が早められたであらうとも觀察せられる(註二九)。却説佛國の割地は大したことはなかつたが、償金は七億フランを支拂ふことを命ぜられた。又同盟國は五ヶ年以内十五萬の兵を佛國北部に駐屯せしめ之を占領すべきことと定めた。占領の費用も佛國の負擔とせられた。佛國が他國より奪つて來た美術品も還付を命ぜられた。



五 神聖同盟及四國同盟 維納會議中露帝歴山の起草にかかる不思議なる一文書に露普奧の三國君主は署名した、(一八一五年九月二十六日)世に『神聖同盟』と稱するものがこれである。其中には右三國の君主が神意に従ひ其内政及外交を處理すべきこと(前文)、聖書の教義に従ひ三君主は兄弟の如くに相倚り相援くべきこと(第一條)、三君主は神の代理として同一家族の三分家を統治するものと心得べく、三國民も亦神の下に相親和し相扶助すべきこと(第二條)を規定し、同志の他國君主にも参加を求むべきこと(第三條)を定めてある。其後に於て歐洲の諸國にして之

に参加したるものも少なくなかつた。又他方には第二巴里平和の調印と同日に調印せられた四國同盟條約がある（同年十一月二十日）即英露普奧四國がさきに維納に於てシヨームン條約を更新したるが如く、奈翁の再舉に對して協同に防衛するを目的としたものであるが、其第六條に於て『四國の君主又は大臣の定期會合に依り共同利害事項を協議し、及歐洲平和の維持に必要な諸般の措置を協議すべき旨』を規定した。此同盟條約は完全なる一の條約であつて、前記の神聖同盟とは全然區別すべきものであるが、其後歐洲政局の成行は右の兩者を混同視するの傾を馴致した。即ち右に依り四國―後に佛を加へて五國―は歐洲政局の支配者たるに至り、茲に所謂歐洲の寡頭政治―重役政治 *dirigé-toire européen* を現出し、強國の優越を實現し、歐洲（強國）協調 *concert européen* の濫觴をなすに至つた。而して佛國の政變に備へた所の列國從來の團結は、一八一八年のエキス・ラ・シャペル會議以來は一般に革命の勃發に對し干渉主義を執ることとなり、一八二〇年トロパウ會議に於ては、『一國內に革命があれば之を以て列國に對する脅威と看做し、必要の場合兵力によりても干渉を行ひ之を抑壓すべき』を決議した。其後もライバハ會議（一八二二年）及ヴェロナ會議（一八二二年）に於て、列國は盛に右の干渉政策を實行した。尤も前記諸會議に於ても英國代表者は一國の革命（國內問題）に對する干渉政策を排斥したが、自らは葡國事件に干渉した。右の干渉政策はネーブルス（一八二〇年）西班牙（一八二二年）葡萄牙（一八二六年）白耳義（一八三〇年）希臘（一八二七年）の内亂又は革命に對する列國の態度に現はれた。要するに維納會議以來數年間は右幾多の國際會議により『會議外交』が行はれ、内政干渉、革命に對する列國の干渉は年中行事たるの觀があつた。蓋し維納會議及其直後の國際政治の特色と見るべきもので

ある（註三〇）。

六 維納會議に對する批評 維納會議を批評する論者にして、或は列國の全權が時代の思潮を解せず、佛國革命後の人心の變易を顧みず、又社會の推移と沒交渉に國土の分合を行ひたるを批難し（註三一）、當時漸く擡頭し來れる國民主義を理解したりとせば斯く斯くの失敗はなさりしなるべしなど評論するものが尠くない。然り同會議の全權は自國の利害又は自國君主の都合のみを規矩準繩として行動したことは事實である、人民の意向を考慮せず、人民投票を行はず、土地の遣り取りを行ふたことも事實である。タレーランの主張した正統主義や列國の聲明した均勢主義が缺陷の多いことも事實である。しかし國際會議は哲學者の集會ではない。國際會議は『列國が自國の利益を満足せんが爲めに戰爭以外の凡ゆる方法により相闘ふの土俵である』（註三二）。維納會議は歐洲改造として劃世紀的の大事業たりしを失はない。國際状態は常に變易する、維納條約と雖も國際状態を永久的に化石化することは出来なかつたと勿論である。爾來一世紀間―巴里會議（一九一九年）まで歐洲にも種々の大變遷があつた、維納條約の條項は逐次『事實』により修正せられた觀がある（註三三）。

註一九 維納會議と均勢主義との關係に付デュビュイ均勢論四四頁以下参照。

註二〇 ホイトン四二二頁参照。

註二一 ソレル八卷三七二頁参照。

- 註二二 一八一四年十二月九日タレーランよりメツテルニヒへの通牒（ホイートン四二七頁、ソレル上掲頁参照。）
- 註二三 ソレル四〇七頁、ウエプスター一一四頁。
- 註二四 ソレル四一〇頁。
- 註二五 ウエプスター一一五頁。
- 註二六 ホイートン四四五頁以下、ファイフ六七頁以下。
- 註二七 ホイートン四九六頁以下。
- 註二八 ソレル四二二頁。
- 註二九 ファイフ二卷七三頁。
- 註三〇 ファイフ五卷七五頁以下。
- 註三一 例へばウエプスター一四六頁。
- 註三二 ファイフ七〇頁。
- 註三三 佛國人が維納會議を非難するのは異とするに足らぬ。奈翁三世は『予は佛國人の多数と共に維納條約を惡む』と云ふた。佛國史家の維納條約批評に付ソレル八卷五〇一頁以下及ドビドル第一卷六七頁以下参照。

第四章 巴里會議（一八五六年）

一 巴里會議の由來 巴里會議（一八五六年二月二十五日開會、三月三十日巴里條約調印、故に會期は僅かに一ヶ月餘で済んだのである）はクリミア戦争の後始末をしたものであり、クリミア戦争は『東方問題』—『近東問題』に關して發生したものである。トルコが頽勢に向ふやトルコを如何に處分すべきやの問題は歐洲諸宮廷諸政府の頭痛問題となつた、所謂『歐洲協調』『權力平衡』『均勢』『干渉政策』は此問題に關して種々の曲折を見るに至つた。前記の維納會議も神聖同盟も共にトルコを顧みず、之を眼中に置かなかつたが、間もなく列國はトルコの方面に眼を轉ずることを餘儀なくせられた、希臘の獨立戦争（一八二一—一九年）が之を促した、埃及のメヘメット・アリーの叛亂（一八三二年及一八四〇年）が列國を近東問題の渦中に投じた。此間に處して露國はトルコ方面に對し根強き侵略政策を行ひ出した、爾餘の列國殊に英佛澳の諸國は露國の右の態度を以て歐洲の協調を破り均勢を紊るものとして反對したのである。クリミア戦争は右の衝突の爆發したものに過ぎない。抑もトルコは歐洲の禍因たるべき特殊異常の地位にあつた、同國と歐洲諸國との關係は常に不安定であつた。歐洲トルコには基督教徒が其住民の多数を占めて居る、彼等はトルコ人と宗教人種のみならず風俗習慣言語人情を異にして居る、トルコ人は其性兵馬を好み商業、文學、學術には差ほど頓着せず、從て國內の基督教徒や隣國の人民は開明の域に向ふもトルコ人は然らず、國內に於ける治者の地位に

ある彼等トルコ人は政治の道に疎く、否往々にして虐政に出でた。國內の基督教徒は隣國の同教徒同民族より同情と刺戟とを受けてトルコの虐政に對し反抗を企てた。かくして叛亂や獨立運動は各方面に現はれた、列國にして之を援助することによりトルコの分裂を計り又は其反對にトルコを援助することにより同國內に其勢力を振はんとするものが續出した。メヘメット・アリーの叛亂に佛國が之を援助し又露國其他がトルコを援助したことの如きは其例である。ウンキアル・スケレシー條約（一八三三年）は右トルコ援助の爲めにする露土防守同盟であつた。が英のパーマーストーンはトルコ問題は露土兩國限りの問題ではない、歐洲一般の利害關係事項であると主張して、一八四〇年七月十五日の四國同盟（英露普奧の四國間に締結）により、佛國を除外して、否必要の場合には佛國を向ふに廻はして戦ふとも、共同してメヘメット・アリー問題即ち埃及問題を片付け、トルコを援助すべきことを約束した。が、トルコに對する露國の燃ゆるが如き野心は列國との協調を妨げた。殊に露帝ニコラス一世は其所謂『瀕死の病人』たるトルコの分割をしきりにあせつた、之が爲め英國の當局者と『自由なる會談』を試みて却て英國よりの猜疑を招いた、英國の朝野には當時パーマーストーンの如き傑出せる外交家が居つた、佛國に至つては是れ亦野心滿々たるナポレオン三世が時めいて居つた。兩雄並び立たず、ニコラス一世とナポレオン三世は犬猿畜ならざる仲となつた、露帝はトルコ國內の希臘教徒を保護するの權をトルコ政府より獲得し、以て同國內に勢力を扶殖せんとするや、トルコ内羅典教徒に對し保護權を主張する佛國と茲に衝突を來した。英佛はトルコに味方し、露國に對して終に戰を宣した（一八五四年三月二十七日）、世に之をクリミア戰爭と云ふ。

◇

二 クリミア戰爭中列國の態度及關係 此戰爭に於ては英佛が共にトルコを援け、露國を敵として戦ふたものである、而して奧、普の兩國は何れも局外中立の態度を取つた、しかし此兩國が右の戰爭に對する態度には大に異なる所があつたことは後に述ぶる通りである、サルディニア（後のイタリア）は此戰爭に加はつて、英佛の味方をした、それは其政治家カヴールの深謀遠慮に出づるものであつて、來るべき講和會議に於てサルディニアの國際的地位を高めんとするのが目的であつた。さて英佛がトルコを援けて参戦したのは露國の南進政策を見てトルコの墮崩は傍觀し難しと考へた爲めであつた。固よりそれは自國の利害から打算した結果である、トルコの領土にして露國の手に落ち又は其勢力の下に置かるゝは大に歐洲の均勢を紊るものであると思量した。コンスタンチノープル及ボスフォラス、ダーダネルス兩海峡に露國が勢力を樹立するを防ぐこと、黒海が露國の湖水と化するを防ぐこと、これ英佛殊に英國の政策であつて、トルコを擁護するのは之が爲めである、トルコの『獨立及領土保全』を維持することを以て其政策となし、否歐洲公法の最大要義の一となさんとしたのは之が爲めである。當時英國の内閣首班は平和主義親露主義のアーサー・バリー卿であつたからニコラス一世は英國がトルコに味方して参戦する様なことはあるまいと誤算した。ニコラス帝は又奥國の態度をも誤診した、當時奥國には反露派、親露派（露國と相提携して奥南策を講ぜんとするもの）の二派があつた、が實は其頃（一八五四年）の奥國官廷には別に確定方針と云ふものはなかつた。若し奥國が露國に與みせんか英佛を敵として戦はなければならぬことは必定である、露國が當時ダニューブ侯領を占領して居つたことは

固より奥國の喜ばざる所である、ハンガリーと黒海との交通は之が爲めに脅威を感ずるのである、英佛が露國の右の占領に反対するのは奥國の感謝を以て共鳴する所ではあるが、さりとて之が爲め英佛と共に干戈を手にして露國に當り右の主張を遂行するのは奥國として過ぎたるの感じがする。が、何れにせよ露帝に對して奥國は局外中立の保障を與へなかつた、露帝は奥帝が曩日の恩を忘れたるを憤つたけれども仕方がない、奥國と開戦するが如きは愚の骨頂である。若し夫れ普國の態度に至つては戦争に對し更らに越趨逡巡であつた、普王の優柔不斷に加ふるに左右の臣及在外使臣（殊に駐英大使ブンセン）の意見も不一致であつた。しかし普國も奥國と共に露國がダニューブ地方を占領するのには反対であつた。所が露帝は愈々一八五四年六月を以て右の占領を撤退したので、普奥が英佛と協調して進むの理由は茲に消滅した。が英佛は此機に乗じて露軍をして復び立つ能はざらしむる底の大打撃を之に加へて東方面を徹底的に解決するの膽を固めた。此頃から英佛は其目的として、講和條件として所謂『四ヶ條』 Four Points なるものを聲明した。曰く（一）ダニューブ侯領及びセルビヤに對する露國の保護權は止めさせなければならぬ、（二）ダニューブ河の航行は何等の障礙なく、自由のものとなさなければならぬ、（三）黒海及ダーダネルス海峡に關しては、『均勢の爲め』一八四一年七月の條約を補訂しなければならぬ、（四）露帝はトルコ内の基督教徒に對し其教派の何たるを問はず、即ち正教徒に對しても之を保護せんとするの要求を抛棄しなければならぬ』と。奥國は之に賛成して（但し普國は之に賛せず）右四ヶ條は講和談判の基礎として露國に提示せられた。が、露國は容易に之に應ずるの色がないので英佛は愈々セバストポール攻撃の手段を執ることとなつた。同年末露國が右四ヶ條を諾するの色を示した

ときは時既に遅く、奥國も露國に對する防禦同盟に正式に調印することとなつた（同年十二月二日）。普國は依然局外中立を守つたが、奥國は茲に英佛と手を握ることとなり、一八五五年一杯に前記四ヶ條の條件で平和が纏まらなければ奥國は英佛と携へて戰場に立つことを約するに至つた。一方露國ではニコラス一世憤死してアレキサンダー二世位につき平和の傾向を示して來た。そこで三月（一八五五年）維納に會議を開いて露國代表者は英佛奥の代表者と會商することとなつた。普國は右會議に加へられなかつた。右會議に於て露國は初めの二ヶ條には同意したが後の二條項に異議を唱へたので、談判は不調に陥つた。奥國も自己の調停案が英佛の容るゝ所とならなかつたのを口實として、前記同盟條約上の義務は茲に盡されたものと稱し、局外中立の地位に立返つた。奥國右の態度は理由の當否は別として英佛の怒を買ひ、而かも露國の歡心を購ふ能はず、爾來歐洲の政局に於て奥國をして孤立無援ならしめ、後日普國より苦めらるゝに當つても何國でも之に同情を示さなかつたのは此時の態度に因するものと云はれて居る。それはさて置き伊國否當時のサルディニアは一八五五年一月英佛と同盟を結び無條件に參戰するに至つた、蓋し英佛の歡心を買はんが爲め、少くも孤立の地位よりサルディニアを脱せしめて後日の地歩を作らんが爲めであつた。難攻不落のセバストポールも敵味方共多大の犠牲を拂つた後、九月九日（一八五五年）遂に陥落した。敵味方共に戦に倦んだが露國は殊に疲れた、英國は更らに掉尾の一戦を欲した様でもあるが、佛國は露國と共に平和を希望した、ナポレオンは可なりな講和條件ならば平和を纏めたい氣になつた、露京と佛京との間には秘密の交渉も行はれたが、一方奥國政府は今回も亦仲介者たる役目を志願して、ナポレオンを説き付けた。ナポレオンは奥國が自國の最後通牒として露國に對し講

和豫備條件を包含する公文をつきつけることに奥國政府と相談を定めて、其内容につき英國政府の同意を求めた。其内容は前に述べた『四ヶ條』を要旨とするものであつたが、パーマーストーンは右四ヶ條に對し多少の餘裕を留保し且つ更らに第五條項として英國が別に特殊の條件を持出すことあるべきを附加した。其條件とは英國が露國に對シア일랜드島（バルチック海に在り）に防禦を施さないことを求むるものと了解せられた。右の變更を加へた公文が奥國政府の手により露國政府に致されて（十二月末）、右に對し翌年（一八五六年）一月十六日までに露國から返事がなければ奥國大使は露京を引揚ぐべしと通牒した。其十五日露京では御前會議が開かれたが、ネセルロード初め群臣何れも此際屈從の外なきを述べた、一大臣は今に於て和を講じなければポーランド、フィンランド、クリミア、コーカサス等皆危しと言上した、大藏大臣は此上戦を續くるは露國の破産であると述べた。討議の結果奥國の提議を受諾することに決した。ゴルチャコフ一人此に反對した様子であるが大勢如何ともすることが出来なかつた。右の結果として巴里に講和會議が開かるゝこととなり、普國を除いた列強の代表者は一八五六年二月二十五日より右會議に參集して講和條約を議した（註一）。

註一 以上クリミア戦争及之に對する列國の態度につきフアイフ歐洲近世史（一八八九年版）第三卷一七八頁以下、フィリップス「近世歐洲」三三二頁以下、デュビュイ均勢論二四九頁以下、ドビドゥール前編第二卷七九頁以下参照。

三 巴里會議の成立及經過 巴里會議は講和會議であるから交戦國が各々代表者を出したのは當然である。奥國も

前述の行掛り上代表者を出した。英佛奥の全權としては何れも其外務大臣と外一名が出席した、又サルディニアからは總理カヴールが來た、露國はオルロフ伯外一名、トルコはアリー・パシヤー外一名を出した、二月二十五日第一回の會議で佛國外相ワレウスキーは奥外相の發議により推されて議長となつた。佛國外務省政務局長ベネデッティは議事録を起草整理する役目を仰付かつた。次で各國全權は互に全權委任状を示し、之が良好妥當なるを認めたるの後會議の記録中に之を寄託した。全權は互に會議の議事につき嚴に秘密を守るべきことを約束した。サルディニア全權は之より先き二月一日維納に於て調印せられた議定書に全然同意の旨を聲明した、抑も此維納議定書なるものは其附屬書と共に正式の講和豫備條約の性質を有するものであると決議された。右の議定書は前記奥國の對露最後通牒に現はれて居る通りの講和基礎條件を含むものであつて（附屬書）、其日付より三週間に各國全權が巴里に會合して、正式に講和談判を開始すべき旨を記載してある。休戦條約も交戦者双方の軍司令官により締結せらるべきことに定まつた（更新なき限り三月三十一日迄を有効期間として）、但し休戦は既設又は未設の封鎖とは無關係であるが、海軍指揮官は休戦中敵地に對し何等の敵對動作を執ることを避くべしと定められた。第七回會議に於て講和條約起草委員には奥土兩國の第一全權を擧げたが、後更らに英國第一全權及サルディニア第二全權を之に加へ奥國第二全權は其第一全權に代つた。普國は會議の當初之に加はらなかつたが途中から代表者を出すこととなつた、普國は固より當初から之に加はりたかつた、加へられなかつたのが不平であつたが、他國殊に英國は普國が何等の義務を負はず犠牲を拂はずに會議に加はるの權利と利益支けを獲んとするのを不快とし之に反對した、即ち普國にして會議に加はらんとせば奥國の

例に倣ふて對露最後通牒に参加し、講和不成立に終るの曉英佛に味方して參戰するの約束を爲すべしと主張した。『自ら骰子を投げずして賭博に加はるが如き形で一國が國際政治に關與し得ることの主義を認むるは將來に對し惡先例を貽するものである、斯くの如くんば其一國なるものは自ら利するのみにて自ら失ふ所なきものである』とは當時英國の意向であつた。會議の議事は進行して、講和條件は大體議了せられて後、海峽問題の決定に際し、普國が一八四一年の海峽條約に調印國の一たりし關係上今回の會議にも其代表者を招くべしとの議を生じ——それには佛帝ナポレオンが骨を折つたと云はれて居る、蓋しナポレオンは塙國を喜ばず之に對抗せしむる爲め、普國を引立てる算段に出たものであらう——其議容れられて、普國全權マントイフェル男（内閣議長兼外相）及ハッツフェルト伯（巴里駐劄公使）は第十一回會議から出席した。斯くして普國の全權は裏門からこそ——と參列した様な形ちであり、同國は當時歐洲から輕侮を受けたと稱せられて居る（註二）。三月三十日即ち第十九回の會議に於て講和條約は調印せられた。ポスフォラス、ダーダネルス兩海峽に關する條約、黑海に關する露土間の條約、及びアイランド島に關する英佛露間の條約も同時に調印せられた。次で四月八日即ち第二十二回會議に於て佛國第一全權は海上法に關する四大原則の採用を提議して、次回の會議は之を採納し、更らに其次ぎの會合（第二十四回）で之に調印した、世に所謂『巴里宣言』と稱するものである、巴里會議は此會合を以て閉會となつた（註三）。顧みるに大體の話は既に講和豫備條約や休戰條約で定まつてあつたから講和談判は順調に進行し、巴里會議は單に之を條約に書き上げる場所たるに過ぎざるの觀があつた、固より二三問題につき議論がないでもなかつた、又各國全權の間に暗闘や反感がなかつたと云ふのではない、

否會議中の各國全權の態度を見るに、不思議にも佛露は相接近し、英佛は相背離し、塙國は孤立し、サルディニアは信用を高めた觀があつた、別言すれば佛國は露國に對し妥協友誼の態度を示し、佛露の全權は相親和して英國に當り、英國全權は戰勝國としての主張をなす上に於て少からざる困難を感じ苦心をした由である、塙國全權は媚を八方に呈したが何人も之を顧みるものなく、反之サルディニア全權カヴールは謙抑深慮、衆人の信頼を博し、後日の地歩を當時に築いたと稱せられて居る（註四）。

註二 ドビドウィル前掲一四七—一八頁。

註三 サトール「デプロマチック、ブラクチス」二卷八六ト 九頁。

註四 ファイフ前掲二三〇頁ドビドウィル前掲一四九—一五〇頁。

◇
● 巴里條約の内容 クリミア戰爭前には露國は幾多の條約によりトルコに對し特殊の優越權を獲得したのであつたが、それが今度の巴里條約でめちやくに裂かれた結果となつた。此條約の結果露國はトルコに對し別段何等の條約なくとも爲し得ること丈しか出來なくなつた、加之新たに種々の制限を受くることゝなつた、既往數十年に亘りて露國がトルコに對して扶植した勢力は巴里條約の爲め一朝にして破壊せられてしまつた（註五）。

(1) トルコの獨立及領土保全 巴里條約は列國に於てトルコが『歐洲公法及歐洲協調の利益に参加すること』を認め、且つ列國はトルコの『獨立及領土保全を尊重』すべきを約し、此約に背くの行爲あらば之を以て列國の『共同利

害事項」と看做すべきことと定めた(第七條)。實にホルランドの云ふ如く「巴里條約は——伯林條約と共に——東方問題の解決につき一國の特殊權利を否定し列國共同の權利を肯定するものである」(註六)。尙ほ右の規定(第七條)は列國の『共同保障』であるが、別に英佛奧三國間の條約では(一八五六年四月十五日付)トルコの獨立及領土保全を右三國の『各別保障』に付してある、又巴里條約にはトルコと列國の一との間に其國交の維持を脅かす様な紛争を生じた場合、トルコに於ても又右特定國に於ても決を兵力に訴ふる前他の列國に對し調停の機會を與ふべしとの一條がある(第八條)。

(2) トルコの内政改善 トルコ既に歐洲の仲間入りを許された上は歐洲の一國として恥ぢざるの政治を行ふことが肝要である、それには内政の改善が急務である。トルコはこれより先き同年(一八五六年)二月十八日勅令を發して諸般の内政改革を一般に聲明した、其内には『宗派の如何を論ぜず信教の完全なる自由を與ふる』の一節がある、が今回の條約に於てもサルタンは『臣民の福祉を斷へず顧念して、宗教、人種の區別なく其運命改善の途を講ずるの勅令を出したが(前記の勅令を指す)サルタンが國內のキリスト教徒に對する仁慈の精神を更らに表證する爲め茲にその自發的に出でたる右の勅令を列國に通報する』旨の規定があり(第九條第一項)、一方には列國はサルタンの右の通報を尊重して如何なる場合にもトルコの内政に——又サルタンと臣民との關係に——立入ることなかるべしと約束した。詳言すれば列國は『共同にても又單獨にても』トルコの内政に干渉するの權利を有せずとのことを明言したものである、トルコの右の通報が干渉の理由とならざることを規定したものである(第九條第二項)。右の如くトルコの方

は内政改革を約し、列國の方では内政不干渉を約した此條文は重要なものではあるが、實は兩者共空證文に終つて、トルコも内政改革の實を擧げず、列國も亦干渉を止めず、東方問題は後日愈々紛糾して來たことは後に述ぶる通りである。

(3) 黒海の中立及兩海峽の地位 ポスフォラス、ダーダネルス兩海峽は從來外國軍艦が出入することを禁ぜられて居つた、殊に一八四一年七月十三日の條約は塊佛英普露の五大國間に此原則を確定した、同條約に於てトルコは其從來不變の主義とせる通、即ち外國軍艦に對し右兩海峽を出入することを禁止し、トルコが交戰國にあらざる場合外國軍艦をして右兩海峽に入らしめざるの義務を負ふこととし、列國はトルコ帝の右の決意を尊重し上記原則に依據すべきを約した。唯例外としてトルコは特に外國公使館専用の輕艇だけは軍艦旗の下に同海峽を出入するのを許し得ることと定められた(註七)、右一八四一年の條約の趣旨は巴里會議に於ても確認せられて、特に『海峽條約』と云ふものが巴里條約の附屬書として出來た(巴里條約第十條參照)。又同時に黒海は『中立』たるべきものと聲明せられた、即ち黒海は各國の商船には開放せらるゝが各國の軍艦には永久的に閉鎖せられた。沿岸國の軍艦も——從て露國やトルコの軍艦も——黒海に浮び又黒海の港や領水を利用することが出來ない(兩海峽の通過に關しては前述の通り)、黒海は中立化せるが故に沿岸に海軍の兵器廠を設くるが如きは其必要も其目的も共に消滅した、從て露國もトルコも今後黒海沿岸に何等右兵器廠を設け又は之を維持することを許さずと定められた(第十條乃至第十三條)、但し例外として警察上の任務を有する若干の小艇は特別の條約(露土間の條約)及び條項(巴里條約第十四、十九の兩條)により黒海

に浮べることを許された。右の如く黒海の中立を協定し露國をして軍艦を之に浮ぶるを得ざらしめ、加之露艦をして（露艦ばかりではないが）兩海峡を通過するを得ざらしめたのは、英佛の希望が達せられた次第であり、英佛がさきにクリミアに進撃したのも、其目的は斯の如く露國海軍の黒海に於ける根據を一掃するにあつたのである。今や之を條約の上に明かにして敗餘の露國をして之を諾せしめたのは英佛殊に英國の利とする所である、英佛は地中海に於て露艦の脅威を感じることがなくなつた、英國が印度への通路は露艦の威嚇より免れた、顧みるに露國は嘗て（一八三三年）ウンキヤル・スケレシー條約に於て露國が交戦の際トルコをして他國軍艦に對しダーダネルスを閉鎖せしむるの一ヶ條を置いたが、今やそれは舊夢と化して露國の黒海方面に於ける勢力は著しく失墜した。

(4) ダニューブ河航行の自由　ダニューブ河は數國を貫流して黒海に注ぐものであり歐洲の國際河川の重要なものゝ一つである、因て巴里會議を機として列國は其航行に關する規定を設けた（第十五條以下數條）。即國際河川に關しさに維納會議が定めた原則をダニューブ河にも、適用することとし、警察及檢疫規則を設くる以外、船舶の自由航行に對し何等の障礙を設くることを禁じ、殊に船舶の通行に對し何等通過税を課し又は船内の貨物に對し何等課税を爲すことを禁じ、唯航行を容易ならしむる爲めの工事及び營造物の經費に充つる爲め一定の税金を徵收することを得べきも、それも他の事項に於けると同じく各國船舶に對し「完全なる均等待遇」を與ふべきものとした（第十五、十六條）。尙ほ右等規定の實施の爲め二ヶの委員會を設くることとし、一は「歐洲委員會」と稱し巴里條約調印の諸國より委員を出し河口六十マイル（イサチヤに至る）に亘る事務を管掌せしめ、他は「沿岸委員會」と稱し沿岸諸國よ

り委員を出し右イサチヤより上流に亘る河川事務を管掌せしむる筈であり、二年内に右の歐洲委員會は其事業を閉ち河口地方の事務を後者に引續く筈であつたに拘はらず、後者は遂に成立に至らず前者獨り存續して來た、但しプレーラの上流は沿岸各國に於て必要なる改良工事を施すことになつて居る。

(5) モルダヴィア、ワラキア侯領の地位　此二侯領の地位に付ては巴里條約第二十二條以下の規定する所である、右の二侯領は後に合してルーマニア國となつたものであるが、抑も此兩侯領はトルコの支配下にある地方としては、其虐政に苦みつつも從來可なり程度の自治を許されたものであつた。クチュクカイナルディー條約（一七七五年）により露國は右地方を自國の保護の下に置いた、同條約第十六條によりて露國は右侯領の施政につきトルコに勸告を爲すの權利を獲得したから、之が爲め兩地方の施政は大に改善せられた。ナポレオン（一世）時代露土戰爭の際露軍は一時兩侯領を占領したことがあるが、ブカレスト講和條約は右兩侯領をトルコの手に戻せしめた。但し露國はベッサラビア（ブルート河とドニースター河との間に横はるモルダヴィアの一部）を併合した。其後露國は二回の條約によつて（一八二六年のアッケルマン條約及び一八二九年のアドリアノープル條約）トルコをして兩侯領の特權を確認且つ擴張せしめた、且つ露國はダニューブの河口をも併合した。一八五三年露土開戦の際には前記の通り露軍に於て右兩侯領を一時占領したが、露軍利あらすダニューブ地方より撤退するや塙軍代つて之を占領した。巴里條約に於てはベッサラビア方面の露國々境を變更してモルダヴィアが再びダニューブ河口（及ブルート河の東方可なりの面積）を領有することとなつた（第二十條乃至二十一條）。次に兩侯領は從來通りトルコの宗主權の下にあるも其特權權利は確認

せられて列國の保障の下に之を享有することとなり、何れの一國も右地方に對し、獨り其保護權を行ふことを許されず、何れの一國も獨り其内政に干渉することが出来ないこととなり、露國が兩侯領に對し保護者たるの態度を執つたのは昔日の夢と化した(第二十二條)。尙ほ巴里條約は兩侯領の行政の獨立と自由とを確保する爲めの規定を設け(第二十三—二十八條)國際委員會をして改革案を考慮せしむることとし、又兩侯領を愈々如何に組織すべきやの問題については人民の意向を參酌する爲め、兩侯領に各々臨時の人民代表會を開いて其意見を徵することとした。所が其結果一八五七年に於て兩國の代表會は兩國が爾今各別の行政を行ふを廢して、ルーマニアと云ふ名稱の下に一國として施政せらるべき旨の決議をした。しかし、右兩地方の合併は直ちに列國及トルコの承認する所とならなかつた、兩侯領は各別の議會を存する状態の下に放置せられた。が一八五九年一月兩議會は共に同一人——モルダヴィアの貴族たるアレキサンダー・クーザ公——を兩地方の知事に選舉した。それでも猶ほ列國及トルコは右の合併を認めなかつたが、ルーマニアに於ける國民的要求は強烈不撓であつたから遂には列國及びトルコの承認を得た。

(6) セルビアの地位 ダニュープ侯領の第三たるセルビアは一八〇四年より一八一七年までの間トルコに對する數次の叛亂により其自治權を獲得したものである。其間一八〇六年——一八一二年の露土戰爭はセルビアをして特權を得せしむるに與りて大に力があつた。露土間に結ばれたブカレスト條約(一八一二年)アッケルマン條約(一八二六年)アドリアノーブル條約(一八二九年)は何れもセルビアの地位改善に貢獻した。此等の特權は巴里條約第二十八條に所謂トルコ帝の勅令により確認せられて、同條約以來列國の共同保障の下に前記ダニュープ兩侯領と同様『獨立

の行政』及『信仰、立法、通商、航海の完全なる自由』を有することとなつた。

(7) アーランド島の防備禁止 巴里條約第三十三條に規定した如く、同條約の附屬として同條約と日と同じくして英佛露の三國間に結ばれたアーランド島に關する條約がある。此條約は巴里本條約と同一の效力を有するものと規定せられてある。抑も同島はボスニア灣の入口にありスエーデンの首府ストックホルムを壓するものである、右の島はフィンランドと共に露國に割讓せられた(一八〇九年フリードリヒスハム條約)。スエーデンは其商業及國防の脅威を避くる爲め同島に防備を施されないことを切望して居る、英國政府は之に同意し來つた。クリミア戰爭に際し英佛艦隊がバルチック海に入るや英佛はスエーデンの希望を満足せしむるの決意をした、巴里條約第三十三條及アーランド條約は其現はれである。露國政府は自國領土内に於ける右防備權の制限を以て常に屈辱として居つたが、右條約又は條項を廢棄するの勇氣はなかつた(註八)。

註五 ホルランド「スタディース」二〇一頁以下。

註六 ホルランド「イースタイン、クウエツション」二二二頁。

註七 ホイートン「歴史」五八三頁。

註八 巴里條約の內容につきオークス、モワット「第十九世紀の歐洲大條約」一六九頁以下参照。

五 巴里條約の價值 巴里條約の作成者は固より眞剣であつたであらう、當時殊に英國では巴里條約の成功を喜ん

だであらう、しかし事後の發展に徴するに巴里條約は或點に於て、重要な點に於て空疎なる擬制に過ぎなかつたと批判するものがある(註九)。即ち巴里條約の文面より見れば當時の列國は東歐の改造、トルコの更生を夢想したのである、トルコ帝及其軍隊は歐洲開明國の統治者及軍隊に倣ふて生れ更はるものと想像した。しかしさきにハンガリーを初め、引續きセルビア、ギリシア、ダニユープ侯領、エヂプトの諸方面に於て離叛乃至獨立運動を見、歐洲諸國の干渉なかりせば土崩瓦解を實現せんとした其トルコが一片の條約により起死回生の實を擧ぐべしとは到底受け取れぬ話である。果然トルコの再生も列國の不干渉も共に空想擬制に過ぎざることが、巴里條約以後相次でトルコ領内の各地方に發生した騷擾動亂事件によつて立證せられた。ルーマニア、セルビア、ブルガリア、ボスニア、ヘルツェゴヴィナ、マセドニア、クリート、アルメニア事件等は皆盡く近東問題として歐洲を騒がした所である。加之巴里條約調印後十四年にして露國は『黒海の中立』に關する條項を破棄してしまつた。英國の力否、パーマーストーンの力はクリミア戰役の際露國をして否歐洲をして黒海の中立を條約文の上に載せしめたが此條項も永續のものではなかつた。露國宰相ゴルチャコフが右の條項破棄の爲め即ち其劇的聲明を爲す爲め選んだ時機は佛軍のメツ降伏後四日であつた。ゴルチャコフは一八七〇年十月三十一日巴里條約中の第十一、十三、十四の各條を破棄する旨を列國に通牒した。其理由とする所の一は巴里條約が他の部分に於ても無視せられた事實があるとの主張である。蓋し前述の如くルーマニアの地位に關して生じた變更を指すものである。果してルーマニアの地位の變更が巴里條約違反なりやの問題は姑らく措き、假令然りとするも露國が他の列強の同意を待たず、右條約の他の條項を勝手に變更し破棄し得る理由とはな

らない。又ゴルチャコフの同文通牒には『外國の軍艦が屢々種々の口實の下に黒海に出入したることあり、これ黒海中立の違反なり』とあるも其事實を指摘して居ない、又假りに其事實ありとするも露國は他の締約國の同意なくして黒海條約を破棄し得ざるは明かに巴里條約第十四條の定むる所である。ゴルチャコフは更らに黒海中立により露國の行動を制肘するは『不當』なりと主張して居る、トルコは多島海及海峽方面に又英佛は地中海に海軍力を維持し集中するを得るのに露國獨り黒海に艦隊を浮ぶるを得ずとは不當であると云ふのである。特に巴里條約は唯トルコが交戦國にあらざる場合他國軍艦に對し海峽閉鎖を規定するのみであつて、戰時に於てはトルコが露國に對抗する爲め他國の軍艦を防禦力なき黒海に招き露國沿岸を襲はしむるを得る次第であつて、露國の黒海沿岸は何時他國の襲撃に遇ふか判からぬ危険がある、故に黒海の中立は露國に對し決して公平の措置ではないと云ふのである。此理由で之を列國に謀り、其同意を得て右の中立條項を廢棄するのならば聽えて居るが、ゴルチャコフは茲に出でず、露國限りで之を破棄すると云ふので茲に露國約信の問題となるのである。が右破棄の聲明を爲したのは露國に取りては時機の選擇機宜に適したものであつた。ビスマークは黒海問題につきゴルチャコフに「フリー、ハンド」を與ふるの外なかつた、露國は露普の一致を見ては不賛成を唱へる譯には行かぬ、伊國は國內の統一事業に忙殺せられて居る、佛國に至つては自國存亡の分るゝ秋であつて東方問題所の騒ぎではない。英國獨り露國に抗議したからとて——一八七〇年十一月十日の抗議——何等の效もなかつた。唯條約義務の問題として世間體を繕ふ爲めに、一八七一年倫敦に列國代表者の會議を開いて、露國の一方的聲明ではよくないから表面上列國の同意した條約の形ちに變へたまでである(同年三月十

三日調印)。此條約によれば巴里條約の第十一、十三、十四の各條及び右第十四條に附屬せしめたる露土間の條約(黒海條約)を廢止した(第一條)尤も『ボスフォラス、ダーダネルス兩海峽を(他國軍艦に)閉鎖するの原則は一八五六年の海峽條約通り之を維持することとし、但しトルコ帝は平時に於て巴里條約の實施上必要と認むる場合には友邦同盟國の軍艦に對し右海峽を開くことを得るの權能を認められた』(第二條)。(因みに今回の條約の第三條以下はダニユール河に關する規定である)。即ち今回の條約により黒海の中立は廢されたのであるから、兩海峽の問題は別であることは前記の通り(露國は黒海に面する自國の沿岸に防備を施し又黒海に軍艦を有するとが出来ることとなつた(註一〇)。しかし時と共に次第に變更せられ破壊せられるのは獨り巴里條約ばかりではない(註一一)。

註九 フアイフ近世史二三三頁以下。

註一〇 オークス、モワット前掲三一三頁以下。

註一一 軍艦の海峽通過問題に至つてはトルコは自國が交戰國たらざる場合外國軍艦に對し海峽を閉鎖するの義務を有するが(前掲海峽條約第一條)戰時トルコが交戰國たる場合には外國軍艦の通過を許しても條約違反とはならぬ(此點と黒海中立との矛盾は一八七一年の條約により取除かれた譯である。次に平時に於ても同條約によれば本文記載の如く巴里條約實施上必要な場合はトルコは外國軍艦の通過を許し得るの規定があるが此規定の趣旨は明瞭を欠いて居る、蓋しトルコが例へば内亂暴動あるに際し外國臣民保護の爲めに外國軍艦の海峽内に入るを許しても露國が復た々々巴里條約違反呼ばはりを(一八七〇年十月の同文通牒中爲した様に)する様なことなからしむる爲めであらう(オークス、モワット前掲三一九―三二〇頁による)。

(露土戰爭)

第五章 伯林會議(一八七八年)

(露土戰爭)

一 伯林會議の由來 『歴史は繰返す』と云ふとは一八七八年の伯林會議に就て想及を禁ずる能はざる諺である。伯林會議は巴里會議(一八五六年)の復寫であると云ふも過言ではない。トルコの虐政、從て國內の基督教徒の不平は露國に乗すべきの機會を與へた、露帝は之を先にしては(クリミア戰爭當時)バルカン正教徒の爲め、之を後にしてはバルカン同種民族(スラヴ人)の爲め馬頭をコンスタンチノープルに向けたのであつた、而して唯一八七八年の場合が一八五六年と異るところは露國は戰場に於てトルコを相手としたことであつた、しかし外交舞臺では露國はトルコよりも歐洲列強を相手としなければならなかつたことは一八五六年と變りはない。東方問題は露國が單獨にトルコのみを相手として勝手に解決し得る問題でないことは茲に再び立證せられたのである。但し此點―即ち東方問題は歐洲の共同利害事項なること―を列國は『力』により立證するの必要がなかつたこと、これが一八七八年の一八五六年と異なる所であつた(註一)。顧みれば前述の如く巴里條約中黒海の中立條項破棄せられてセバストポールには露國の砲臺再び現はれ黒海には露國の海軍再び往來することとなつたのは露國の回復據頭を物語つて居る。當時露國では不世出の外交家ゴルチャコフ宰相となり獨逸のビスマルクと相拮抗して歐洲外交界に重きをなした、而して獨逸及び伊太利の統一行はれて、「ナシヨナリズム」の思想歐洲を風靡するや、露國がスラヴ民族の中堅となり Pan Slavism 運動も旺盛となつたことは異とするに足らぬ。バルカン半島には到る處ロシアからの煽動者がもぐり込んで、其地方の

スラヴ人の間に運動を試みトルコの羈絆を脱せしむる爲め叛亂を教唆した。斯くして一八七五年ヘルツェゴヴィナ及ボスニアの兩地方に叛亂が起つて茲に東方問題の再燃を見るに至つた。翌一八七六年にはブルガリアにも叛亂が起つた。セルビア、モンテネグロもトルコに對し戰を宣した。トルコ人は此等叛亂地方の人民（基督教徒）を虐殺した。ブルガリアに於ける虐殺の報は西歐諸國人士をして震駭せしめたことキオスの虐殺（一八二二年）に譲らなかつた。當時迄トルコに傾いて居つた英國の輿論も俄然調子が變つた、クリミア戰爭以來歴史的に英國人はトルコに親しみを持つて居り、他方ヘルツェゴヴィナとか、ボスニアとか、ブルガリアとか云ふ所は其名稱すらも知らない人が多かつた、しかるにブルガリアに於てトルコ人が大虐殺をやつたとの報道はグラッドストーンが議會で之を政府攻撃の材料に利用したことと相待つて大に英人の耳を驚かした、否東方問題を大に紛糾せしむるに至つた、抑も歐洲諸國が當時東方問題に對して如何なる態度を取つたかを考察するに、

(1) アンドラッシー通牒（一八七六年一月三十一日トルコに交付）「ボ」へ「ハ」兩州叛亂あるや其住民にして難を塊國に避くるもの相踵いで國內に異人種を包容する塊國政府は少からず不安を感じた。因て同國外相アンドラッシーは獨逸兩國の當局者と相談の上、叛亂鎮撫の爲め共同動作を執るに決した、其結果世にアンドラッシー通牒と稱するものとなり之れがトルコ政府に送致せられた、其の内容を窺ふに（一）宗教（キリスト教）の完全なる自由を認むること（二）租税の苛酷なる誅求を廢すること（三）兩州より徵收せる税金は之を兩州の費用に充つること（四）トルコ政府所有の土地を拂下げて農民の状態を改善すること（五）同數のキリスト教徒及モハメット教徒より成る委員會を

設けて右の改革の實施を監督せしむること等の條項がある。トルコ政府は細目に就て不服を述べたが結局大體に於て右改革案に同意を表明した、しかしトルコは此迄と雖も屢々改革を約束し乍らそれを實現しない。故に今回も紙に書いたものだけでは安心が出来ない、列國は果して如何にしてトルコをして右の約束を履行せしめんとするか、これ叛民の聞かんとする所である、何等の保障なくしては叛徒は武器を棄てて田園に歸るを肯んじない、一方トルコ人の方にも列國の干涉により反抗の氣運を煽られ排外的愛國的宗教的の反感が各方面に高まつて來た、其結果サラニカに於ける英國及び佛國の領事は暴徒の爲めに攻撃せられ殺害せらるるに至つた、スミルナ、コンスタンチノープル等の地方でも歐洲人たる住民は危險を感ずるに至つた。

(2) 伯林覺書（一八七六年五月十三日）アンドラッシー通牒が東方の平和を齎さざるを見るや獨逸三國の宰相は再び共同して外交的措置に出でんと企てた。ビスマルクの招きによりゴルチャコフ及アンドラッシーは各其皇帝に陪して伯林に集まつた。其時は宛かも前述サラニカに於ける英佛領事殺害の報道が歐洲を驚かした時であつた、白晝公然外國の領事すら殺害せられる位であるから叛民（キリスト教徒）がトルコ官憲に信頼しないのは無理もない話であるとして、右三國の宰相は茲に所謂伯林覺書なるものを作成した、之はトルコをして改革の實を擧げしむるを目的としたものである、曰く二ヶ月間の休戦（トルコと叛民との間に）を交戦者双方に強制すること、曰くアンドラッシー通牒に所謂混合委員會を直ちに成立せしむること、曰く歐洲列強代表者の監督の下にトルコは其の約束せる改革を實行すること、而して『トルコが休戦満期の後猶ほ右の條項に同意を與へなければ更に有效なる手段を執ること』、之れが

其要旨である。右覺書が三國宰相の間に調印せられたるの日ビスマークは英佛伊三國の大使を自邸に招いて、露埃兩國宰相と共に覺書を読み上げて之に同意を求めた、さきのアンドラッシー通牒に對するが如く之に賛成せんことを求めた。しかるに佛伊の兩國政府は同意の回答をして來たが、英國政府は最後の文句（前記括弧内の文句）は同覺書の表面上の目的を破壊し、叛徒を煽動するに過ぎざるものとして賛同を拒絶するの回答をして來た。英國を除いた列強は軍艦をサロニカに派したが英國政府は他國との協調を謝絶し且つ『英國はトルコを脅嚇することを好まず、英の承諾なくして東方に於ける領土の變更を許さず』と聲明して自からは艦隊をベシカ灣に送つた。抑も當時に於て普佛戰爭の創痍未だ愈えざる佛國と建國以來未だ日猶淺き伊太利とは姑らく措き、獨露埃がトルコ及バルカン問題につき右の如く表面一致の歩調を取ることとなつたのは果して如何なる理由によるものであらうか、露國は固より單獨トルコを料理したいのは山々である。埃國はバルカンに接壤して居る關係上重大な利害を持つて居り露國がバルカンに於て我儘をすることを許し得ない。ビスマークは普佛戰爭の直後一方に埃太利を懐柔し他方に露國を自國に引きつけて置くの策を講し茲に所謂三帝同盟なるものを作つた、一八七二年の夏、獨露埃の三帝が伯林に會した際に出來たものである。右はビスマークとしては佛國の復讐に備へんとするつもりであつたが、東方問題に關しても直接間接の作用をした。一八七六年の秋ビスマークは露帝の間―露埃開戦の際獨逸は局外中立を守るべきやとの問―に對して否定的の意向を示したから（註二）、露帝は東方政策について埃國を敵とすることの不可能なるを察し、右の如くアンドラッシー通牒、伯林覺書となつたのみならず、一八七六年七月八日には露埃兩國皇帝はボヘミアなるライヒスタットに會見

して密約する所あつた。表面上は右會見は東方問題に付當分の内、非干渉の方針を決定し、後日必要ある場合歐洲協調の努力を更新すると云ふのにあつたが、風説では歐洲トルコの分割が會見の目的であつたとも云はれて居る。兎に角右の結果として露埃兩國間に露國がブルガリアの自由の爲め同國に兵を入るる場合あらば埃國はボスニア、ヘルツェゴヴィナ兩州を占領してよいと云ふ協定が出來た、これは露國がトルコに對し單獨行動を執る場合埃國の局外中立を確保したものであり、ボ、へ兩州の占領は之が代償である。果然ゴルチャコフが豫想したより早く露帝はバルカンの同種民族の爲め單獨行動を急ぐこととなつた。（アブリブラムに載せたるライヒスタット會見録は前記の風説が事實であつたことを證する、右會見録及翌一八七七年一月十五日のブダペスト條約に付、同書英譯二卷一八九頁以下参照）

(3) コンスタンチノープル會議 當時（一八七六年）バルカンに於てトルコと交戦中であつたスラヴ人殊にセルビア軍の間には露國の軍人が澤山從軍して居つた、それに拘はらずセルビア軍は旗色がよくなかつた、依て露國は一時トルコに對して休戦を強制するに至つた（十月三十日）が事實上露土兩國間の戰雲は日一日と急を告ぐるの模様がある、此の形勢を見た英國政府は露國軍人のセルビア從軍に對して抗議をした。於是乎露帝アレキサンダーはさきにニコラス一世が英國大使に聲明した擧に倣ふて、當時の英國大使ロフタス卿に對し其名譽をかけて、コンスタンチノープル領有の意なきことを言明した、曰くブルガリアの一部は占領するかも知れぬがそれも平和回復迄、キリスト教徒の安全が確立せらるる迄の一次的のことに過ぎない、曰く朕の切望する所は歐洲の平和である、バルカンに於けるキリスト教徒の地位改善問題につき英國との完全なる協調である、曰くトルコが歐洲の要求する改革を飽く迄拒絶し而

かも列國の協調も期し難しとすれば露國は單獨行動に出づるの外はない、但し露國は領土を擴張する意思は毫末もないから英國人の此點に對する猜疑は理由なき所であると。兎に角當時の英國外相ダービー卿は露帝右の聲明に對し満足を表し、直ちに歐洲列強をコンスタンチノール會議に招請するの案内狀を出した。該會議の召集に際し英國は列國に於てトルコの領土保全を確認し且何れの國もトルコの計算に於て領土の擴張又は特殊利益の獲得をしないことを基礎條件としたのである、後段は露帝の言葉を其儘捕へたものである、列國は右基礎條件の下に會議開催の提案を承諾した。六大國の代表者は同年十二月コンスタンチノールに集まつた、而して十一日から二十一日迄『豫備會議』と稱してトルコ代表者を加へずして六大國の代表者だけで下相談をした、蓋し列國の一致的要求をトルコにつきつけることゝしたのであつた。露國代表者が同國のブルガリア占領の議を撤回して以來會議は難關を見ず、一致を見るに至つた。其提案には曰くセルビア、モンテネグロにトルコより若干の土地を與ふべし、曰くボスニア、ヘルツェゴヴィナ及ブリガリアに行政的自治を與ふべし、曰くトルコは此等諸州にキリスト教徒の知事を任命すべし、其任命は列國の承認を求むべし——等——最後に『此等改革の實施は國際委員會の監督の下に置かるべし、同委員會は瑞西及白耳義に於て募集さるべき六千の憲兵を有すべし』との一條あり。斯くして土帝は其主權を保有しトルコ帝國の領土保全は何等害さるゝことなく一方トルコ内のキリスト教徒はトルコの暴政に對して保護せらるべしと云ふにあつた。列強相互間の議は右の如く纏つて愈々十二月二十三日トルコ外相を議長として本會議が開かるゝ運びとなつた。所が同日會議の最中股々たる砲聲に列席の強國代表者は驚かされた。トルコ外相即議長は從容として説明して曰ふ『これトル

コ國憲法發布の祝砲なり』と。蓋しトルコ政府は列國の氣勢を觀取し右會議に先ち列國の機先を制する爲め憲法を起草し會議の當日を期して之を公布したのである。其憲法の條章は佛白の憲法に則とり完全なる代議政體を全トルコに布いたものであつて、セルビア人やヘルツェゴヴィナ人の要求以上であり、其意表に出でたと云ふよりも之を解し得た人は尠ないと云ふた方がよい程であつた。唯問題は實行の問題である。トルコは固より之を實行するの意思はない、これが實行出来るならば列國がトルコに何等要求などをする餘地も必要もないのである。右の會議に於てトルコ代表者は外の點は兎に角(一)改革實施監督の爲め外國人より成る委員會を設くること(二)前記諸州の知事任命に際し列國の承認を求むることの二つだけはどうかつても承諾出来ないと主張し、列國の方では又改革の約束は如何に立派でも右の二事なくしては全歐は何等の保障を握つて居ないと反駁した。トルコ外相は一八五六年の巴里條約を楯にとつて同條約によりトルコは歐洲の爾餘大國と同一の地位に置かれたること、列國はトルコの内政に干渉せざるを約せることを説き列國代表者と争ふた、これは條約面上理論上尤もの次第であるが同條約は元來出来ない相談をしたものであり、目下の形勢は法律家の問題や條約解釋の問題ではない。右會議に於て列國代表者はトルコ代表者の主張を聴き若干の修正を其要求に加へたが右の二大事項に至つては之を撤回しなかつた。トルコは帝國大會議を開いて列國の要求を其議に附した結果之を拒絶し(一八七七年一月二十日)列國代表者は其使臣と共に一齊にコンスタンチノールを引揚げた。

(4) 露國の單獨行動。一八七六年十一月以來露國はトルコに對し戰備を急いで居つた、歐洲協調が破れた場合露帝

が如何なる行動に出づるやは世間周知の事實であつた。露國はコンスタンチノープル會議に於てトルコ及列國が果して如何なる態度を取るかを熟視して只管機のを待つて居た、同會議の不成功に終つた後に於ても露國は何の爲めか兎に角イグナチエフを英國其他に派して遂に倫敦プロトコルなるものを作つて（一八七七年三月三十一日）列國の同意を得た、此文書は前の要求に比し頗る微温的なものであつたに拘はらずトルコの拒絶する所となつた、露國は遂に忍び切れず四月二十四日單獨トルコに對して宣戰するに至つた。露國が軍をバルカンに進めるにはルーマニアに途を借りなければならぬ、依て戰鬪開始に先ち露國はルーマニアと條約を結んで軍隊通過の權利を得た、其後ルーマニア自身露國の同盟者として參戰するに至つた。露軍の南下するやプレヅナに於てトルコの將オスマンパシヤの死守するに遭ふて途中手間取つたが（同年七月二十日プレヅナの第一合戰あり、十二月十日陥落した）其陥落後は長驅してバルカン山を越え翌一八七八年一月二十日には露軍はアドリアノープルに入り一月三十一日同地に於てトルコの請により休戰條約が結ばれ、三月三日にはマルモラ海岸の小邑サンステファノに於て講和豫備條約が結ばれた。此サンステファノ條約なるものは露國がトルコの死命を制したものとて他國殊に英國より見られた。即ち此れによればモンテネグロ、セルビア、ルーマニアの諸國は露國の後援の下に各々獨立國となる計りでなくブルガリアはダニュープ河よりエージャン海に至る廣大なる地域を與へられて自治領となり露國の保護の下に立つべく、露國は歐洲に於ては下ブルツヤを併合し又アジアに於ても大なる割地を受け且つトルコから莫大なる償金を取ることとなつたのである。

(5) 英國の態度 英國外相ダービー卿は露國に對して寧ろ溫和的であつたが首相ビーコンスフィールド伯デズレリ

ーは當初より頗る強硬であり露國のトルコに對する侵略政策を極力挫かんとした。英國の傳統政策たるトルコ領土保全政策は、依然デズレリーの繼承する所となつた、唯トルコのブルガリア虐殺の如き忌はしき報道が傳はつて英國人の輿論を攪亂し、反對黨に政府攻撃の材料を提供するので、如何にデズレリーと雖も英國をしてクリミア戰爭當時の如く公然トルコと提携して戰場に馳驅するに至らしめ得なかつたのである。前述露帝の平和的聲明（一八七六年十一月二日）に對し英外相は満足の意を表する一方首相ビーコンスフィールドはギルドホール演説（十一月九日）に於て『英國は何時でも戰爭の用意をして居る』と獅子吼した。愈々露土開戦となるや英國は局外中立の態度を執つたがそれは條件付中立であつた。如何なる條件を付けたか、曰くスエズ運河の封鎖を許さず、埃及に軍事動作を及ぼすを許さず、曰くコンスタンチノープルがトルコ以外の手に渡ることは英國の漫然傍觀し得ざる所である、ボスフォラス、ダーダネルス兩海峡通過に關する從來の規則に變更を加ふるは英國の反對する所であると。此等條件を英國政府は議會に於て聲明したばかりでなく、露國政府にも明白に之を通報した。ゴルチャコフは此通報に對して答へた中にコンスタンチノープルを永久的に併有するの意なしとの露帝の聲明を繰返し、及埃及に於て軍事動作を執らざることを約したが、戰爭中の出來事としてコンスタンチノープルを一時占領することは他の都に對すると同様已むを得ざることあるべき旨を漏らした。前記の如く露軍勝を制して一八七八年一月二十八日講和基礎條件が露國大使から英國政府に内報せらるゝや英國政府は直ちに軍事費増額を議會に要求した。其討議の最中露軍は休戰に拘はらず『コンスタンチノープルの三十マイル以内に迫まつて來て同地危し』との電報が英國大使より本國に致されて、其議會は驚

駭且激昂を極めた、艦隊は直ちにコンスタンチノープルに向ふの命を受けて、二月六日ダーダネルスに入った。英露の危機は一髪の間迫つた、英外相ダービーは右艦隊の派遣は英國居留民の保護に在りと辯解したが、之に負けて居るゴルチャコフではない、英艦隊若しボスフォラスに入らば露軍は人道上の共同義務を履行する爲めコンスタンチノープルに入るべしと威嚇した。此威嚇に辟易して流石のビーコンスフィールドも其の艦隊に對しマルモラ海の適宜の地に泊まるべしとの命を下した。抑も歐洲一般の利害に關係する事項が露土兩國丈の條約で決定出来るものではないことは露國の初めから承知する所である。又奧帝は二月初旬既に歐洲會議を自國の都に開かんと提議したことがあるが、其後に至つて會議地は伯林に変更せられた。しかし問題はサンステファノ條約の如何なる部分を列國の議に附すかである、此問題の決定につき英國政府は之が取捨選擇の權を列國に留保せんとし、ゴルチャコフは露國自身に此權を保留せんとし、容易に折合はず、英露の戰機は愈々動いた。溫和派の外務大臣ダービー卿辭職してソールスベリ侯之に代つた、新外相は就任匆々同文通牒を列國に致して（四月一日）サンステファノ條約の非を鳴らした、而して同條約全部を一括して列國會議に附するに非ざれば、列國會議の審査は無益無効であると高唱した。英國駐劄の露國大使シューヴァロフ伯は英國政府の意を探つた所が、若し露國政府にして大ブルガリア計畫を止め、之をエージャン海に出さず、之を兩州に分ち且つ西部及南部の面積を縮少し、バルカン山脈をトルコの軍事的國境となし、又バヤジードをトルコに還付し、且エビルス、テッサリー其他の歐洲トルコの組織につき列國の容喙權を認むれば、英國はサンステファノ條約の他の部分には、左まで反對しないであらうとの英國政府の意向を確かめ得た。そこでシューヴァ

ロフは英京と露京の間を往來して斡旋奔走大に努めた、途中伯林を過ぎてビスマルクの意見も聞いた。露帝も折角の戰勝の結果を賭して英國（及奧國とも多分）再び戰を始むることを欲しなかつた。シューヴァロフの盡力は其効を奏して大體前記の條件を基礎として五月三十日、同大使は英國政府との間に一文書に調印することとなつた。斯くして露國はサンステファノ條約全部を伯林會議にかけることを諾した。しかしビーコンスフィールド伯はまだそれでも安心が出来ない、露國がバトーム及びアルメニア要塞を獲得したのを深く残念がり、同伯はシューヴァロフと更に密約して露國がこれ以上アジア・トルコ方面に國境を擴げることなかるべきを約せしめた。同伯はそれでもまだ満足せずして此度はトルコに對し説く所あり、六月四日同國との間に一の條約を以て（此密約は間もなく即七月九日英國の方で公表した）トルコと防守同盟を結んだ。其内容は露國がアジア・トルコに對し更らに侵略を試むる場合英國は兵力により之を防ぐべきこと、一方トルコ帝は其代りにアジア・トルコのキリスト教徒其他を保護する爲め必要なる改革を行ふべきこと、其改革に付ては英土兩國間に相談を遂ぐべきこと、及び英國をしてサイプラス島を占領せしめ行政せしむべきことを約束したものである、而して露國が若しアルメニアの併合地をトルコに還付した曉には英國はサイプラス島から撤退すべく右密約も終りを告ぐべき旨の滑稽味ある文句も附加してあつた、兎に角右の英土條約が英國の近東に於ける權威を加へたことは多大である（註三）。

(6) 獨逸其他の態度 サンステファノ條約を喜ばない國としては英國の外に奧國がある、露國がブルガリア其他を傀儡としてバルカンに手を擴げ勢力を伸ばすは奧國の不快とする所であること勿論である、サンステファノ條約

調印の直後イグナチェフ將軍は露京より塙京に使用して塙帝及びアンドラッシーに當つて見たがとて其鼻息は荒くしてボスニア、ヘルツェゴヴィナの兩州占領は勿論其他種々の難題を持ちかけたので、イグナチェフ驚いて引返した。佛國はワッデントン外相となり親英的態度を示した、伊國も露國より寧ろ塙國に附いてアルバニア方面に利を得んとするの意がある。斯く觀じ來れば露國が當時味方として囑望し得たのは獨逸のみである、獨逸は先年塙國と戦ひ（一八六六年）又佛國と戦ふた際（一八七〇—一八七一年）露國は局外中立の態度を執つた。加之後の場合塙國を牽制し獨逸をして後顧の憂なからしめた因縁がある、實に獨逸の成功は或意味に於て露國の賜と云ふも過言ではない、當時獨帝は露帝の恩を忘れないと明言した、今日（一八七八年）に於て露國が獨逸の報恩を望むのは無理もない次第である、獨逸は果して其恩を忘れず、之に報いるであらうか。曰く否。ビスマークは今やゴルチャコフと相善からず、個人的に之を屈せしめんと感情がある、のみならず獨逸は塙國を敵視して露國に附くことを好まない、否寧ろ露國の機嫌を害ふとも塙國の爲めにせんと心掛けた。露國は四月初旬頃より獨逸の頼むに足らざるを察知した。塙國がバルカンに力を伸ばすのは獨逸に取り百利あつて一害なき所である。バルカンに於て露塙相拮抗し近東に於て英露相争ふはビスマークの思ふ壺である、ビスマークは塙國のボ、へ兩州占領を以て英土密約を默認するの交換條件としたとも云はれて居る。ビスマークの右の態度は英露をして警戒せしめ此兩國は戦を思ひ止まり、塙國は英國との提携を固くして共に露國に當るを見合せ、斯くして列國代表者は會議に急いだ。此間に立ちビスマークは自ら『正直なる仲介人』と稱し『獨逸は何等求むる所なし』と誇言して伯林會議に臨んだ（註四）。

註一 ホルランド—スタデース—二二七頁。

註二 ビスマーク回顧錄二卷二四二頁以下。（本書三〇二頁参照）

註三 以上伯林會議の由來として述べた所はファイフ上掲第三卷四七七頁以下、フィリップス上掲四九一頁以下に負ふ所大なるものがある。

註四 ドビドウィル前編第二卷五一四—五二二頁。



二 伯林會議の經過 六月三日を以てビスマークは正式に列國に對し會議の案内狀を發送し、會議は同月十三日伯林に開かれた、爾來會議は丁度一ヶ月即ち七月十三日を以て閉會を告ぐる迄、會合を重ねること二十回、英獨露塙佛伊土の七國から各々二名乃至三名の全權が出た、獨逸からはビスマーク、英國からはビーコンスフィールド、露國からはゴルチャコフ、塙國からはアンドラッシーが主席全權として出席した。綺羅星の如く當代一流の政治家外交家を集めた。ギリシヤ、ルーマニア、ベルシヤの代表者は唯會議の途中必要に應じ陳述を求められたに過ぎなかつた（註五）。伯林會議は實にビーコンスフィールド、ビスマーク、ゴルチャコフ三巨頭の外交競技とも云ふべきものであつた。殊にビーコンスフィールドは前記の如く五月三十日の英露密約、六月四日の英土密約、六月六日の英塙密約で充分の用意をし、一方には軍艦で身を固めて、伯林に乗込んだ。伯林會議當時、否露土戰爭中のビーコンスフィールドは、果して萬一の場合、露國相手に一戦を試むるの決意を有したのであるかは史家の疑ふ所であるが、兎に角彼が伯林會

議に臨むに當ては右の如く兩交戦國及一大關係國（奥）とは大體重要問題に付き話済みであり、ビスマルクとも仲が良よつた、右手に條約、左手に軍艦を掲げて悠然會議に臨んだものである。當時歐洲に於て飛ぶ鳥を落す勢のビスマルクも、ビーコンスフィールドと云ふ男はどんな事を遣り出すかも知れぬと不氣味に思ふたさうである。他方に於てゴルチャコフはアンドラシーの評言の如く、同會議に於ては刑事事件の被告の様な形であつて、サンステファノ條約で現はした地金は痛く各國から不信の眼を以て見られて居つたから、露國は頗る不利な地位に立つた。ビスマルクは自ら所謂『正直なる仲介者』として、英露奥各國代表者の間に斡旋大に努めた。會議前、列強間前述の如く大體話は附いて居つたに拘らず、愈々會議となるや大小の問題に付き議論があつた、殊に英露全權は各々其の主張を持して相譲らざることが屢々あつた。或時の如きはゴルチャコフは地圖を卷いて去らんとし、ビーコンスフィールドも歸國の爲特別列車の用意を命じたとも傳へられた。然し何れも當代一流の外交家のことであるから、表面は辭禮を紊す様なことはなかつたと云はれて居る。後の史家又は畫家が當時の兩人を描いて、今にも掴み合ふ様な印象を與へて居るのは、大に事實相違である、然し他の會議に於ける如く此の會議に於ても難問題は會議場以外の相談に依つて妥協接近の途が見出された。正式會議に於てはアンドラシーの發議によりビスマルク議長となり、ビスマルクは劈頭先づサンステファノ條約は歐洲諸條約と關係を有するにより改修の必要あることを述べた。

(一) 同會議の最大難關は何と云ふてもブルガリア問題である、此問題に付て一方は露國全權、他方は英奥兩國全權兩々相對して論陣を布いた（六月二十二日より二十六日に至る四回の會合）、其結果露國の計畫した大ブルガリアは小ブルガリアとなつた、即ちブルガリアはバルカン山脈以北に追ひ込められ、其南方ブルガリア人の住する地域はイースト・ルーメリアと稱しブルガリアと別れて、之と合併するを許されなかつた。サンステファノ條約では十六萬三千平方キロメートルのブルガリアが伯林會議では六萬四千平方キロメートルに縮められた、人口も四百萬から百五十萬に減じた。ブルガリア怒り露國憤つたものも無理はない、露國の雄圖は空しく挫折した次第である。

(二) 次にボスニア、ヘルツェゴヴィナ兩州の問題の討議となつた（六月二十八日）、アンドラシーは同地方に於けるトルコの稅政を擧げ、奥洪國の康寧と利益と共に之が爲めに大いに害せらるゝ次第を縷述した。英國全權ツールズベリーは直ちに之と相槌を打つてバルカンの靜謐及均勢維持の爲めに兩州は奥洪國に於て占領すべしと提議した。豫て此事あるを覺悟したゴルチャコフは嫌な顔をし乍ら之に同意した。唯驚いたのはトルコ代表者である、彼は號泣して之を抗爭したが、ビスマルク之に向つて曰く『會議は歐洲全體の利害を問題とするもので、トルコ單獨の利害を顧慮するものではない、サルタンはマセドニア及ルーメリアを保有するを得る以上苦情を云ふ道理はあるまい』と。右兩州は斯くして名義上のみトルコの領土たるに終つた、加之ノヴィ・パザール地方も奥國に於て必要と認めれば之に要塞を設けることを許された。

(三) 次に議題となつたのはセルビア、モンテネグロ問題である、此兩國の獨立は承認せられたが、兩國の中間にトルコ領の一地帯を介入せしめたのは是れ亦サンステファノ條約修正の一節である、セルビアの東部に於てブルガリアから取つた若干の土地をセルビアに與へたのはこれ亦露國の不利とし奥洪國の利とする所であつた。

(四) ギリシヤの代表者はアルバニア、エギリス、テッサリー、クレートを要求したが(六月二十九日)露國の反對は勿論英國も今や敢て之を支持せず、僅かに佛國の後援を得たが、結局會議はどれだけの土地をギリシヤに與ふると決定はしない、唯希土兩國の直接談判に依つて兩國間の領土問題を決定すべきこととし、列國は右談判を容易ならしむる爲め兩國の間に立ち調停するの權利を留保したに過ぎない。

(五) ルーマニア問題に於て同國の獨立承認は別段各國の異存の有る所ではなかつたが、問題はベッサラビアに在つた、ロシアは曩日の同盟者たるルーマニアよりベッサラビアを取上げやうと云ふのである、ルーマニアの憤慨は勿論である。此點に於て英澳の反對にも拘はらずロシアは主張を通した、但しルーマニアは其代りにドブルッチヤを得た、ブルガリヤはそれだけ狭ばめられた次第であるから此點亦露國は不快であつた。

(六) 次ぎはダニュープ河問題とトルコの償金問題であつた、ダニュープ河に付ては奧洪國が若干の利益を得た外、主義として既存條約の定めた現状の維持と云ふことに決した、償金問題は露土兩國間の問題ではあるが(サンステファノ條約其他による)、唯露國に對し償金の代りに土地を獲得するを禁ずること、及び露國の債權の順位は列國が從來トルコに對して有する債權の後にあるべきこと(從て露國の債權は辨濟を受けること困難となつた譯である)と定められた(七月二日)。

(七) 露國は從來銳意トルコ内のキリスト教徒の單獨保護者たるの特權を獲得せんとしつゝあつたが、今回此企圖を抛棄するの已むなきに至つた。トルコは其領域内に宗教上廣汎なる自由を認むるの意思を表明し會議は此聲明を諒

として(七月四日)『歐洲の名に於て』トルコの人民は宗教宗派の區別なく公權及び私權共に平等なるべきの原則を明にした、各宗派の僧侶は同等の權利を享有すべく、右僧侶は其寺院殿堂と共に併せて歐洲列強の保護の下に置かるゝこととなつた。但しアトス山門の特權と佛國が從來聖地に於て有した權利は從來の通り即ち現状維持と定められた。

(八) 残る所は露國が戰爭中占領したアジア・トルコの諸地に關する問題であるがこれは會議前英露間相談濟であるから、露國も之を尊重して、或る地點は之をトルコに還付し、加之バトームに防備を施さずして之を自由港とすることも承諾した、又アルメニア改革提案も露國のみならず列強の同意を求むることとせられた。

(九) ポスファラス、ダーダネルス兩海峡の地位も從來の通り——即ち一八五六年及一八七一年の取極通りと定められた。

右の如く諸問題の略片付いた所でビーコンスフィールド伯は潮時よしと見て、會議の未だ終らざる中(七月九日)英土祕密條約を發表して、英國は直ちにサイプラス島を占領すべしと聲明した。此れはビーコンスフィールド一流の得意の外交劇であつた。此芝居はビスマルク及アンドラッシーの後援によつて花々しく打たれた。意氣銷沈はゴルチャコフである、彼れが伯林會議に來た當時の得意は今や何處へやら消え去つて、流石剛頑なるゴルチャコフも、會議に於て自分の痛く翻弄せられたことを感づかさるを得なくなつた。之に反してビーコンスフィールド伯は得意滿面會議を引上げ、其所謂『名譽ある平和』を土産として倫敦に歸り英人を喜ばしめた許りでなく、歐洲一般に自慢した。ビスマルクは斯くして先年(一八七五年)のゴルチャコフの仕打に報ゆる所あり溜飲を下げた。茲に『先年の仕打』とはビ

スマクー否獨逸が一八七五年佛國をいちめやうとした時、ゴルチャコフが露京より——態々伯林へ出張してまで之をヴェートーしたことを指すのである。ピスマークは隱忍以て怨を報ずるの機を窺つて居り、伯林會議を機として之に報いたものであると云はれて居る（註六）。

註五 伯林會議の形式的事項に關してはサトー「ディプロマチック、プラクティス」第二卷八九—九三頁參照。

註六 ドビドウィル外交史前編第二卷五二—九百參照。



三 伯林條約概観 伯林條約はサンステファノ條約中歐洲全般の利害關係事項につき修正を加ふる——換言すれば東方問題を露國の手より奪ふて歐洲全體の共同利害事項たるを *reversal* したのである——と同時に巴里條約（一八五六年）の修正をも行ふたものである。詳言すればサンステファノ條約中モンテネグロ（一、二條）セルビア（三、四條）ルーマニア（五條）ブルガリア（六—一一條）ダニューブ（十二條）ボスニア、ヘルツェゴヴィナ（十四條）クリート（十五條）露國の保護權（二十二條）ボスフォラスの航過（二十四條）は伯林條約によつて變更せられた。又伯林條約が巴里條約を修正した點は更らに重要である（註七）。抑もトルコ領土保全主義は巴里條約其他に於て從來維持せられて來た所であつて、トルコは名義上とは云へバルカン諸州に對し宗主權 *suzerainty* を保有して來た。然るに今回伯林條約によりて、

(1) 従來トルコの従國であつたモンテネグロ、セルビア、ワラキア及モルダヴィアは茲に全然トルコの羈絆を脱して

獨立主權國と承認せらるゝに至つた、従來と雖もモンテネグロは自らトルコの従國とは稱しなかつたが露國以外の列國は之をトルコの従國と看做し來つた、トルコの軍隊が同國內に侵入したことは屢々である。セルビアに至つてはトルコの駐兵を免れたが（一八六二年、一八六七年）巴里條約によれば猶列國の共同保障の下にトルコの従國とせられた。ワラキア及モルダヴィアの兩地方も共同同一の「ホスポダル」を戴くことにより統一の實を擧げたとは云へ、歐洲諸國の眼より見れば猶ほトルコの宗主權の下にあつた、其兩州が合してルーマニアと稱し來れるも未だ歐洲外交界に通用する名稱ではなかつた。然るに伯林條約により右諸邦は列國及トルコより獨立を承認され、茲に紛ふかたなき主權國となつたのである。加之幾分領土の擴張をもなし得た。同時にブルガリアと稱する一の半主權國が出來てトルコに對し自治的納貢侯國 *autonomous tributary principality* と云ふ曖昧な地位に即した。ブルガリアと合併しそこねた東ルーマニアはトルコより全然分離はしないが、充分なる『行政上の自治』 *administrative autonomy* を獲得した。實に伯林條約六十四條中四十五條はセルビア、モンテネグロ、ルーマニア三國の國際團體加入承認と外に二箇の加入候補者（ブルガリア及東ルーマニア）に關する規定である。而して前者（三國）の國際團體加入承認は條件付承認である。（寧ろ負擔付承認と云ふを可とすべきか）（註八）。其條件の一是宗教の如何により住民の權利上差別を設くべからずと云ふことである（第二十七、三十四、四十四條）、其他前記諸國諸地方に關しトルコ從來の通商航海條約が如何に適用せらるゝか、領事裁判權が何うなるか、鐵道がとうなるか、トルコの公債分擔は如何にすべきや等の規定も設けられた。ブルガリア及東ルーマニアの國內組織に付ても規定がある。右諸國諸地方の境界問題も中

々厄介であつて境界委員が面倒を見た。

(2) ボ、へ兩州は奥洪國の占領行政に歸したこと前述の通りであるが(第二十五條)奥洪國は直ちに兩州の占領を實行した。ノヴィー・バザールに付ては奥國は其行政を引受くることを望まないが、兵營を設け軍用道路を有するの權利を留保し、其細目は奥土兩國間後日の諒解に残された、之が結果として一八七九年四月二十一日の協定が出来た。

(3) 露國は歐亞に於て新に土地を得たこと大體前述の通りである、即ち歐に於てはベッサラビアを回復し(第四十五條)、亞に於てはアルダハン、カルス、バトゥームを得た(第五十八條)、バトゥームの自由港たるべきことも前述の如くである。

(4) ギリシヤ問題——即ち同國がトルコより土地の贈與を受くべき件に關しては第十三プロトコルに希土兩國間の國境變更に關する會議(列國)の希望が述べあり、條約文中にも右兩國の協定成らざる場合列國は居中調停の權利を留保してあること(第二十四條)前述の如くであるが、其後の發展に徴し兩國間の協議は中々面倒となり、列國の調停となつたが、其曲折は中々一二ページのよく盡し得る所ではない。

(5) ダニューブ河の航行に關しても規定が設けられ(第五二―五七條)巴里條約及倫敦條約と相待つてダニューブ河を三ツのセクションに分けて管理方法其他が定められた。

(6) クリート其他歐洲トルコに於ける行政改革の提案に付ても(第二十三條)又アジア・トルコ殊にアルメニアに施行すべき改革案に付ても(第六十一條)規定は設けられた。又例によつてトルコが任意進んで國內に宗教上の自

由を認める旨の聲明もあつた(第六十二條)。但し是等の聲明や約束は殆んどトルコの定まり文句で、到底實行の出来る話ではなかつた。

(7) 伯林條約は他の國際條約と同様に實施上困難なる點もあつた、實行不可能の點もあつた。實行せられた部分でも實施上種々の難關に遭逢したことも少なくなかつた、其後變更せられた條項も少なくない。バルカン諸邦の人民が勝手に事實上の紛更を試みた條項もあつた。が、しかし大體に於て東方問題に於ける歐洲協調の一大憲章として、バルカン諸邦の展開、否歐洲トルコ分解の道程に於ける基本法として、重要な役目を勤めたものである。史家論客或は伯林條約を非難し或は之を反古視せんとするが如き言辭を弄するものがないではないが、それは事實を無視せるものである(註九)。

註七 巴里條約及倫敦條約の條項にして伯林條約により變更せられざる部分は猶效力を有することは伯林條約第六十三條の規定する

所である、ホルランド「スタデース」二三〇―二三一頁参照。

註八 條件付又は負擔付承認に關し拙著現行國際法上卷一二四參照。

註九 伯林條約の内容及其實施に關してホルランド「スタデース」二二六頁以下參照に値する。

四 伯林條約と歐洲列強 一片の條約は決して萬能樂ではない、伯林條約と雖も亦然りである。伯林條約は他の條約と同様決して國際事態を終局的に決定したものでなければ、歐洲の平和を永久に確保したものでない。史家或

はバルカン諸邦の發展、殊にブルガリア其後の成行を見て、伯林會議の政治家外交家が歴史を無視した事を説くものがある、曰くブルガリアと東ルーメリアとを對立せしめて其合併を禁じた如きはワラキアとモルダヴィアが合併してルーマニアとなつた史實を忘却せるものである、曰くビーコンスフィールド伯が大ブルガリアの建立に反對したのは其後ブルガリアが露國に對する忘恩的態度を示した事實に徴し先見の明なきを示すものである、曰く列國がバルカン諸邦の民族的精神を抑へんとしたのは不可能を求めたものであると(註一〇)。或は曰ふ伯林會議は何れの國にも満足を與へなかつた、露國やトルコは勿論のこと、バルカン諸國諸地方の人民も不平不満だらけであつた、奥國も之が爲めに煩累を加へ、英國の不安、佛伊の反目、獨逸の不信用は何れも伯林會議に於て其種子が蒔かれたものであり、歐洲は爆發物を抱いて點火の危険を待つて居る形であると(註一一)。夫れ然り、しかし乍ら、當時の英國としては大ブルガリアを露國に献上して其勢力を増し、之に屈從したらば大變であつたであらう、露國が奥國をバルカンから放逐して獨り專權を振ふこととなつては奥國は勿論、獨逸としても忍び得ない所であつたであらう。バルカン人民の立場から云はゞ列強の仕打に文句はあらう、トルコ人から云ふても同様であらう、しかし列國の立場から見れば、皆各々其利害を打算して自國に好都合な主張をすることも一而して其打算は當時の事情に照らしての打算であることも一亦自ら當然である。國家百年の長計など云ふことは史家や論客の事後に於ける勝手の批判であつて、百年の長計否五十年の先見を政治家外交家に望むのは無理の注文である。ビスマーク、ビーコンスフィールドに對してすら既に然り、況んや凡庸の政治家外交家に對するに於てをやである。百年の後ビーコンスフィールド、ビスマークを地下より起して

伯林條約のやり直しを命じても、當時の事情に於ては他に名案なしと答ふるであらう。ホルランド博士が伯林條約を評して『成功』なりと云ふは英人としては尤もな批評である(註一二)。爾後の國際的不安は伯林條約其者の罪ではない、如何に伯林條約をよく作つても、國際的不安は單に此が爲めに除かるべき筋合のものではない。

註一〇 ファイフ上掲五一九頁以下。

註一一 ドビドウィル上掲五二九頁以下。

註一二 ホルランド上掲二五〇頁。

第六章 アルヘシラス會議（一九〇六年）

一 モロッコの國際價值 アフリカの西北隅にモロッコ Morocco と云ふ所がある。列強の植民政策はアフリカ分割に於て最も露骨に現はれたが、最後に残つたものはモロッコであつた。列國は之を得んが爲めに其爪牙を磨いたのも故なきにあらずである。抑もモロッコはアラビア人の混種たるムーア族 (Moors) の住する地である、ムーア人は其盛時に於てはスペインにまで侵入したことがあつたが、第十五世紀の終頃其勢力漸く衰へてスペインより逐はれ、其本國たるモロッコに退いた。トルコの盛時に於てトルコの勢力は將にモロッコの邊境に迫つたが實際の威力をモロッコに加ふるに至らなかつた、即ちモロッコは獨立を維持し得た。ムーア族は由來傲頑なる人種であつて、回教を奉ずるに拘はらず政治上にも宗教上にもトルコ帝の命を奉ずるを肯じなかつた。泰西諸國に對する態度も亦同様であつた、決して之に下るものではなかつた。否加之外國人との交際を好まず異教徒との外交を喜ばず、間々タンジールに外國使臣の駐するものもあるもモロッコ王は敢て之を近づくるを欲しない。右使臣中偶々千里を遠しとせずして足を首都フェズ Fez に入るあるも（信任狀捧呈の爲め、又は懸案解決の爲め）使臣を引見するに當り自分は大傘の下、馬上に跨がり、使臣には脱帽起立を命じたと云ふ、以て其傲慢の狀を察すべきである。しかしモロッコ王は永く桃源裏に夢を貪り其傲慢を持續する譯には行かなかつた。

英國は一七〇四年ジブロールターを得た以來、對岸モロッコの運命に無頓着なることを得なかつた。佛國もモロッコの東隣アルゼリアに蟠居することとなり（遂に一八三〇年之を併合した）従つて通商上、政治上モロッコに對し利害關係を主張するに至つた。對岸スペインも亦モロッコに對し野心を包藏するは云ふ迄もない。普佛戰爭の終に當り佛國の外交家はアルサス・ローレンの代りにアフリカ植民地を獨逸に勸めた由であるが、ビスマークは之に耳を假さなかつた。が、獨逸商工業の發達と共にビスマークもアフリカに於ける「門戶開放」に耳を傾くるに至つた。統一後のイタリイも亦北部アフリカ、地中海沿岸地方に着目するに至つた。以上列國の嫉視牽制の爲めに未開のモロッコは一九〇四年の英佛協商成る迄は強國の「勢力範圍」化するに至らなかつたし、一九二二年までは佛國の保護國化するに至らなかつたのである。即ち列國は兎に角モロッコの獨立及領土保全を口にし、モロッコに於ける門戶開放を主義として屢次聲明した。

二 マドリッド會議（一八八〇年） 國際問題としてのモロッコ事件はマドリッド會議に始まると云ふも不當ではない、尤も其以前列國はモロッコに注目して居たこと前述の如くである、英國は一八四四年佛國に對し同國がモロッコを占領するなからんことを主張し、一八六〇年スペインがモロッコを保護國となすを妨げた。しかし翌年スペインは其臣民及保護民の爲めに租税、兵役を免するの特權其他の特權をモロッコより得た、一八六三年佛國も同様の特權を得た。此等の特權——治外法權 capitulations——は最惠國待遇により他國人にも與へられた。此特權は大に濫用せらるること

となり、モロッコ政府は其弊に堪へずして之を列國に訴ふることを屢々であつた。殊にムーア人にして外國に歸化したものがモロッコに於て外國人としての特權を主張するもの相踵いだ。そこでモロッコ政府は一八八〇年二月此歸化人の有する歸化證又は旅券は何等特別の保護を受くるの道具と認むること能はざる旨を列國代表者へ通知した。が、諸國の代表者にして之に抗議したのも尠くなかつた。英國の發意とスペインの招請とにより同年マドリッドに國際會議が開かれて（五月十九日より七月三日に至るまで十六回の會合があつた）、其結果一の條約が出来た（註一）。モロッコに於ける外國の公使領事等が其使用人及居留民を保護することに關し及び外國に於て歸化したモロッコ人の取扱振につき若干の規定を設けた（註二）。當時佛國とスペイン殊に佛國がモロッコに於て優越的地位を占めやうとして居たから右會議に際し英國代表者は其政府がモロッコ王の獨立維持を切望する旨を聲明した。獨逸も佛國とスペインがモロッコに於て優越權を主張するに對し右マドリッド條約調印國の爲めに經濟上の均等待遇を得るに努力した。實に獨逸は所謂帝國主義の活劇に於ける「門戶開放」の首唱者なりと看做すものがある（註三）。

註一 フライシヌマン條約集一六五頁。

註二 米國もマドリッド會議に代表者を出した、米國と同會議との關係及同會議の成行に *Dr. Thomas, One Hundred Years of the Monroe Doctrine* 一四三頁以下参照。

註三 カレント・ヒストリー一九二五年十一月分一八七—八頁参照、マドリッド條約第十七條には廣く最惠國待遇を締約各國に認めてある。

三 英佛協商（一九〇四年）とモロッコ 第二十世紀の初頭アルゼリアに於ける佛國總督はリオテー大佐（其後モロッコに於て文武兩方面より活動し佛國のモロッコ經營に最も功勞のある人である）を起用して、モロッコとの間、國境防備に當らしめた。モロッコ國內の蠻族にしてアルゼリアの國境を犯すもの相踵ぐと雖モロッコ政府は之を抑ふるの力が無い。佛國は曰ふ、モロッコ國內からアルゼリアの國境を犯すものがあるに對しモロッコ政府は責任を負はなければならぬ、責任を負へないと云ふならば佛國は自ら手を下すの外はないと。佛國の此種干渉は固より英獨兩國の反對する所である。加之當時（一九〇二—三年）モロッコ内には僭王 *Bu Hamara* の亂があつて國內無政府状態に陥つた。國王 *Abdul Aziz* は年少にして放縱、浪費の爲め國帑空乏、負債は山の如くなり、民望を失し、其地位は頗る危ふくなつた。佛國が此無政府状態に乗じ干渉を試むるならんとは世人の豫想せる所であつた。此危機に際し英佛協商は結ばれて（一九〇四年四月八日）、英佛は埃及問題、モロッコ問題等につき妥協を遂げた。今や英國に見棄てられたモロッコ王は獨逸に望を囑するの外はなかつた。抑も右協商の公表せられた部分には埃及及モロッコの現状維持を希望する旨が公言してある、即ち第二條に於て佛國政府はモロッコの政治的地位を變更するの意なきことを聲明し、又英國政府は佛國が接壤地域たる關係上モロッコに於て秩序を維持し、其行政、經濟、財政、軍事上諸般の改革を行ふを得ることを認め、此目的の爲め佛國が執るべき措置は——英國がモロッコに於て條約及慣習によつて有し來れる權利の侵されざる限り——英國側に於て敢て妨ぐるることなかるべきを聲明してある。第七條に於てはジブロールター海峡の自

由通過を確保する爲、同海峡のモロッコ側に要塞を築いたり防備工事を施したりすることを禁じてある（これにも但書はある）。第八條に於てはスペインに對する外交に願み同國が其地理的地位及モロッコ海岸に於ける所領より由來する利害の考慮せらるべきこと、此利害に關し佛國政府はスペイン政府と協定を遂ぐべきことが規定してある。第四條にはモロッコ（及び埃及）に於ける通商自由主義（門戸開放主義）が規定されて居る。即ち英佛兩國は等しく此主義を尊重して關稅其他の課稅又は鐵道運賃につき何等差別待遇を爲さざること、此約束は三十年間拘束力あること、等を規定してある。

モロッコに於ける現状維持丈けならば別段異とする所はないが、獨逸は右表面の規定以外に秘密條約があると疑ふた。果然——別に公表はせられなかつたが、右秘密條約の内容は間もなく世間に知れ渡つた、此によれば英國が埃及に對し又佛國がモロッコに對し其政策を變更することあるべきを豫想してある（第一條）。而して其の場合に處するの道をも講じてある（第二條）。要するに右英佛協商は英佛兩國の間に於て英國が埃及に對し、佛國がモロッコに對し、自由の活動を爲すことを相互に承認したものであつて、爾來埃及は英國の、モロッコは佛國の勢力範圍となつたのである。しかし凡そ條約は締約國以外を拘束するものでないから、右は英佛兩國間の話しである。依て兩國は先づ第一にスペインを懐柔しなければならなかつた、英佛密約の中にはスペインに食はずに利を以てすべく、モロッコの要部（フェズを含む）をスペインに與ふるの取極もあつた。が、同國外交家の無能にして佛國外交家の狡猾なるや、佛西兩國間の爾後の取極に於て、スペインの得る所少なく、佛國の得る所は多かつた。故に英西兩國は固より佛國の老

獍を忘るるものではない。イタリアに對しても亦何とかしなければならぬ、同國を宥める爲めには、同國がトリポリに於て自由の活動を爲し得ることを認めた。斯くしてモロッコに關し英佛西伊の四國間には兎に角了解を遂げ得たが、收まらぬのは獨逸である。

四 アルヘシラス會議 (Algieras Conference) 右の如く英國との了解を遂げた佛國は直ちにモロッコ經營の歩を進めた、一九〇四年の末に佛國外相デルカッセはモロッコの内政改革案を作つて、之をモロッコ王につきつける爲め、サン・ルネー・タイヤンディエーを同國に特派した。同特使はフェズに着するやデルカッセの訓令を提げてモロッコ王に内政改革を迫つた。事はモロッコの財政及關稅の監督、軍政改革（佛國將校の傭入）等に關した。モロッコ王は事の重大なるに願み之を受入るるに大に難色があつた。が、今や英國に依頼することは出来ない。もし何等か他國の之を遮ぎるなかつせば王は之に屈從するの外はなかつたのである。が、突然獨逸の抗議干渉により局面は一變した。抑も獨逸は前記英佛協商の出來た當時は敢て之に反對の色を示さなかつた。宰相ビュロー公は『吾人はモロッコに於て商業上の利益を有するのみである、而して此利益が侵害さるる心配はない』と公言した。カイザーも英國皇帝とキールに會見した際右協商に反對せざることを告げ、モロッコのことには氣にしないと語つた（エカードスタイン男回顧録三卷八八頁）。然るに前述の如く佛國の特派使節が重大なる改革案を提げてフェズに到れるの報傳はるや、獨逸の態度は俄然一變して歐洲の天、戰雲を見んとする迄に至つた。

一九〇五年三月廿九日ビュロー公は獨國議會に於ける演說中『侵略の意なき者は恐怖の必要はない。吾人は經濟上の利益を有する。モロッコに於ては支那に於けると同様吾人は門戸開放を維持することを念とするものである。吾人は吾人の經濟上の利益が危殆に頻することなきを望むのみである』と。此前觸れの後間もなく——三月三十一日——獨逸皇帝は其ヨットをタンジール港に寄せて、此地に上陸し、二回の演說をして世界を驚かせた。其一是獨逸の居留民に對する演說であり、其二是モロッコ王の代表者に對するものである。前者に於て皇帝は曰ふた。

「獨逸はモロッコに於て大なる利益を有する、此利益は益々大きくなるとして居る。モロッコに於ける商業の發達は各國の均等權利を前提要件とする、而して此均等權利はモロッコ王の主權と獨立とを前提要件とする。朕の來訪は此モロッコ獨立の承認である。』

第二の演說に於てモロッコ王の代表者に對して曰ふた。

『朕は獨立なる主權者としてのモロッコ王を訪問するものである、朕は王の主權の下に自由なモロッコが各國民の平和的競争に——何等の獨占權又は排他權を見ることなく——開放せらるるを望むものである。』又曰ふ『モロッコ王の目下考慮しつつある改革案に至つては御用心が肝要である、殊に公安を維持する爲め人民の宗教心に顧みられなければならぬ。』

獨逸の態度が斯く急激なる變化をしたのは何故であるか、カイザーに右のタンジール訪問を強ひたものはビュロー公であつて、實はカイザーの本意でなかつたとカイザーも回顧録に於て之を語り(註四)、他人も之を認めて居る

(註五)、尙ほ右は當時獨逸外務省内の怪勢力であつたホルスタインのビュロー公に獻策せる所であるとも傳へられる(註六)。

註四 The Kaiser's Memoirs p. 107.

註五 Schön, Memoirs of an Ambassador, pp. 19—23.

註六 Hamann, Zur Vorgeschichte des Weltkrieges, ch. 8.

獨逸皇帝が急遽其對モロッコ態度を變じて、右の如く劇的行動に出でたのは極東に於ける露國の挫折(日露戰役)に乗じて同國の同盟者たる佛國に外交上一撃を加へんとしたものであると當時英佛では觀測した。しかしこれだけが理由ではあるまい、佛國の新聞紙は公々然モロッコを第二のチュニスたらしむべしと書き立てた、獨逸としては今に於て此勢を遮止しなければモロッコは遂に佛國の有たるべきを憂ふるも故なしとしない。加之現に英佛間モロッコに關する密約の存在を知るに於てをやである。英佛間のみならず佛西間にもモロッコに關する密約があつた、内に曰ふ『モロッコの現状維持が不可能になつた曉にはスペインは其勢力範圍なる地域内に於て行動の自由を有す』と。これ明かにモロッコの分割を豫期せるものである。右兩密約は一九一一年まで公表せられなかつたが獨逸は直ぐに其存在を知つた、故に以爲らく『此勢を阻止しなければモロッコに於ける商業上の門戸は獨逸に對し閉鎖せらるるの日必ず到るべし』と。デルカッセはモロッコ問題につき列國に渡りをつけたが、獨り獨逸との了解を得ずしてモロッコに深入りしたのは失策であると攻撃する人が佛國人中にもある、英國も亦一九〇五年及一九一一年に於けるモロッコ問題の紛糾に對して責を分つべきものであると論ずるものが英國人中にもある(註七)。

註七 The Cambridge History of British Foreign Policy III, p. 340

フェズに於ける佛國の特派使節は二月（一九〇五年）以來折衝大に努めた結果、四月十一日に至てはモロッコ王も軍事改革につき佛國の勸告に傾きかけた模様であつた。しかるに五月十三日獨逸からの特派使節タッテンバハ伯のフェズ到着以來空氣は一變して、同月二十八日に至りモロッコ王は獨逸使節の尻推しにより佛國の提案を一蹴した。一兩日の後英國の特派使節もフェズに來たが、最早大勢を挽回することは出來ない。五月三十日モロッコ王は先きのマドリッド條約に調印した諸國に案内狀を發して『モロッコの内政改革問題につき協議する爲め』國際會議をタンジールに開くことを提議した。モロッコ問題につき國際會議を開いて列國間の危機を切り抜けることは、獨逸皇帝の切望する所であつた。獨逸皇帝は右國際會議開催につき米國大統領ルーズヴェルトの援助を求めた、其際カイザーはルーズヴェルトに對し獨逸は別にモロッコに於て領土上の野心なく、唯經濟上の機會均等即ち門戸開放を欲するのみであるとの言質を與へたそうである。後に至つて獨逸がモロッコに於て自ら勢力範圍を求めんとする色あるやルーズヴェルトは皇帝との曩日の往復文書を公にすべしと威嚇して皇帝を沈黙せしめたとも云はれて居る（註八）。

註八 トマス前掲「モンロー主義の百年」一六四頁參照

佛國外相デルカッセは極力右の國際會議開催に反對した、しかし同氏は此點につき閣僚中孤立であつた。獨逸からは義きにナポレオン三世の頃時々巴里に出沒したヘンケル・フォン・ドンネルスマルク公が再び巴里に現はれて、首相及閣僚と屢々密會して戦争の危険を説いた。ゴローア紙の記者に對する談話に於ては佛人がデルカッセの外交政策に

追従するの危険なることを力説した。獨逸が佛國に對し最後通牒をつきつけるかも知れぬとの風説も起つた。佛國軍隊の準備未だ成らざるを憂ふるものもあつた。六月六日の佛國內閣會議は異常の緊張を示した、デルカッセは國際會議開催に賛同するのは佛國の屈辱なることを説き、英國は飽までも佛國を援くべきを述べた。しかし首相は佛國にして英國の援助を受諾するに於ては、これ戦争を意味するものである、故に國際會議開催に同意するの外なしと主張した。閣僚皆之に賛成した。デルカッセは『佛國の意氣地なきは獨逸の増長を招くのみ』との戒告を残して退席し、直ちに辭表を提出した。

當時英國の援助なるものは果してデルカッセが閣議に述べた様に確實なものであつたであらうか、當時及其後英佛軍事當局者間に密談を重ねたことは事實である。英白軍事當局者間にも同様密談が行はれた。英佛間の防守同盟ではないにしても獨逸の命令的態度殊に皇帝のタンジール訪問は却て英佛の接近を促したことは事實である（註九）。

註九 英佛間の軍事密談 *military conversations* は一九〇六年一月十七日に始まり爾來時々行はれて一九一四年まで続いたものである、前掲キャンブリッジ、ヒストリー三卷三四一―八頁及グーチ歐洲近世史三六四―五頁參照。

デルカッセ辭職の後首相ルーヴィエーは外相を兼ね、七月八日獨逸大使との間に公文の交換を行ふて國際會議の開催を承諾すると同時に、佛國が之を承諾するの條件を聲明した、之により會議の基礎原則は兩國の間に協定せられたのである。其原則とは曰く、

サルタン（モロッコ王）の主權及獨立

モロッコ國の領土保全

經濟上の自由——各國民の平等待遇（門戶開放主義のこと）

警察制度及財政の改革につきては各國の同意協定を遂ぐべきこと

佛國はモロッコとの間に、領土相近接する國家として特殊の關係を有し、モロッコ内の康寧秩序に對し、特殊の利益を有すること。即右の事情がモロッコに關し佛國に與へたる地位（特殊地位）を獨逸は承認すること

右の結果として佛國政府は國際會議開催に對する從來の反對を棄て、此れに走せ參ずることを承諾することとなり、獨逸政府も其大使をして右交換公文中に前記諸原則を認むると同時に、佛國のモロッコに於ける正當なる利益を侵すが如き何等の目的を右列國會議に於て遂行することなかるべきを聲明せしめた（註一〇）。

註一〇 Pierre Albin, Les Grands Traités Politiques pp. 334—5 に右交換公文がある。

七月十二日には従來列國會議開催に反對であつた英國政府も其開催に賛成することとなつた。

右の國際會議はタンジールにあらずしてアルヘシラスで開かれることとなつた、此地はスペインの土地であり従てスペインの全權が議長に推された。會するもの十二ヶ國、モロッコを加へて十三國である、一月十六日（一九〇六年）に始まつて四月七日條約書に調印を見るに至つた。議長の取計ひでサルタン（モロッコ王）の主權とモロッコの領土保全と商業上の自由（門戶開放）は既定既決の事實として議題より除外され、従て主要問題は警察の件及び國立銀行の件であつた。

佛國は初めモロッコの警察を一手に引受けんとし、後スペインと共同して之を引受けんとしたが、何れも獨逸の阻む所となつた。獨逸の提案——『小國』より警察官吏を採用することである、後に『外國』より之を採用することと改められた——は又佛國及スペインの拒む所となつた。同時に國立銀行問題も行きつまりとなつた。會議は破裂すべきを期待さるるに至つた。しかし米國委員は此間に立ち幹旋大に努めた、米國大統領も會議開催前には急遽熊狩りより歸來して其開催に助力したことは寧ろ獨逸の味方をした様ではあるが（元來門戶開放主義を奉ずる米國のことであるから獨逸の提唱に反對は能くしなかつたのである）、開會後は陰に陽に獨逸を抑へて佛國の爲めに努力した。否佛國をして會議に参加せしむるに當りルーズヴェルトは公平の態度（所謂 fair play）を佛國に約した關係もあり、二月中旬に至つてはカイザーとの秘密交渉に於て佛國の爲め計る所あつた。遂に佛西兩國より警察教官を出すこととし瑞西より警察監視官を出すこととする案で、三月の末警察問題は解決を告げた。故に警察は名義上サルタンの下にありと雖實權は佛西兩國の手に歸し、瑞西監視官は平常タンジールに住し年一回視察を行ふに過ぎない。右の結果二千乃至二千五百の警官は八ヶ所の開港場に散布せられ、佛西兩國の士官は三四十人の下士官と共に之れが教練に當ることとなつた。モロッコ國立銀行 Banque d'Etat du Maroc はモロッコ王より四十年間の特許を得て、紙幣發行の特權を有し、同國の支出收入を管掌し、一百万フランまでの政府への貸出を爲し、警察及土木事務につき貸付勘定を開くこととなつた、資本金は調印國の數丈けに均分して其各國は之は讓出するの權利を有する（義務あるにあらず）こととし、又英獨佛西の銀行より四名の監査役を出すこととした。

アルヘシラス議定書は七章百二十三條より成り、第一章には前記警察の組織につき、又第三章には前記國立銀行の特権につき詳細規定しあるの外、第二章に於ては武器の輸入賣買を取締ることに關し、第四章には課税及新財源に關し第五章には關税及之に關聯する取締問題につき規定を設けてある。而して第六章に於て經濟上の自由即平等待遇のこと(門戶開放主義)につき詳細なる規定を置いた、即モロッコ國內に於ける鐵道、道路、築港、電信其他に關する利權及工事は之を或一國の獨占利益とすることなく、此等利權の開發又は工事の實施の爲めモロッコ政府にして外國の資本に依頼する必要があるときは國籍の區別を問はずして公然之を競争入札に付することとし、森林鑛山等の開發に付ても亦規定する所があつた(殊に一〇五——一二二條參照)。

要するにアルヘシラス會議は佛獨の仕合ひであつた、其仕合ひに於て佛國は英露西の後援を得た、米國も暗に佛國を助けたこと前述の如くである。一方獨逸は門戶開放、共同責任の主義を主唱したに拘はらず其同盟國からすらも心からの援助は得なかつた、塙國は佛國と争ふを好まない、伊國に至つては其前モロッコ及トリポリに關する佛國との密約により手を縛ばられて居た。但し獨逸はモロッコ問題が歐洲列強の利害關係事項であることの事實を立證するには成功した。しかし佛國の外相ブルジョアは議會に於て佛國の特殊權利及利益は今回の會議の爲め何等失ふ所がない、同會議は過去の努力の結果を失ふものにあらず、又將來の希望を危ふするものにあらずと述べた。獨逸宰相も會議の結果に對し満足の意を表したが、双方共に其眞意は果して如何。何れにせよ、獨逸今回の仕打が英佛の抱擁を強固ならしめたことは争はれない。此意味に於て獨逸は得る所、失ふ所を償ふに足らざりしものであると云はねばなら

ぬ(註一一)(註一二)。

註一一 モロッコ問題に關する文献は尠くない、ストルブ外交辭典二六頁以下及びフォロシユ國際法(一九二二年)第一卷第一分册一〇八頁註二に掲ぐる所可なり詳かである。又アルヘシラス會議についてはフォロシユ同書一〇七頁註一に、又モロッコ(埃及)に關する一九〇四年の英佛協商に村ではフォロシユ同書一〇六頁註二に詳かである。Gooch, History of Modern Europe 及び The Cambridge History of British Foreign Policy III, pp. 305 f., 338 f., 438f.; Valentine Chirol, The Orient and the Orient p. 149 f.; Gibbons, The New Map of Africa. p. 355 f. も參考とするに足る。

アルヘシラス會議以後最近のモロッコ事情を知るには Current History 誌上左の「アーティクル」參照に値する。

同誌一九二四年八月號八二四頁以下 Settlement of International Status of Tangier, by A. P. Niblack.

同誌一九二五年七月號五六五頁以下 The Moroccan War, an International Peril, by Beals.

同誌一九二五年九月號九一七頁以下 Tangier's Plight under Three Power Rule by Mott-Smith.

同誌一九二五年十一月號一八七頁以下 The Moroccan War against France and Spain, by Knight.

註一二 モロッコ及トリポリに關する佛伊協定につきブリブラム英譯二卷二四〇頁以下參照

第七章 巴里會議（一九一九年）

一 巴里會議の由來 世界大戰は約四年有半續いて、七千萬人の動員と三千万人の負傷者と一千万人の死者とを見るに至つた、交戦國としては世界の殆んど凡てが之に捲き込まれた。従て其の後始末をすべき講和會議たる巴里會議も、獨り歐洲地圖の改造に止まらずして、實に世界地圖の修正となつた。

歐洲開戦の初めに當り即ち一九一四年九月五日、英佛露の三國は倫敦に於て『現戰爭中三國は單獨講和を爲さざるべきことを約束し、且三同盟國政府が敵國との間に講和條件を議する場合には右三同盟國中何れの國も豫め他の各同盟國の同意を得ずして講和條件を敵國に要求せざるべきことを約する』旨の宣言書に調印した。日本も伊太利も後に至つて右宣言書に加盟した。然し露國は後日即ち一九一七年の革命に依り又之に次げるブレスト・リトウスク單獨講和（一八一八年三月三日調印）に依り自然右の宣言から脱退することとなつた。

四年半に互る戰爭の間にも固より全く講和の提唱を見なかつたわけではない、一九一六年十二月には獨逸側からも米國側からも講和問題が持ち出された。即ち同年獨逸宰相はブカレストの陥ると共に、其の同盟國の同意を得て、聯合國に對し、平和の可能性につき相談せんとする提案を爲すことに決意し、十二月十二日英、佛、露、日、羅、塞の各國政府に公文を送つて右の趣意を開陳したが、右は何等講和の條件に言及する所がなかつたから、聯合國側では之を以て講和

の提議と看做さず、却て右の提唱を以て聯合諸國の歩調を亂さんとする離間策に過ぎざるものとなし、之を斥けた。

然るに間もなく同年同月十八日米國ウィルソン大統領は右獨逸の申出と全然無關係のものとして、各交戦國に對し講和及講和條件に關する所見を求めた。右に對し獨逸は同月二十五日或中立國に於て敵味方共に直接會商するの然るべき旨を答へ、講和條件に付ては何等之を明示する所がなかつた。之と異り聯合國側では翌一九一七年一月十日を以て米國に對し長文の共同回答書を發した。其の要旨は回復（restoration）賠償（reparation）及保障（guarantee）の三語に依つて云ひ表はされて居る。即ち右の回復としてはベルギー、セルビア、モンテネグロの回復、佛、露、羅諸國內の占領地撤退、アルサス・ローレーンの還付を掲げ（又伊太利人スラヴ人ルーマニア人チッコ・スロヴァク人等の解放、及土耳其の治下に在る被壓民族の解放にも及んで居る）。又賠償問題としてはベルギー以下諸國の正當に受くべき補償及賠償にも言及した。保障問題としては民族主義を尊重すること、經濟的發展を安固且自由ならしむること、諸國の海陸國境が外部よりの侵略を受くることなきやう領土條約及國際取極を結ぶことを基調として、歐洲の改造を行ふべきことが述べてある。

右米國大統領の講和に關する提議が不成功に終つた爲め、獨逸では同年（一九一七年）二月一日を以て所謂無制限潜水艦戰爭をやり出すことになつた、それが爲め米國は獨逸と外交關係を斷絶することとなり、次いで獨逸を敵として參戰することとなつた。

獨逸側の講和提唱が前記の如く聯合國から冷かに扱はれて失敗に終つたに拘らず、今度は奧地利側から又々新帝カ

ール（一九一六年十一月即位）に依つて講和運動が内々試みられた。即ち新帝はベルギー軍に従軍中なる親戚である Prince Sixte of Bourbon を手許に招き、之に親翰を托して英佛當局者に講和の意を通じた。然し右奥帝の運動に對しては伊太利が良い顔をしなかつた爲め、英佛も其の儘に之を棄て置いた、從て物にならなかつた。

今や奥洪國は戦ひに疲れた、獨逸の潜水艦戦争も思ふ様な成績を挙げ得ない、奥洪國の内意を受けたるエルツベルガーは獨逸が今や領土擴張の希望を公然拋棄することを聲明すべき時期に入つた旨を公言するに至つた。宰相ベートマン・ホルウェヒは辭職し、獨逸帝國議會は所謂『妥協的平和』の決議を爲すに至つた（七月十九日）。聯合國は此種決議に何等頓着する所なかつたが、羅馬法王は八月一日（一九一七年）を以て無併合、無償金の主義の下に交戦國に對し平和を提唱した。ウィルソン大統領は兎に角之に挨拶する所あつたが、英佛伊の諸國は別段正式の回答を發しなかつた、尤も右聯合國の冷淡なる態度に拘らず羅馬法王は其の後と雖も講和の爲めにする努力を續けて居つた。

一九一七年には米國の參戰があつたにも拘らず、米軍の歐洲戰場到着が仲々手間取つた爲め、同年中の戦況は聯合國に取り甚だ面白くなかつた。故に翌一九一八年一月五日ロイド・ジョージの演説は一ヶ年前即ち前記ウィルソンに對する聯合國の回答の當時に比し其の意氣揚がらざるものがあつた。越えて三日即ち一月八日（一九一八年）ウィルソンは議會に對し所謂平和綱領十四則（Fourteen Points）を提示するに至つた。其の要旨を擧ぐれば

第一、外交の公開。即ち平和條約は公然之を締結し之を公表すること、且つ今後國際間には秘密協定を爲さざること、及び外交は常に公明正大に行はるべきこと。

第二、海洋の自由。即ち平時戦時を問はず、領海以外の海上交通は絶対に自由なるべきこと。

第三、諸國間一切の經濟的障壁を除去すること、及通商條件の均等を確立すること。

第四、軍備の制限。即ち各國國內の安全を圖るに足るべき最少限度迄軍備を制限することとし、之が爲め各國間適當なる保障を交換すること。

第五、各國の植民地に關する要求を公平に調節すること、之を行ふに當りては同時に植民地人民の利益をも尊重すること。

第六、露國の全土より撤兵すること、且露國の制度は露國自身の定むる所に任ずること。

第七、白耳義より撤兵し之を回復すること、且同國の主權に對しては何等制限を附せざること。（永久中立の廢止を指す）。

第八、佛國の全土より撤兵すること、被侵入地を回復すること、及アルサス・ローレーンを還付すること。

第九、伊太利の國境は民族主義に従ひ整理すること。

第十、奥洪國內の諸民族に對し自治獨立の機會を與ふること。

第十一、ルーマニア、セルビア、モンテネグロより撤兵すること、及セルビアには海洋への出口を與ふること、且バルカン諸國の相互關係は歴史的の統治關係、民族關係に鑑み友誼的に之を定むべきこと。

第十二、土耳其の主權は現に土耳其人の住する部分に限らるべきこと、土耳其人以外の諸民族は自治を確保せらる

べきこと、且ダーダネルス海峡の自由通路は國際的に保障せらるべきこと。

第十三、ポーランドは獨立國たるべきこと、及同國には海洋への出口を與へらるべきこと。

第十四、國際聯盟の組織せらるべきこと。即ち國の大小を問はず均しく、政治的獨立及領土保全の相互的保障を獲るに至るべき諸國民の一般的團體が、特別條約に依り組織せらるべきこと。(以上十四則である)。

一九一八年の春より夏にかけては聯合軍の形勢は最も危機に瀕した、聯合國は瀕りに米國の派兵を催促した、聯合軍はフッシー將軍を最高指揮官と仰ぎ其の下に統一統帥せらるることとなつた。其爲め八月下旬以來聯合軍の形勢は其の有利に一變して、塙洪國は遂に和を請うに至り(九月十五日)、ブルガリアは無條件降服をなすに至り(九月二十六日)、九月三十日に至りては獨軍の參謀總長格たるルーデンドルフは、遂に戰鬪を止むるの外なき旨を皇帝に奏上するに至つた。右ルーデンドルフは瀕りに新宰相 Prinz Max von Baden を促して、急遽講和の提議を爲すべきを求めて已まなかつた、依つて同宰相は十月五日瑞西政府を通じて、米國大統領に請うて、前記平和綱領十四則を基礎とし講和談判を開く爲め、交戰國を招集せんことを求めた。右の急激なる講和提議に驚いた聯合國側は相談の結果、十一月五日を以て講和の提議に應ずるの意ある旨を聲明したが、其の聲明中にはウィルソンの十四則及其の後の演説に現はれたる原則を基礎條件として獨逸と和するに吝ならざるも、十四則中の第二則たる『海洋の自由』は種々の解釋を容るるの餘地あるにより、平和會議の際同問題に付ては自由を留保するものとし、又聯合國人民及財産が獨逸陸海空軍の不法攻撃に依り受けたる損害の賠償はウィルソンの一月八日の演説中に含蓄せられたるものと了解する旨を附加

へた。ウィルソンも右の解釋に同意の意を表した、右の趣きは獨逸政府に通報せられた。次いで休戰條件は聯合軍總指揮官フッシー元師の手から獨逸委員エルツベルガーに手交された。該休戰條件は一定の期限内にそれぞれ獨逸軍各線の撤退すべきこと、右撤退の際一定量の兵器彈藥を殘留して立去るべきこと、獨逸軍艦は武装解除の上中立國港マは聯合國港に抑留せらるべきこと、且獨逸をして休戰條項を履行せしむるを確保する爲め休戰期間と雖も對獨封鎖は維持せらるべきこと等を定めたものである。右は休戰條件と稱するも其の實、降服條件(カピチュレーション)とも評すべきものである。十一月十日獨逸外務大臣ゾルフは無線電信に依り同國が右休戰條件を受諾する旨を通報して、翌十一日午前五時休戰條約は調印せられ、同十一日午前十一時には全線に亘り效力を生ずることとなつた。爾來二箇月の時日を聯合國側は講和會議の準備に費して、一九一九年一月十二日から巴里に於て愈々同會議を開くこととなつた(註一)。

註一 巴里會議に關する若干の文獻を左に掲げる。

Temperley, A History of the Peace Conference of Paris, 1920.

Tardieu, The Truth about the Treaty, (American translation) 1921.

Lansing, The Peace Negotiations, 1921.

Chalgher, America's Aims and Asia's Aspirations, 1920.

Bartlett, Behind the Scenes at the Peace Conference, London, 1919.

Dillon, Inside Story of the Peace Conference, New York, 1920.

- Gibbons, Europe since 1918, 1923.
Hansen, Adventures of the Fourteen Points, New York, 1919.
Harris, The Peace in the Making, New York, 1919.
House, Seymour and others, What Really Happened at Paris, New York, 1921.
Huddleston, Peace-Making at Paris, London, 1919.
Lansing, Big Four and Others of the Peace Conference, New York, 1921.
"Organization of the Peace Conference," in International Conciliation, No. 139 (June, 1919).
Peace Conference of Paris, Regulations governing the work of the Conference, Paris, 1919.
Thompson, Peace Conference Day by Day, New York, 1920.



二 巴里會議の組織及經過 右の一九一九年一月以降巴里に開かれたる會議は豫備的平和會議(Preliminary Peace Conference)と公稱せられる。又該平和會議の組織及議事に關する規則には其の第一條に於て先づ平和豫備條約を定め次に本條約を取極むる旨規定してある。が、實は平和會議は一つ丈で平和條約も一つ丈であつた。惟ふに會議は開會の當初以來聯合國側のみの會議であつて、從て豫備會議の稱がある。獨逸其の他敵國側との交渉問題は後廻しにせられたのみならず、先づ聯合國側の交渉を纏めるのが肝腎であつて、敵國側の意向は初めから餘り重きを置かれなかつた次第である(註二)。

一月十二日會議は英佛米伊四大國の主腦即ちロイド・ジョージ、クレマンソー、ウィルソン、オランダの四名と其の各國の外務大臣とより成る非公式の會合に始まつた、新に到着せる日本全權は翌十三日から之に加はつた。右の會合に佛國からは會議の組織及議事に關する一覺書を提出した、之に基いて討議の結果前記の規則が出来上つた(註三)。之に依れば日英佛伊米の五大國は『一般的利益を有する交戦國』として、凡ての會合及委員會に参加すべく、ベルギー、ブラジル、自治英領、印度、支那、玖瑪、希臘、グアテマラ、ハイチ、ヘッジズ、ホンジュラス、リベリヤ、ニカラガ、パナマ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、シヤム、及チッコ・スロヴァクは『特別利益を有する交戦國』として各自關係のある會議のみに出席すべく、又敵國との間外交關係を斷絶したるに過ぎざる國、即ちボリヴィア、エクアドル、ペルー及ウルグワイの諸國も亦同様であつて、右の外、中立國及當時組成中の諸國家も亦巴里に代表者を出したものがあつたが、此等は前記大國が必要と認めた場合口頭又は書面で意見を開陳すべきこととせられた。斯の如く諸國の代表者は多數の隨員と共に巴里に雲集した、又總會議の席場へは大小各國の代表者を入れることとなつて居つた、然し一月十八日第一回の總會議が開かれた以來、六月對獨平和條約の調印せられた迄の間に總會議は僅に六回に過ぎなかつた。五大國は當初より重大事項の討議決定を自分達の手に保留して居つたことは、尙ほ一八一五年維納會議の當時の如くであつた。五大國の主腦者及外相から成る會合であるから之を十頭會議(Council of Ten)と稱するに至つた、小國連は固より不服であり不平も唱へたが、クレマンソーは『大國の力は千二百萬の兵力を背景とするものであるから、會議を左右する勢力を占むるは當然である』との意を漏らした、小國連も關係の事件に

付ては會議に参加することとなつて居つたから表面上餘り不服は云へなかつたが、前記六回の總會議に於ては委員會の組織を命ずるとか形式上の事を扱ふとか、其他大國の決定事項を受取るとかが主なる仕事であつて、唯重要な國際聯盟規約の討議位なものであつた。右の外會議の補助機關として事務總長や各種委員會や専門委員の任命もあつたが、前記各機關の内部關係や聯絡關係が免角圓滑を缺き、重大問題の續出に拘はらず、議事の方法宜しきを得ずして、會議の進行は頗る敏活でなかつた。依つてドイツ、オーストリア、ハンガリー、ブルガリア、トルコの五國に對する平和條約を同時に討議する最初の考を止めて、先づ獨逸との條約を討議すべしとの考が二月の終頃に生じて來た。が、ウィルソン及ロイド・ジョージの兩巨頭は各々本國に於ける事情に促がされて、一時巴里を離れることとなり、(二月十五日)、クレマンソーも亦其頃一兎漢に狙撃せられて負傷した爲め、會議は一時主腦部を失つた觀があつたが、其の不在中居残りの大臣連は各種委員會を督勵して仕事を進めた。

翌三月ウィルソン及ロイド・ジョージの巴里に再來すると共に茲に巴里會議は第二期に入つた。即ち從來の會議方法が十頭會議であつたに拘らず、仕事の進行が遅々であり、又機密も屢々外間に漏れたことに顧みて、茲に所謂四巨頭會議 (Big Four, Council of Four) が出來て (三月二十四日以來) 英米佛伊の首腦者四人で非公式に重要問題を連日討議することとなつた。固より外に五頭會議 (Council of Five) なるものもあつて、外務大臣級の人の集りであり、四頭會議の仕事を補佐し、又オーストリアに對する平和條約の相談もした。が、會議の進むにつれて難問も亦愈々難關に遭遇し、ライン左岸問題では佛國對英米の激論激争となり、フューメ問題では伊國全權が奮然退席して巴里

を去るに至つた。然し其後残りの三巨頭の間に討議は進行して、重大問題も漸次片付き、四月二十四日即ち第五回總會議に於て國際聯盟規約も可決せられて、其のテキストは世界に發表せらるることとなり、其の後二日を経て獨逸全權ブロックドルフ・ランツァウ伯は同僚及隨員と共にヴェルサイユに到着した、五月七日對獨逸平和條約はランツァウ伯に交せられた。其の前日漸く右條約テキストが總會議に持出された、小國連は固より其の蔑視せられたことを憤つたが、致方はなかつた、別段正式の投票を用ひずして有耶無耶の間に承諾した姿となつた。唯山東問題の爲め支那全權の抗議したると、フォッシュ元帥がライン左岸問題の爲め抗議したるとの二事は、前記ランツァウ伯の條約受取式場に於ける演説と共に多少世の耳目を惹いた位であつた。

獨逸は條約文のテキストを受取つた上、之に對し述べんと欲する所あらば書面にて提出すべき旨を右の式場に於てクレマンソーから申渡された。其の結果獨逸は種々の點に付き要求の過大なること、又特定條項の實際履行不可能なることを指摘し之を訴へたる文書を數回に亘り提出したが、ロイド・ジョージに於て若干の讓歩を熱心に主張したに拘らず、クレマンソーの極力反對した爲め、獨逸の前記文書はさして顧みらるゝことなく、平和條約テキストは極めて僅かの修正を以て、六月二十八日ヴェルサイユ宮殿「鏡の間」に於て(約五十年の昔、即一八七一年ビスマークが意氣揚々獨逸帝國の成立を宣した其の同じ場所に於て)聯合國全權は獨逸全權を招いて、右條約調印式を行ふた次第である、世にヴェルサイユ條約と稱するものが之である。獨逸全權は固より全權委任狀は持つては來たが、それは談判の全權に非ずして調印の全權であつた、其の顔觸れも幾日のランツァウ伯一行とは別人で、外務大臣ミユルラー其他

であつた。伊太利全權は右調印の前日巴里に再來の意を報じて来て同國委員も右調印に加はつたが、支那は之に加はらなかつた（但し對埃條約其の他には調印した）。南阿委員スマッツ將軍（國際聯盟の成立に盡力したる人）は右條約に署名はしたが、不本意ながら己むなく署名した旨を聲明して世の耳目を聳動した（註四）。

註二 前記註一に掲げたテンバレー (Temperley 編に係る書を以下に於てテンバレーと略稱す) 一卷二四八頁、及び Potter, An Introduction to the Study of International Organization, p. 349 参照。

註三 米國國際法雜誌一九一九年四月分附録一〇九頁、及前掲註二ポッターの著五七五頁参照。テンバレーには之を載せぬ、蓋し會議の經過に照し此の規則は別段適用せられなくなつたからであらう。

註四 巴里會議の組織及經過につきテンバレー第一卷二三六頁以下、殊に二四七頁より二七八頁迄参照。

三 最高會議 最高會議 (Supreme Council) は巴里會議の中樞であつた、重大問題は悉く其の手に納められ、之に依つて決せられた。補助機關としては前陳の如く各種の委員會あり、中には有力且有益なる補助を爲したるものもあるが、右最高會議はどしどし遠慮なく之を採否變更した。又看板として總會議はあつたが、之亦最高會議の成を仰いだものに過ぎなかつたことは既に言及した所である。而して右の最高會議なるものは三月（一九一九年）下旬迄は大國より各々二名（元首又は總理若くは其の相當者一名と、外相又は其の相當者一名）より成る所謂十頭會議即ち之であつたが、三月下旬以來は所謂四巨頭會議が出来たこと前陳の如くであつて、之が最高會議となつた。五頭會議は其の下に在つて働いたこと是れ亦前述の通りである。所が六月二十八日四巨頭中二名（ウィルソンとロイド・ジョージ）

が巴里を去るや、右五頭會議が茲に最高會議となつた、クレマンソーは議長として之を主宰し、佛國代表としては外相ビションが其の任に當つた、右の五頭會議は時々聯合國の首相會議に其の椅子を譲つたことはあるが、此の場合を除いては、一九二〇年一月二十一日迄最高會議として常時巴里に會合を續けた。同年同月同日クレマンソー辭職するや右最高會議其のものは終りを告げ、大使會議 (Ambassadors' Council) なるものが之に代つた。大使會議とは日英米伊の在佛大使に佛國代表者を加へたものであつて、巴里に在り、對獨其の他の平和條約の實施を監視するの任に當るものであつた。尤も重大問題に付ては臨時に首相會議若くは外相會議が開かれたが、此等の會議は最早常設のものではなかつた。又必ずしも巴里を會議地とするものでもなかつた。例ば一九二〇年一月以來倫敦又はサン・レモに於て右の會議が開かれて、ロイド・ジョージが議長となつたことなどもある（註五）。

註五 テンバレー第一卷四九九頁参照。

四 重要問題討議の経緯

(一) 國際聯盟規約の討議 國際聯盟の組織は前掲の如くウィルソンの十四則にも現はれて居り、ウィルソンは講和會議に於ても熱心之を主張し、出來得る限り速に之を成立せしめんとした。故に一月二十五日第二回の總會議に於て、國際聯盟の組織せらるべきこと、之に關する規約は平和條約の一部を成すべきこと、及右聯盟規約起草の爲め一委員會を設けることが決議せられた。右委員の起草したる聯盟規約は二月十四日の總會議に附せられ、爾來種々の曲折を

經て、四月二十八日第五回總會に於てウィルソンは自ら聯盟規約討議及修正の顛末を披露し、其の採決を得た。

(二) 獨逸軍備縮少問題 巴里會議は獨逸を以て世界大戰の元兇となし、從つて其の軍國主義を根本的に打破し、其の武備を根柢より覆し、獨逸をして軍事的に再び立つ能はざらしむる爲め、其の陸海空軍に對し諸般の制限桎梏を施すこととした。休戰條件に於ても講和條件に於ても、此の點が考慮せられて、思ひ切つた條件が課せらるることとなつた、其の結果としてヴェルサイユ條約第五十九條以下の規定を見るに至つた。其の趣旨は獨逸の陸軍兵力を十萬人に制限し(内將校は四千人以下とす)、即ち歩兵七師團騎兵三師團以下に制限せられ、今後右の兵力は獨逸國內の警備に宛つるのみで、之を對外的發展の用に供することは出来なくなつた。殊に強制兵役の制度を廢し、志願兵制度に依らしめた許りでなく、軍事教育も制限せられた。兵器彈藥の保有量も著しく制限せられた、參謀本部も廢止を命ぜられた、陸軍省の人員も最小限に限定せられた。斯く獨逸は兵力を制限せられたるに止まらず、軍事中樞機關の活動を今後に防止せられ、戰時大兵力の編制も不可能となつた次第である。若夫れ海軍力に至りては、獨逸は大戦艦を或は海底に沈め、或は之を聯合國に引渡したのみならず、常備海軍力の大制限を受け、潜水艦船の建造を禁ぜられた、弩級戦艦は勿論巡洋戦艦をも有せず、唯僅かに弩級前戦艦六隻を基幹とする其の海軍力は漸く沿海警備の用をなすに過ぎざるものとなつた。終りに獨逸は陸海軍とも航空隊を有することを禁ぜられた、即ち獨逸は一切軍用航空機を保持することを禁ぜられ、從つて空軍の存在は認められざることとなつた。而して右の陸海空軍に對する制限乃至禁止を實施監督する爲め、戰勝聯合國は國際監督委員會なるものを組織派遣し、監視の任に當らしむることとなつた。實

にタルデーの云ふ如く以上の獨逸軍縮諸條項が豫定通り實施せらるれば、何等航空機、タンク、重砲を有せず、僅かに二百八十八の野砲を有するに過ぎざる十萬の獨逸軍勢は、ライン左岸は勿論のこと、右岸五十吉米の地域内に於て一切の戰闘準備を禁ぜられ、動員はライン以東、否エルベ、ウェーザー兩河の間に於てのみなし得る次第であつて、從て獨逸は戰時の爲めの動員を行ふことが不可能となり、即ち今後は戰爭が出来なくなる譯である(註六)。

註六 右註一に掲げたるタルデーの著一四四頁参照。

(三) ライン左岸地方問題 アルサス・ローレーン兩州が一八七一年獨逸に取られた以來、佛國は一意之を取戻すことを念とした。右兩州の回復は固より佛國側講和條件の最たるものである、爾餘列國も右佛國の希望を固より正當と認めた、從つて此の點に付ては巴里會議に於ても何等異論なく、右兩州は佛國主權の下に『復歸』することに定められた(ヴェルサイユ條約第五一條)。然し佛國は右兩州を得たのに満足しない、更に進んでザール河流域の炭鑛地方をも我物にせんと企てた、加之ライン河を以て獨逸の國境線となさんとした。抑もライン河を以て佛獨の境界とするのと、即ちライン河は佛國の所謂『自然的國境』であるとの思想はリシュリュー以來佛國人の理想とする所である。(上掲第二章参照)。巴里會議に於てフォッシュ元帥は熱心に此の點を主張した、尤も同元帥と雖ライン左岸を佛國に併合しやうと云ふのではない、之を新に自治國となし、西歐諸國(佛白等を指すのであらう)と關稅同盟の關係に置く考であつた様であるが、兎に角獨逸の西部國境はライン河を以て限りすると云ふのであり、將來獨逸がライン左岸地方を佛國攻撃の足場及基地となすことを絶対に防止する爲め、ライン左岸地方は少くとも其の要所を永く聯合國軍に於て占

領すべしと主張するものである。右の如くライン左岸地方を佛國の有とするのではない。自治獨立を認めるとは云ふものの、右の計畫實行せらるるに於ては軍事上（占領）及經濟上（關稅同盟）佛國の勢力の下に立つに至るべきは必定である。佛國政府は之より先即ち世界大戰中一九一七年の初めに於て既に露國政府と密約を結んで、ローレーンの産鐵地方及ザールの出炭地方を佛國に併すの外、ライン左岸地方にして佛國の領土に屬せざる部分は之を自治且中立の國（an autonomous and neutral State）となすこと、即ちライン左岸地方を政治上にも經濟上にも完全に獨逸國より分離し、且獨逸が講和條件を完全に履行し終る迄佛國軍隊が右ライン左岸地方を占領することを對獨講和條件の中に加ふることを、右の密約中に取極めた（註七）。英國政府は此の密約に加はらなかつた。右の密約が同年勞農機關紙に依つて暴露せらるるや英國當局者は強く之に反對の意を表したことがある。然るに巴里會議に於ては前述の如くフッシュ將軍はライン左岸の占領即ち獨逸をライン以東に押し除けることを以て、佛國の安全上否聯合國全體の安全上必要缺くべからざる所であると主張して、クレマンソーを動かし、之を最高會議の席上に主張せしめた。クレマンソーはタルデューの名文に依り其の主張を理由付けた、然しクレマンソーの雄辯もタルデューの名文も、ウィルソンとロイド・ジョージを動かすには不充分であつた。ロイド・ジョージは『第二のアルサス、ロンレーンを作る勿れ』と叫んで極力之に反對した、アルサス・ローレーンの回復のみを以て満足すべきをクレマンソーに強く勸告した。實に此の問題程三巨頭の頭を悩ましたものはない、クレマンソーは佛國の安全を連呼絶叫して止まないのを見て、遂にウィルソン及ロイド・ジョージは三月十四日即ちウィルソンが巴里再來の日を以て、佛國の主張たるライン左岸占領の代りに

佛國の安全を保障する爲め、獨逸が將來佛國を不法に攻撃する場合、英米は共に佛國を援くべしとの趣意で所謂佛國援助條約を結ぶことを提議した。クレマンソーは右の占領と右の條約と併せて之を得んとした、三巨頭各々其の主張を持して相譲らず、時日は徒に經過するのみであつた。ウィルソンは其の乗船をプレスト港に呼寄せて巴里引揚げの用意をしたとの風説も傳はつた、佛國は孤立に陥つた、クレマンソーは澁々ながら漸く讓歩の色を示した。四月二十日ウィルソンも亦聯合軍に於て十五年間ライン左岸を占領するの保障條項（ヴェルサイユ條約第十四編となつたもの）に同意した、ロイド・ジョージも同月二十二日を以て之に同意を與へた。右は期限附の占領ではあるけれども、獨逸が右期限後に於て尙ほ侵略を試むるの虞あるときは必要の期間占領を延期することも出来るし、獨逸が賠償義務を一部たりとも履行せざる場合は期間満了の前後を問はず占領地域の全部又は一部に對し再占領を行ひ得るの餘地を存するものである（第四二八―四三〇條參照）。クレマンソーは折れたが、フッシュ元帥は頭として之に服しない、期限附の占領は價値なきことを聲明して居る。殊に『五年後に於てコロニー橋頭地域より、十年後に於てコブレンツ橋頭地域より、十五年後に於てマインツ橋頭地域其の他より撤退することとなつて居るから、第一期即ち五年の後には占領全線五百キロメートル中二百キロメートルは吾人の抛棄しなければならぬ所である』とて、『五年後には獨逸の力、一陽來復して、吾人の危険は増加すべく、十五年後には吾人の有する保障は全然消滅すべし』と叫び、遂にフッシュ元帥は最高會議の命を部下に取次ぐことを抗拒したり、新聞紙に意見を發表したりして、クレマンソー等を手古摺らしたが、それは物にならなかつた（註八）。而してライン左岸問題はヴェルサイユ條約中第四十二條乃至第四十四條の規定を以て

解決せられた、即ち之に依ればライン左岸地域は其の右岸五十キロメートルに互る地域と共に、所謂デミリクライズせられ、防備撤廢地域となつた。換言すれば右地域内に在る要塞其の他は撤去せらるべく、新に今後築城工事を行ふことを禁止せられ、永久又は一時の駐兵若は集兵も、各種の軍事演習も、動員の爲にする永久施設も禁止せられた。而して獨逸が右の禁止及び制限に違反したときは、ヴェルサイユ條約署名國の全部に對し敵對行爲を爲し、且世界の平和を攪亂するものと看做すべき旨を規定するに至つた。

(四) 佛國安全保障條約の調印 佛國の安全を保障する爲の條約即ち將來獨逸が佛國に對し侵略的行動に出づる場合 (in the event of any unprovoked movement of aggression) 英米は夫々佛國を援助すべき旨の條約は、前記の如く、ライン左岸問題に付き佛國の讓歩を促す爲に英米首腦當局に依つて提案せられ、四月中關係者協議濟のものであつたが、右は六月二十八日即ちヴェルサイユ條約調印の日を以て、英佛間及米佛間に調印を了した。然し其の後に至り米國上院は之に同意を與へなかつた爲め、右の米佛間の條約は物にならず、従つて之を條件とした英佛條約も効力を生ずるに至らずして終つた。

(五) ザール炭鑛地域問題 石炭の産地たるザール河流域は、産鐵地たるローレーン州の東に位し、嘗ては一時佛國の手に歸したこともある由緒のある地である(一八一四年には佛國に與へられ、翌一八一五年には即ち維納會議により佛國から取上げられた地方である)。鐵鑛と炭鑛を併せ有するは佛國の切望する所なること勿論であり、一方英米の之に反對したのも固よりである。佛國は右英米の反對により初めの主張は撤回したが、大戰中獨逸が佛國北部の炭

鑛に與へた損害の補償として、ザール炭鑛を佛國の所有に歸せしめ採掘獨占權を佛國に讓渡することとなつた、之が爲めには少くも一時同地方を獨逸の手から引き離さねばならぬとの見解から、十五年間は國際聯盟の任命する施政委員會の下に置くこととし、十五年後に於て人民の一般投票に依り何國の主權に屬すべきやを定めることとなつた(第四十五條以下参照)。

(六) 獨逸前皇帝訴追問題 ウィルソンが前記の如く國際聯盟を熱心に主張し、クレマンソーがライン左岸問題を極力主張した如く、ロイド・ジョージは前獨逸訴追問題と賠償問題に付き熱心なる主張をした。此の二問題はロイド・ジョージが巴里會議に臨む前、國民を試めず爲め總選舉を行つた際、選舉演説に於て言質を與へて居る關係上、巴里會議に於て其の主張を曲げることが極めて苦しかった。獨逸問題に付ては日米の反對を押し切つて、遂に前獨逸を和蘭から引きずつて來て、被告として特別裁判所の審問に附するの案を通過せしめた(第二二七條)。然し右は固より實行難に陥つて、第一、和蘭はウィルヘルム二世引渡要求に應じなかつた。従つて此の企圖は獨逸の戰爭法規違反者として前宰相ベートマン以下を軍事裁判所に引出すの計畫(第二二八條)と共に水泡に歸した。

(七) 賠償問題 講和の際戰勝國が戰敗國に對し償金即ち戰費の賠償を求むるは決して異例に屬するものではない、巴里會議に於ても英佛兩國は大戰の責任獨逸に在りとの前提よりして、戰爭の張本人は戰費の賠償をなすの責ありとなし、ロイド・ジョージはクレマンソーと共に獨逸をして戰費を負擔せしめんと力説した。然しウィルソンは極力之に反對した、其の所謂十四則中にも何等戰費賠償を認めないのみならず、英佛等聯合國側の對獨回答たる前記十一月五

日(一九一八年)の公文に依るも聯合國の人民及其の財産に對する獨逸の不法攻撃に依る損害(所謂個人損害)に對しては賠償を求むべきことを述べてあるが、聯合國の戦費を獨逸等に轉嫁負擔せしむることに付ては一言半句の之に及ぶ所がなかつたことを指摘して、ウィルソンは終始戦費の賠償要求に反對した。斯の如く此の問題に付ても諸大國各々其の主張を持して譲らなかつた爲め、交渉は少なからず困難に陥つた。殊に又米國は獨逸に拂はしむべき賠償總額の數字を平和條約に於て明確ならしめ之を掲記するの必要を切論したが、佛英は獨逸の支拂ひ得る限りを支拂はしめんとするの態度を持し、今直ちに之を決定するの必要なことを主張し、若し専門家の見込により今直ちに之を決定するとせば到底佛英國民の満足を買ふべき金額は計上出来ない主張した。英國自治領の代表者も、英國の議員連中も強く多額の賠償要求を主張した。が、遂に最高會議に於ては賠償總額の計數を明示することを避けると同時に、一方戦費の賠償は之を要求せざることに決定し(但聯合國側軍人の死傷者に關する政府支出、即ち恩給年金及遺族扶助料は賠償額中に包含せしむることとした)、斯くして米國對英佛の論争は解決を見るに至つた。而して聯合國賠償委員會なるものが設けられ、後日獨逸の支拂ふべき賠償金總額を決定するの權限を與へられた、該委員會は獨逸をして三十年間内に其賠償金全部を支拂はしむる爲め、其支拂の方法と時期とに付ても考案を立てる事を命ぜられた(以上賠償に付き第二三一條以下参照)。然し巴里會議の際巨頭連中が集まつて定めなかつたことを、其の後出來た賠償委員會の如き更らに之より微力なる機關で定め得られる譯がない、従つて該委員會は幾度か開かれ、首相會議や最高會議も其の後幾度か右の賠償問題協議の爲めに開かれたが、別段の成果を齎らすに至らなかつた。一方獨逸の財政は賠償支拂の爲め歳出入のバランスを失し、マルクの相場は愈々崩落して、獨逸の財政従つて賠償問題は收拾すべからざる状態に陥つたが、遂に一九二四年八月倫敦協定を経て、所謂ドーズ案の採用實施となり、遂に右賠償問題も茲に目鼻が附いた次第である(註九)。

(八) フューメ問題 伊太利は此の問題で大に他國全權と争つて、火花を散らした。由來伊太利は參戰の當時倫敦條約(一九一五年四月二十六日)に於て、參戰の條件及報酬を聯合各國と密約する所あつた。トレンティノ、南ティロル(ブレンナー境)、トリエスト、ゴリジヤ、グラディスカ、イストリア等に付ては明かに伊太利が講和條件決定の際敵國(奧)に要求することを認められたが、イストリアの東フューメの處分に付ては何等の定めもなかつた、所が巴里會議に於て伊國全權は前記各地方の伊太利人居住地即ち所謂「伊國未回收地」として認められたる地方を要求するに止まらず、フューメも亦之を自國に併合否回收せんとした。民族自決を主義とするウィルソンは固より、ロイド・ジョージもクレマンソーも之には反對した、伊國の飽くなき要求を斥けた。之が爲め伊國全權は巴里を引揚ぐるに至つたこと、前述の通りであり、フューメ問題は同國全權の巴里再來に依つても、解決を見ることなく、伊國の軍服を附けたる詩人ダヌンチオの突如フューメを占領したるは(一九一九年)事態を愈々困難ならしむる許りであつて、此の問題は巴里會議後迄も甚だしく聯合國當局者の頭腦を悩ました(註一〇)。

(九) ポーランド問題 新興國ポーランドはポーゼン及西プロシア其の他從來の獨逸領土から多くの分け前を與へられた、ポーランド問題委員會は「大きなポーランドは強いポーランドである」との考へから、成る可く其の領域を

廣く與へ様とした。佛國は之を支持し之を主張したが、英國は多數の獨逸人が居住する區域をポーランドに與ふるに反對した、其の結果マリエンウェルダは人民投票に依り歸屬を定むることとなつた。ダンチヒは國際聯盟保護の下に自由市とせられた、但し其の税關及外交はポーランドの管理に歸した、ポーランドはダンチヒ地域の鐵道河川及船渠を使用し得ることとなつた。其の後又獨逸の抗議に基き、上部シレジアも人民投票に依つて歸屬を定むることとなつた。

(一〇) 獨逸植民地處分問題 此の問題は別段の困難を見ることなく、英國には獨領南西亞弗利加及東亞弗利加(大部分)を、佛國にはカメルーン及トーゴランドを與ふることとなり、太平洋の獨領たりし諸島は日本及英帝國の間に赤道を境として分け取らることとなつた。尤も今回の巴里會議は當初より戰勝國が戰敗國の土地を併合することを一切認めざるの主義を主義としたから、右獨領植民地の處分も亦委任統治なる名稱の下に當該國に統治を委託せらるることとなつた次第である(聯盟規約第二二條參照)(註一一)。

(一一) 山東問題及人種平等問題 此の問題は何れも共に我が國から持出して大に争ふた所である。就中山東問題は從來獨逸が山東に於て有した權利利益を日本に引取らんことを要求したものであつて(條約の文句を借らば獨逸は從來支那との間に有した權利特權等を日本の爲めに『拋棄』すること)、此の問題は支那との關係上頗る面倒な問題となつた、殊に米國等は日本が山東に大なる野心を抱くものと疑つた爲め益々面倒となつた。我全權は日本が山東半島を、後に完全なる主權の儘支那に還付すべき旨を首相會議の席上披瀝したに拘はらず、條約面には何等此の點が現は

れて居ない(第一五六條參照)のを見て、事情を解せざる米國人等は大に日本の主張及之に屈從したるウィルソンの態度を非難するに至つたことは遺憾の次第である。若し夫れ人種平等問題に至つては日本が之を主義として聯盟規約の劈頭に掲げんとした努力は失敗に終つた、提案の内容如何は姑らく別として英米の委員等は我國が右の提案をなすに至つた眞意を疑ふて極力之に反對した爲め、右提案は遂に葬り去らることとなつた(註一二)。

註七 Cooke, The Secret Treaties, ch. 6.

註八 タルデュー一四五頁以下參照。

註九 ドーズ案に付き下に第七編中述ぶる所參照。

註一〇 テンバレー第四卷第五章二七八頁以下及ギボンズ上掲(註一)二八三頁參照。

註一一 委任統治 關し下に第七編中述ぶる所參照。

註一二 山東問題に付き第六編及人種平等問題に付き第七編中述ぶる所參照。

五 獨逸以外の諸國との平和條約調印 對獨平和條約の調印終るやウィルソンもロイド・ジョージも巴里を去つて、

あとにはバルフォア(英)ランシング(米)等が居残り、所謂五頭會議を最高會議として爾餘の諸敵國との平和條約を討議した。而して對獨平和條約は六月二日(一九一九年)同國宰相レンナー博士に手交せられたが、其の手交當時は未完成の部分もあつた。獨逸委員は特に其の經濟條項の實行不可能なることを指摘するや、聯合國側は修正した條約を交付した(七月二十日)、然し愈々對獨條約即ちサン・ジェルマン條約の調印せられたのは九月十日であつた、其の

以前奥匈帝國は既に分裂解體して居たら、右條約は唯既成事實を文書に書上げた迄である。次にブルガリアとの平和條約即ち所謂ヌイイー條約は同年十二月二十七日に調印せられた、同國は其の西部國境に土地を失ひ、エーリヤン海には出口を失ふた。多額の賠償金は課せられ、軍隊は二萬人に制限せられた。又翌一九二〇年六月四日に調印せられたるトリアノン條約、即ちハンガリーとの平和條約は同國を從來の大きさの三分の一に縮めてしまつた。終りに土耳古との平和條約が残つて居るが、米國に於てアルメニアの委任統治を引受けるや否やに付き態度が明かでなかつた爲め、之を觀望して時日を遷延し、其の結果同年八月十日を以て漸く土耳古との平和條約即ちセーヴル條約の調印を見るに至つた。此の條約は土耳古を小亞細亞に追込め歐洲にはコンスタンチノープル及其の附近猫額大の地を與へたに過ぎなかつた、而して一方希臘は舊土耳古領の大なる分け前を得た。ケマル・パシヤを戴くアンゴラ政府は右のセーヴル條約を認めず、従つて該條約は有名無實の狀態に置かれたる一方、英佛は内々鎬を削つて近東に争ひ互に暗中飛躍を試みた爲め、益々事態の紛糾を招き、後年即ち一九二三年ローザンヌ會議を経て、漸く聯合國は土耳古との間に平和條約其の他を結ぶに至つた、而も米國は今尙ほ（一九二六年末）同條約の批准問題で國內に争つて居る。

六 巴里會議に對する批評 ゼームス・ブライスは巴里會議の前に横はつた大事業を處理するには實に超人的伎倆のあるものでなければならなかつたことを述べ、而して實際其の任に當つた人は到底其の任ではなかつた、従つて巴里會議の成績は維納會議の夫れにも劣ると述べ、時勢が人物を生むとの諺は人を欺くものであると論じて居る（註一三）。

クレマンソーは巴里會議の成績を辯護して、ヴェルサイユ條約は時代の要求に先んずること少くとも四半世紀であると述べて居る（註一四）。何れが正しいかは姑らく措き、ヴェルサイユ條約以下各平和條約とも、何れも人間の作つたものである、従つて缺點の少くないものであらう。此等條約も亦他の條約と同じく時勢の變遷に依つて修正せらるべき條約であらう、否締結後今日迄の間にも漸次修正せられ來つた。

註一三 Bryce, *International Relations*, pp. 39—41.

註一四 *Foreign Affairs* (Amorion) Dec. 1923, p. 193.

註一五 巴里會議で出來上つた諸平和條約の結果即ち巴里會議後歐洲各國の形勢につき

"Survey of International Affairs, 1920—1923" and "The World After the Peace Conference" (Toynbee), issued under the auspices of the British Institute of International Affairs 並

右註一に掲げたる Gibbons の著及び右註一三に掲げたる Bryce の著（三三頁以下、参照）。

第八章 華府會議(一九二一—二年)

一 華府會議の由來 華府會議は米國政府の提唱により軍備制限問題並に太平洋及極東問題を討議する爲めに開かれたものであるが、今同會議を開くに至つた事情として左の各項を考へなければならぬ。

(1) 國際聯盟と米國との關係 米國はウィルソンの努力と聲明を無視して國際聯盟加入を拒絶した、それにはモンロー主義擁護と云ふ一般人に耳ざわりのよい「モットー」もあるが共和黨對民主黨の黨界問題も絡んで居ること勿論である。ウィルソンは黨派事情を知つてか、知らずでか、兎に角其獨斷擅行癖は國內的に大に祟りを爲した。ウィルソンに次で大統領となつた共和黨出のハーデングは國際聯盟に反對したが、國際聯合 an association of nations なるものを唱へ出した、氏の所謂國際聯合なるものが果して如何なるものであつたか、其輪廓すらも捕捉するに苦まるるが、兎に角國際聯盟の向ふを張つて米國主導の下にモンロー主義と抵觸しない範圍で各國の協力を策せんとするにあつたものの如くである。斯かる漠然として且無理なる計畫が直ちに實現出来るものではないが、ハーデングとしては何とか其主張に目鼻をつけなければならぬ。國際聯盟に反對し來つた上院議員ボーラーは大統領をして軍備制限問題討議の爲め國際會議を開かしめんとする動議を上院に提出した、一方海軍卿は米國海軍の大擴張案を議會に提出すると同時に海軍制限會議の必要を高唱した。世界大戰後の米國海軍は英國と拮抗し否之を凌駕せんとするの概を示

して來た。英國恐れ、米國亦安からず。「米國は何國に對して其軍備を擴張するものなりや」これ當時英人の抱いた疑問である、英米海軍競争の風説は瀕りに傳はるに至つた。

(2) 日英同盟の始末 日英同盟は世界大戰の終了と同時に其役目を果した、英國から見ても『入らぬもの』になつた、米國から見ても『邪魔物』になつた。しかし日英同盟の存する限り米國から見れば一旦緩急ある場合日英の協同動作を豫想せねばならず、從て豫め之に備ふる所がなければならぬと云ふのである。英國としては今や日本を助くるが爲めに米國と争ふことを好まず。否日英の同盟關係を持續して米國の機嫌を害ふことを好まない。そこで何とか體よく日本と同盟關係を断ちたかつたであらう。當時英相ロイド・ジョージは日英米の三國同盟論をすら唱へたと傳へられる。しかし米國が他國と『同盟』するなどは思ひもよらぬことであつて、其國是としても又當時の事情としても出来る話ではない。が英國が前記事情の下に華府會議を希望したことは當時官邊の消息に通じた操觚界の言論を見るも明かなる所であつて(註一)。又前記ボーラーの上院に於てなした提議が海軍委員會の爲めに頓挫せんとするや、英國大使サー・オークランド・ゲデスは急遽華府より倫敦に歸り首相ロイド・ジョージと打合せをして、米國が華府會議の主唱者たることを躊躇するならば、英國——歐洲——否世界の名に於て之を召集すべきを米國に促すの訓令を握つて華府に歸任したとも云はれて居る。其眞偽は兎も角華府會議は米國の首唱であるとしても英國の力拳を大に入れて居たこと固より争はれざる所である、一言にして云はば其理由は右の如く米國との海軍競争問題の解決と日英同盟の始末とであつた。

(3) 太平洋及極東問題 米國は歐洲の問題には干渉したくない、これはモンロー主義中の一大原則として米人の口癖とする所である。何が歐洲干渉だか何が歐洲不干渉だか、其限界は實に曖昧である。歐洲戦争に出兵しながら歐洲不干渉も變なものであるが。國際聯盟を非難し、排斥し、之に参加を拒絶し乍ら、オブザーヴァー (Observer) と云ふ名義で米國は聯盟主催の諸會議に人を出して居る、之を受ける方も受ける方が出す方も出す方である。それは、これとして太平洋問題や極東問題には、米國としては大に口を出し手を出したがる、否之を出して來た。世界戦争中は此問題に手や口を思ふ様に出し得なかつた。石井ランシング協定までも日米間に結ぶの已むなきに至つた。が、世界戦争は終つた、これから極東問題や太平洋問題に容喙するの時機が來た。此際邪魔になるのは日本である。『日本は世界戦争中極東に於て巨利を占めた』とはこれ米國人の觀察である、『所謂二十一ヶ條事件で日本は支那に於て我儘を振舞ふた』、『日本は支那に對し否アジアに對し所謂アジア、モンロー主義を主張せんとするものである』。これも米國人の口癖にする所である。此勢を放任するに於ては太平洋問題、極東問題の將來は日米間の危機を孕むものである、故に軍備制限問題と共に太平洋及極東問題も、世界將來の平和の爲め、禍因を除くが爲めに、國際會議に於て之を討議し、國際間の了解を遂ぐる事が緊急事であると云ふの論を生じたのである。ジョンズ・ホプキンス大學教授にして華府會議中支那全權附屬の専門家 (エキスパート) の役目を務めたウイロービーは曰ふ『華府會議は要するに日本の帝國主義的野心に制肘を加ふるの方法如何を主要問題としたものである』と (註二)(註三)。

註一 華府會議の開催せらるる前英國雜誌 Round Table に現はれた議論の如きは其一である、今當該號を手許に有せざるにより其

「ナンバー」を指摘することを得ざるは遺憾である。

註二 Willoughby: China at the Conference 1922, p. 18.

註三 華府會議前日英米三國の太平洋上に於ける關係に付 Bywater: Sea-power in the Pacific, 1921. 及 Bullard: The A B Cs of disarmament and the Pacific Problems, 1921 の如きは一讀を値する。



二 會議開催に至るまでの経過 大統領ハーディングも四圍諸般の事情に促されて、遂に華府會議開催の爲め關係諸國の意向を探ることに決意した。先づ從來『主たる同盟及聯合國』として知られた四大國即ち日英佛伊の四國に對して、非公式の交渉を開始した。我政府には大正十年七月十一日在本邦米國代理大使から申入れがあつた。同日華府に於ても國務長官は聲明書を發表した、即ち右は軍備制限問題討議の爲め近く協定すべき時期に於て華府に會議を開催したき意向が日英佛伊の四國に對して提示せられたこと、及米國大統領は右提議中に於て軍備制限會議に關聯し太平洋問題及極東問題に特殊の利害を有する諸國が極東に於ける主義及び政策に關し共通の了解に達するの目的を以て右諸問題の解決に關係を有する一切の事項を審議せんことを提案し、且つ支那に對しても極東問題に關する討議に參加方招請した旨を掲記したものである。右の非公式交渉に對し我政府は直ちに同會議開催の曉には欣然之に参加すべきを答へた。唯太平洋問題と云ひ極東問題と云ふも其範圍や意義が漠然として居るから會議前に『問題の性質及び範圍を明にしたき』意向を漏らし其點に關し『米國政府の腹案を承知したき』旨を申入れたのみである (七月十三日)。然るに米國政府は超へて一箇月、即ち八月十三日付を以て正式に華府會議の開催を、即ち同年十一月十一日 (休戦記

念日)を期して之を華府に開くことを通牒し來ると同時に、『太平洋及極東に關する討議の範圍を定めんと試むるは米國政府の目的とする所にあらず右討議の範圍は寧ろ之を會議開會前に行はるべき意見交換の題目として残さんとするものなり』と申越し來つたから、帝國政府に於ても 太平洋及極東問題に關する討議の範圍を會議開會に先ち行はるべき隔意なき意見交換の題目たらしめんとする米國政府の提議に欣然同意し、『近時の軍備が文明に對し破滅的負擔と脅威とを提供するものなりとの論斷に對し茲に再び我政府滿腔の同感を表明せざらんとするも能はざるものあるを覺ゆる旨』を回答した(八月二十三日)。ウイロービーは右の交渉經過を擧げて日本が會議参加に遲躊したと評して居るが、別に日本は遲疑した次第ではない、太平洋問題と云ひ極東問題と云ひ、其意義及範圍が漠然たるの嫌あるは前述の如くであるから、帝國政府が此點を確かめんとしたことは當然の措置であり、加之之が範圍を明にすることを後日の意見交換に譲り欣然會議に參同したことは充分に協調的精神を發揮した次第である。



三 招請國と其代表者 ハーデングは右四大國及支那を會議に招請するの外猶ほ太平洋及極東問題に關係を有する國として白耳義、和蘭及葡萄牙をも招請した、斯くして會議は軍備制限問題の關する限りは五大國の會議であり、太平洋及極東問題の關する限りは九國の會議であつた。

全權委員の顔振れを見るに米國は國務長官ヒューズを初として上院議員ロツヂ、アングーウッド、及前國務長官ルートを出して居る。英國はバルフォアを首席全權として海軍大臣、英國大使(華府駐劄)の外カナダ、オーストラ

リア、ニュージラランド、印度の代表者までも加へて居る。佛國は首相兼外相ブリアン外三名の全權を出した。日本は加藤(友三郎)海軍大臣外三名の全權を出した。



四 會議の經過及成績 我全權一行は一九二一年十月帝都を發して翌十一月二日華府に到着した。會議は同月十二日からメモリアル・コンチネンタル・ホールに開かれた。同日の總會議に於て米國大統領は一場の開會辭を述べた。これに引續いてヒューズ長官は會議の議長に選舉せられた。普通ならば此場合議長は新任の挨拶と謝辭とを述べる位に止めて議事は後日に譲り、其日は其式を閉づるのが例であるのに、當日は右の慣例を破りヒューズは關係各國海軍の縮少制限に關する具體案としての米國提案を朗々と讀上げた。右の具體案は各國主力艦中の或るものを抹殺することを初めとし極めて大膽且徹底的なものであつた。各國全權初め居並ぶ面々は驚いた、傍聽の新聞通信員は急遽此れを世界各地に電報して、世界を驚嘆せしめた。實にヒューズが右の如く最初の公開會議に於て堂々其所信を披瀝し、米國自ら率先して犠牲を拂ふの態度を示した意氣は從來の會議と行方を異にした所であつて、右は今回の會議に特色を與へた、一種の掬すべき空氣は之が爲めに直ちに會議内に漲つた、英國全權バルフォアは『精神及主義に於て米國提案に同意する』旨を答へ、我加藤全權も亦『主義に於て欣然米國の提案を容るる』と同時に海軍制限を大々的に實行する決意を有する旨を言明した。佛國は多少澁つた様であるが、日英兩國は右の如く米國と呼應して逸早く主義上同意の旨を宣して、直ちに其細目の調査攻究に移つた。固より屢々激論も重ねられた、日本が軍艦陸奥を生かす爲

めには全權の苦心も可なり大きかつた。が、日英米即ち世界現在の三大海軍國の全權が何れも大局より達觀して眞率に意見の交換を行ふた結果、三國の海軍主力艦の比率の協定は出来上つた。然る後之を佛國及伊國に示して終に海軍軍備制限に關する五國條約を作り得た次第である。

華府會議は前述の如く十一月十二日に開會して翌一九二二年二月六日閉會に至るまで約三箇月に亘り間斷なく總會議、總委員會、小委員會、起草委員會、分科會等日々會合を重ねた。其會合數を合算すれば、實に百三十五回の多きに上つた。甚しきは日に五會合を重ねた、三會合を爲したことは屢々である。其の間に非公式會合も重ねられて主要問題を議したこともある。斯くして遂に軍備制限及極東太平洋問題に亘る幾多の重要複雑なる國際問題を議了した。ハーディング當初の招請狀には海軍軍備問題に限らない様でもあつたが、陸軍軍備の制限については別に議定する所がなかつた。尙ほ本會議外に於て之と關聯して、特殊の問題につき關係國間に審議を重ねたこともある。日支間の山東問題の如きは其例である、要するに華府會議の結果としては

- (一) 海軍軍備制限に關する條約
- (二) 潜水艦及毒瓦斯に關する五國條約
- (三) 太平洋方面に於ける島嶼たる屬地及島嶼たる領地に關する四國(日英米佛)條約並追加協定
- (四) 支那に關する九國條約
- (五) 支那の關稅に關する條約

(六) 日支兩國間山東懸案解決に關する條約

(七) 日米間「ヤップ」島及他の赤道以北の太平洋委任統治諸島に關する條約

の七條約、及び之に加ふるに十二箇の決議が訂立した。斯く短日月の間に斯く多數の條約を結び決議を作つたことは、國際會議としては餘程出来のよい方である。

因みに右諸條約中海軍軍備制限に關する條約、太平洋に關する四國條約並追加協定は大正十二年八月十七日華府に於て各締約國全部の批准書寄託を了し、直ちに其實施を見るに至つたが、支那に關する九國條約及支那の關稅に關する條約は佛國の批准遅れた爲め、大正十四年八月五日に至り締約國全部の批准書寄託を了し漸く其實施を見るに至つた。尙ほ潜水艦及び毒瓦斯に關する五國條約はまだ佛國の批准がない爲め實施に至らない。

山東懸案解決に關する條約は大正十一年六月二日日支兩國に於て、又ヤップ其他赤道以北太平洋委任統治諸島に關する條約は大正十一年七月十三日日米兩國間に於て夫々批准書の交換を了して其效力を發生した。

五 華府會議の組織構成 此の會議は軍備制限の協定を主眼とし之と同時に極東及太平洋問題の討議をなすことを目的としたことは前述の通りであるが、兩者は相關聯して居るから兩者を併せて同一の總會議を組織することとし、九國代表者同時に列席し、且此總會議を以て此會議の最終的決定を爲すべき中心機關となし、又之を公開することとした。

右總會議の下に前記の二大問題を討議する爲め(一)軍備制限總委員會及(二)極東太平洋問題總委員會の二委員會が設けられた、又其下に各種の小委員會を置いた。此等委員會は秘密會であつたが、委員會の議事に至つては其要領を即日公表した。重要問題に關する討議は多少機微に觸るる所あるも成るべく詳細に之を公表した。右の如く出來得る限り商議の公開に努めたことも會議の一特色であつた。會議終るや米國政府は會議の議事録を公にした(註四)。

議題を討議する方法の如き組織形式に關する委員會も特に各國首席全權を以て組織し、各種特別問題の討議の爲めの小委員會、條約及決議案の起草委員會等の各種委員會も大體悉く責任ある全權委員を以て構成したことは此種會議の組織として一新例を開くものであつて、之が爲めに議事の進行敏活なるを得たと聞く(註五)。

註四 Conference on the Limitation of Armaments 1921-1922, Washington 1922.

註五 前掲註二に擧げたるウイロービーの著一九頁以下に華府會議の組織及手續事項につき若干の説明がある。

六 華府會議に於ける各種問題討議の概説

(1) 海軍々備の制限 日英米三國各自の主力艦の勢力比率として三、五、五を採用することはヒューズ當初の提案であつて、日本は多少此を動かさんと試みたが成らなかつた。就中陸奥を生かすことに日本全權は多大の苦心をした。其結果之を生かすこととなつたが攝津を廢棄することとなつた、英米の存艦廢艦にも多少の影響を來たした、代艦建造に當り主力艦の最高噸數を左の通り定めた(米國噸數の計算法による)。

英、米は各々	五二五、〇〇〇噸
日 本	三一五、〇〇〇噸
佛、伊は各々	一七五、〇〇〇噸

斯くして英、米、日、佛、伊五國の主力艦比率は英米の各々の五に對し日本の三、佛伊の一、七五と云ふ比率となつた。英國は從來其海軍に於て何れの二國にでも當り得るの主義即ち『二國標準主義』を取つて來たのに、今回の會議で米國と對等同格の地位に下つたことは時代の變化、事情の變遷とは云へ今昔の感に堪へぬ所であらう。

右は何れも主力艦の制限に關するもので、之に關し十年間の所謂『海軍休暇』を約束した。補助艦及航空機の制限には及ばなかつた。潜水艦を通商破壊者として使用することに付ては別の條約が作られた(しかし前述の如く此條約はまだ實施に至らない)。

尙ほ右海軍制限條約中日英米の三國は太平洋方面に於ける要塞及海軍根據地に關し現状維持を約定した。右太平洋方面と云ふ内には香港は加へたがシンガポールは加はつて居ない。又右現状維持の制限は希哇諸島、濠洲、新西蘭及日本本土を成す諸島、竝米國、加奈陀の沿岸には適用がない。従て此等に關しては當該各國に於て完全なる自由を保留して居るのである。

(2) 太平洋問題 之に關しては四國條約竝追加協定が出來たこと前述の通りである。其規定する所果して何ぞ。『締約國は互に太平洋方面に於ける其島嶼たる屬地及島嶼たる領地に關する其權利を尊重すべきことを約す』、『太平洋問

題に起因し且前記の權利に關する爭議を生し外交手段により満足なる解決を得ること能はざる」ときは『共同會議』を開いて當該事件を考量調整することとし（以上條約第一條）前記の權利が『別國の侵界的行爲により脅威せらるるに於ては』締約國は『充分に且隔意なく互に交渉』して『共同に又は各別に執るべき最有效なる措置に關し了解を遂げんこと』を約した（第二條）。右の共同會議と云ひ、又は『共同の最有效なる措置』と云ふは果して何か。此條約が米國大統領の批准に先ち米國上院に回付せられて同意を求めらるるや上院では此條約の性質、意義、解釋につき議論に花を咲かした。此條約は果して米國をして必要の場合兵力使用の義務を負はしむるものであるか、同盟と云ふべきものであるかにつき討論があつた。討論の未遂に『同盟にもあらず、又米國をして兵力使用の義務を豫約せしむるものにもあらず』との留保的解釋を付して同意を與へた（註六）。追加協定に於て日本本土を此條約の適用區域以外に置くこととなつた。これは不思議にも日本側と米國側との間に別異の反對せる理由と希望とに出て同一の結論に達した結果である。何は兎もあれ四國條約第四條に於て日英同盟協約の終了を規定してあるのは注意すべき所である。これが本條約調印者に取つて本能寺であると批評する人もある位である。

註六 Thomas: One hundred Years of the Monroe Doctrine, p. 480.

(3) 支那問題 此問題については大體會議前に各國の同意を得たる米國側議題試案に網羅せられて居るが其性質複雜にして範圍も廣汎に亘つた。支那全權が隨時陳述した希望又は提議に應じて討議するの狀であつた。而して會議一般の空氣は初めから支那現下の難局に同情し、其正當なる希望に對しては各國皆同情的の考慮を加へた、且各國全權

相互の間にも隔意なき討議と協力とを盡した。此の間政治上、地理上、經濟上關係最も深き日本の態度は列國注視の焦點となつた。支那に關する討議の結果は先づ第一に所謂ルート決議となつて現はれた。此決議は支那の主權及獨立並に其領土的及行政的保全を尊重し、支那の領土を通じて、一切の國民の商工業上の機會均等を有効に樹立維持すること等に關するものであつて、九國條約第一條として採用せられ、其第二條以下に於て更に敷衍せられたものである。第二に支那全權の提出した希望に對する決議にして就中支那の政治、司法、行政の自由に關する條約上其他の制限を撤廢することに關する希望約七項は極東太平洋委員會討議の大部分を占めたものである。調査審議の結果、郵便局の撤廢、關稅の増徴の如きについては支那の希望が大部分容れられた。其他の諸問題に至つては此等の問題が支那特殊の事態から生じた特殊のものであるから、漫に現實の事態を閉却して之を處理することは出来ない事情にあるから、漸を逐ふて支那の希望に副ふの方針を以て、此の際は過渡的措置を攻究し決議した。即ち特別國際委員會を設けて支那の實情を調査し其報告を俟つて列國は之が實行を決することとした。

(4) シベリア問題、山東問題、ヤップ問題等に至つても會議の内外に於て討議又は聲明乃至商議交渉の題目となつたが、其詳細に入るは本論の目的とする所ではない。



七 華府會議に對する概評 加藤全權一行が歸朝するや一日其慰勞の宴が總理大臣官邸で開かれた（大正十一年三月十二日）其際加藤全權の述べた答辭の末段に左の一節がある。私は茲に之を掲げて概評に代へることとする。

『華盛頓會議の成果に關しては人に由り其の觀る所を異にすへしと雖會議の主要目的たりし軍備競争の抑制と國際争因の除去とに於て相當の事績を擧げ得たることは多く異論なかるべしと思はる而して會議の衝に當りたる本全權等の感想に據れば會議が能く斯る結果を齎し得たる所以のものは實に參列諸國が一致して世界平和の確立並人類負擔の軽減の急務たることを自覺し此の二大目的は列強が排他的競争の舊世界より脱却して國際協調の新天地を開拓することに依り始めて之を達成し得べきものなることを認識したるに由らずんばあらず各國は此の共通の目的を實現せむが爲には互に多大の犠牲讓歩を敢てしたるが而も是れ皆各國の自發的に爲したる所にして決して他の強制に出でたるものにあらず此の自制協調の精神ありてこそ斯る短期日の間に能く前述の如く幾多重大なる條約及決議を成立せしめ得たるものなるべきは本全權等の信じて疑はざる所なり若し世界の各國民が十分華盛頓會議の經驗と成果とを會得し國際協調の新機運を益々助長することに努力を惜まざるに於ては世界平和の前途に多くの光明を認むることを得べし我國民に於ても此の華盛頓會議の眞義と國際政局の趨勢とを眞實諒得するに至らむことは本全權等の衷心希望して止まざる所なり』

華府條約中海軍制限に關する條約其他重要な條約の實施を見てハーデング大統領は他界した、我が加藤全權も亦次で逝いた。ハーデング、加藤去りて後、華府會議の精神、國際協調の主義が如何に圓滿なる發展を見、『世界平和の前途に多くの光明を認むることを得べき』や。それは『世界各國民の努力』を條件とするものであること加藤全權の云ふ通りである。

第九章 ロカルノ會議（一九二五年）

一 ロカルノ會議は大正十四年十月五日から同月十六日まで、瑞西は山紫水明のマジール湖畔、人口七千五百を數ふる一小邑ロカルノに開かれたもので、英佛獨の外務大臣等全權として來り集まつた。獨逸からは宰相ルーターも來た、伊太利からはムソリーニ首相も來て之に加はつた。尤も此地は伊太利に極く近い所である。議題は歐洲の天地を火の如く熱するか、水の如く冷かにするかの分れ目である大問題である。従つて話は仲々六ヶ敷かつた模様であるが、英國全權チェンバレンや、佛國全權ブリアンは、獨國全權と共に和氣霽々の中に、或時はマジール湖上に舟を浮べなどして悠々談笑の裏に事を纏めた。兎に角此會議の雰囲気は從來の國際會議に比して、即ち巴里會議以來の國際會議に於て、獨逸の全權委員が假令參列や列席を許されたにしろ、人並の扱を受けなかつた當時と比して、雲泥の違ひがある。チェンバレンの言の如く今回は獨逸は終始英佛と對等の資格で話合ひをした。戦後の獨逸は今回初めて歐洲の國際社會に於て平等の地位を認められたのである。

『ラインランドは歐洲の痛である』、『ライン地方が歐洲の地圖より消え失せない限り佛獨間の争は止むことはない』、これは獨逸人の口より聞く所であり、佛國人の心に藏する所である。ライン河を以て佛獨の國境とすることは少くとも佛國不世出の賢相リシュリュー及路易第十四世以來の傳統政策である。獨逸人から云はばライン地方は久しい以前か

ら—第五世紀頃から—少くとも第九世紀のメールセン條約の頃から—獨逸人のものである。佛國人は固より之を争ふて居る。少くともアルサス、ローレン地方は、第十七世紀ウェストファリアの平和會議以來、逐次佛國のものとなつた。それを普佛戰爭の終りにビスマルクは佛國から取り上げた。世界戰爭後、巴里平和會議で佛國が獨逸から取り上げた。かくの如く右の地方は佛獨間に爭奪の目的地となつたが（註一）、今後若し獨逸が強くなれば、又佛國から取り返したくなるのは必定である。これが佛國の恐るる所である。故に佛國は所謂自分の『安全』即ち『シキョーリテー』と云ふ問題を八釜敷云ふて居るのである。しかし佛國の『安全』問題は今に始まつたことではなく、昔から佛人は口にして居るもので、ビレネー及アルプスの山ラインの河を以て國境とすることは佛國の『安全』の爲めに必要缺くべからずと云ふ政策がそれである。故に世界大戰に於て獨逸が屈服するや、佛國のフォッシュ將軍は以爲らくライン河まで佛國國境を押し進めるにあらざれば佛國の『安全』は保障出來ないと、これは敢てフォッシュ將軍新發明の案ではないのである。又一九一七年勞農政府の發いた外交文書に依れば、同年の初佛國政府は露國政府に要求して、ライン左岸地方を政治上經濟上完全に獨逸國より分離せしめ、之を自主的中立國となすことに付き、露國との間に密約を遂げたと云ふことである（前掲第七章參照）。しかし佛獨の間にラインランド國と云ふ一獨立國が、佛國の御蔭で、出來上つて、其庇護の下に立つこととなれば、佛國の併合と相去ること五十歩百歩である。が果して、佛國人は軍事上の理由により、即ち佛國を獨逸將來の攻撃に對し防禦する上から、ライン地方に關する右の如き主張をなすものであらうか。將た又右の要求は經濟上の理由に出づるものであらうか。ヴァーヂュの險、メッツの城。ラインの流、果して何れが必

然的な國防的境界線と云ふべきであらうか。否佛獨が争ひ奪はんとあせるのは、ローレン、アルサスの寶庫であり、ライン地方の自然的富源である。ローレンは鐵礦に富み、アルサスはポタシを産し、ザールブリュッケン、アーヘン、ケルン、ルール地方は無限の石炭を藏して居る。故に獨逸はローレンを併せんとし、佛國はルールを領有せんとするのである。何れか一國にして此兩地方を併有するに至らば、鬼に金棒である。しかし第三國殊に英國から云はば、鬼に金棒は禁物である。其鬼が佛國であつても獨逸であつても英國に取つては結局同一である。右は佛國が先年獨逸のヴェルサイユ條約義務の不履行を口實として、ルール地方を占領した理由であり、英國が此ルール占領に反對した理由である。ルール占領の行はれた當時私は獨逸に居て、獨逸人から、佛獨兩國間の經濟的妥協の望みあることを聞かされた。一寸夢の様な話であるが、此夢は將來決して實現しないと断言出來ない。獨逸のルールと佛國のローレンとは、相互に手を握らなければ思ふ様な活動が何れも出來ないからである。しかしさうなれば英國に取り打撃であることは、其勞働黨内閣の大藏大臣のほめかした通りである。

◆

二 鬼に金棒では歐洲の平和に害がある、即ち歐洲の均勢を紊るものである。故に英國としては自分の爲め、歐洲平和の爲めに、佛獨國境の現状維持を欲するものである。佛人たるものあまり慾ばつても世間が承知しない。獨人としてもさうである。アルサス、ローレンは思ひ切り、ヴェルサイユ條約の残して呉れたラインランドの爾餘の地方を領有するに満足することが賢明であると云はねばならぬ。そして成るべく早く聯合國のライン左岸占領軍を撤退して貰

ふのが賢明である（佛軍はルールからは既に引上げた）。本年一月コロニーニの占領軍撤退期が來ても聯合國は何とか口實を設けて撤退しない。聯合國としてはヴェルサイユ條約上、今より十年後には（即ち一九三五年までに遂次）、全部ライン占領軍を撤退しなければならぬことになつて居る。獨逸の臥薪嘗膽は佛國の恐れざるを得ない所である。そこで佛國の『安全』問題、英國の保障問題が又持上るのである。曩きに巴里會議の際に調印出來た英米が獨逸の攻撃に對して佛國を援助しやうと云ふ條約は、其後米國の爲めに反古になつたことは前述の通りである。英國に於ては現内閣となり外相チェンバレン氏は以爲らく、英國が佛國を獨逸の攻撃に對して援助する丈けでは、英佛同盟として獨逸に當ると云ふ戰前の状態に復歸することとなり、平和の爲め面白くない。故に獨逸を加へての話にしなければならぬと。此考の結果として現はれたものかどうかは知らぬが、恰もよし、獨外相ストレーゼマンの本年二月の提案となり、幾多の曲折を経て、遂に最近ロカルノで話が纏つた。それはヴェルサイユ條約に認めた佛獨の國境及白獨の國境を、佛獨白何れも相侵さざることとし、而かも英國及伊國が保障者の地位に立つと云ふのである。換言すれば獨逸の方から佛（若くは白）の國境を侵したならば、英國は佛國に與して獨逸に當るべく、佛（若くは白）の方から獨逸の國境を侵したならば英國は獨逸に與して佛（若くは白）に當ると云ふのであり、而して何れが攻撃を開始したものであるかの判断は、國際聯盟理事會に依託しやうと云ふのである。而して將來佛國（若くは白國）と獨逸との間に爭議を生じたる場合、決を干戈に訴へることなく、仲裁裁判所又は調停委員會乃至聯盟理事會の裁斷に任せやうとするのである。昨日まで敵であつた佛獨兩國—否戰爭は濟んでも實は互に仇敵視して居た兩國は、今後は平和に仲善く行

かう、否争があつても平和的方法により解決しやうと云ふのである。かくして歐洲の中原には眞の平和が其曙光を現すに至つたと稱せられる。右の條約は假調印を了したばかりで、正式の調印は十二月一日（大正十四年）倫敦で、勿體ぶつて行はれることになつて居る（註に曰く同月同日豫定通りに行はれた）。獨逸國內の右黨連中で思ひ切りの悪い連中は、多少ごたごたを起して居る様であるが、調印實施の上は既往數年に亘り歐洲の天地に漂ふて居た不安の空氣は一掃せられることになる。世人ロカルノ條約を目して歐洲の一新紀元をなすものであると云ふ所以である。固より歐洲には外にも將來の禍根がないではない。獨逸の現在の東部國境、即ちポーランドとの國境問題、チェッコ・スロヴァキアとの國境問題に就ては、獨逸の抱いて居る不平不満は顯著なる事實である。獨逸は西部國境と違つて東部國境に就ては昔の領土を中々思ひ切れぬ。英國も獨逸の東部國境の現状を保障しやうとは云はぬ。そこで佛國としては、ポーランドやチッコ・スロヴァキアに對し、其一旦緩急ある場合、佛國の軍隊で之を救援することを約束して右兩國を安心させることにした。ロカルノで獨逸と其東隣なる右二國との仲裁裁判條約が結ばれたが、其效力は之を後日に徴するの外はない。



三 ロカルノ條約が効力を發生するには、獨逸の聯盟加入が條件となつて居る。しかし獨逸の聯盟加入に付ては、獨逸の方で多少の文句がある。それは獨逸がヴェルサイユ條約により、兵力を極度に減らされて居るから、聯盟に入るはよいが、聯盟規約第十六條に規定してある義務を果す上に於て困難であると云ふのである。云はば一寸すねて居

る様にも聞ゆるが唯すねるのではない、それには深い意味がある。獨逸は露國との關係を大に氣にして居る。ロカルノ會議の開會せられんとするや露國外相チチェリンは急遽獨逸を訪問したことでも判かる様に、露國は獨逸の聯盟加入を好まない、獨逸を自分の味方に付けて置きたい、英佛と握手させたくはないのである。獨逸としては露國と偕老同穴を契るつもりもあるまいが、英佛に對し充分安心が出来る前に、英佛に對する『切札』を棄ててしまふつもりもない。其切札は聯盟規約第十六條に關聯する事項であり、實は對露關係を顧慮したものである。英佛としても表面上獨逸の文句を認めないと云ふ譯には行かないから、此點に對し、即ち聯盟加入につき獨逸を安心せしむる爲めロカルノで一札を獨逸に渡したのである。

ロカルノ會議の成功に就ては、英外相チェーンバレンの努力が第一位に居る、同外相も大に之を自慢して居る。英外相は何故に其手柄を誇るの理由を有するものであらうか。今回の様な重大なる義務を負ふは英國に取りて如何なる利益があるものであらうか、英國の手足を將來に對して縛るの必要は何處にあるか。此點につき英國人間でも多少の異論はある様であるが、一言にして云はば、英國今回の措置は歐洲戰爭前より存在した白耳義の中立保障條約を復活し延長したものだと思へば、盡くは當らずとするも、蓋し遠からざるものである。英國の保障により白耳義や佛國が永久中立國となつたのではないが、佛白兩國の其獨逸との國境の現状維持を保障するものである。歐洲戰爭前には白耳義が英國の前衛であつた。それが今後は白佛の東境を以て英國の前衛線とするに至つたのである。どうせ歐洲に戰亂があり、佛獨開戦した暁には、英國は決して晏如たることは出来ないことは一九一四年の例で明かである。故に

今から思ひ切つて、其態度を表明して置けば、歐洲の均勢、従つて平和が維持せられると云ふのが、英國今回の舉に出でた理由である。英國が歐洲均勢の鍵の所有者であることを、條約で明かにしたことになる。チェーンバレン外相の得意なるも故なしとしないのである。況んや前顧の如き、經濟上の理由と利益と必要とあるに於てをやである。佛國の前首相エリオール氏は先年ゼネヴァに於て、『安全』『仲裁裁判』及び『軍備制限』の三問題は、佛國に取り相離るべからざる關係にあるものであると高唱した。所謂安全問題と仲裁裁判の問題は少くも佛國の關する限り今回で何うやら目鼻が付いた。果して同國の擁する六十七萬の大軍を初め、歐洲の軍備は、軍縮會議の俎上に上せらるるの日が近き將來に來るのであらうか。露國方面よりの妖雲は、歐洲の脅威として、佛國の脅威として、軍縮尙早論者に好「ブレテキスト」を興ふるものでないであらうか、歐洲は果して一片のロカルノ條約で安定するであらうか、或は國際の事寸前尺魔と考ふべきであらうか。條約の神聖と云ふ原則は、條約に無限の永續を確保するものであらうか。吾人は固より、條約を以て『一片の反古』となすの徒を擯斥するものであるが、さりとて國際事態の永久不變を信ずるものでもなし。(一四、一一、二三、起草、太陽掲載)(註二)(註三)。

註一 Foreign Affairs (American), Dec. 15, 1924, p. 199 ff.

註二 Glasgow, From Dawes to Locarno, 1925.

註三 ロカルノ條約につき下に第七編中述ぶる所参照。

第三編 同盟及協商篇

第一章 同盟とは何ぞ

同盟は一定の場合共同戦闘に従事すべきことを約束するものである、右『一定の場合』を稱して *casus foederis* と云ふ(註一)。同盟條約の内容如何により一ならずと雖、同盟條約に豫想した事實であつて、同盟國が其約束した義務——共同の戦闘——を履行しなければならなくなる出来事を指すのである。例ば『第三國より攻撃せられたるとき』、『第二回日英同盟協約第二條の如き』又は『第三國の攻撃に加ふるに第四國が此攻撃に参加したるとき』、『第一回日英同盟協約第三條の如し』と云ふのが之れである。而して共同戦闘の約束は共同講和の約束を伴ひ又之を含むものである。共同の戦闘と共同の講和、之れが同盟の要諦である。締約國の一方が第三國と開戦する場合他方が單に局外中立(又は好意の局外中立)を守ることを約束するだけでは其條約を同盟條約とは云へない、(例ば最近露獨兩國間に結ばれた中立條約の如き)。又一定の場合單に『協議』を爲すべきことを約束するに止むるが如きも亦同盟とは云へない。例ば華府會議で出來た太平洋に関する四國條約第一條の如きがそれである。しかし同條約第二條に至つては第一條と多少其趣を異にして居る、此條は『右特殊事態の急に應ずる爲共同に…執るべき最有效なる措置に關し了解を遂げんが爲め…

互に交渉すべし』とあつて、例ば露佛同盟の基礎的(主義的)協定(一八九一年八月)の中にある『兩國は之に應ずる爲め兩國政府の即時且同時に執るべき措置につき協議すべし』とあるのに酷似して居る。當時(一八九一年)に於て露佛兩國右の取極は果して同盟と云ふ程度に達したものであるやは多少疑問の餘地ありとしても、右の酷似は米國議會をして前記四國條約が米國を他關係國と同盟の地位に導くものでないか、又少くも米國の行動を將來に對し束縛するものでないかの問題につき大に討論を戦はしめるに至つた。其結果は消極的の解釋が與へられて片は付いたが、共同の措置につき『協議』するのは未だ共同の戦闘を豫約するものでないから右の如きはまた眞の同盟條約と云ふことは出來まい。要するに共同の戦闘(従て共同の講和)は同盟の手段であり又内容をなすものである。故にイエリネツクは此點に重きを置いて同盟を定義した様である(註二)。

註一 一八八七年バルカン問題(ブルガリア事件)が獨逸同盟條約に於ける *casus foederis* を成すや否やにつき問題となつたことがある、(本編第二章參照)其詳細につき獨逸外務省公表公文集 *Die Grosse Politik*, 6. Band, S. 53 ff 參照。 *casus foederis* につきハチエク國際法二四四頁參照。

註二 イエリネツク「アルゲマイネ、スターツレレ」三版七四一頁參照。尙ほストルプ「國際法の理論と實際」七三頁及ハチエク國際法二四三頁に同盟の定義及要素として説く所參照(本章末尾に掲げた備考參照)

果して然らば共同戦闘の事實さへあれば之に従事する國々を同盟國と云ふことを得べきか。世界大戰に於て米國は

事實他の聯合國と共に戰場に馳驅しても『同盟國』と云ふ名稱を避けて associated Power 『聯合國』で満足した様であるが爾餘の諸國—共同戰闘に従事した國は果して同盟國と云ふべきであらうか、それとも一九一四年九月五日の倫敦宣言に調印した英佛露三國、及後に至つて之に加入した日、伊を合せた五國のみを同盟國と云ふべきものであらうか、果して然らば右五國と爾餘交戰國との間の關係は、假令共同の敵を敵として戦ふて居つても、何等同盟關係を生じないものであらうか。

茲に至つては事實上の同盟と法律上の同盟とを區別するの必要に迫られる。事實關係としての同盟と條約關係としての同盟とを區別せねばならぬ(註一)。否由來同盟は條約關係である、條約(廣義の條約)によつて生じた共同戰闘の義務が同盟の本質を成すものである、これが同盟關係を成すものである。假令現在に事實上、甲乙兩國の軍が共に戰場に馳驅して居つても、それが何等約束に依るものでなければ、其間に所謂同盟關係は成立しない、精々で唯事實上の同盟である。事實上の共同戰闘者を同盟者と稱し又同盟軍と稱することがあつてもそれは事實關係に止まるものであつて、法律問題—條約問題—ではない。右は一九一九年の平和條約に『同盟及聯合國』なる言葉を使用する所以である、又其百年前即ち維納會議に於ても亦『同盟國』なる語が使用せられた理由である(一八一四年のシヨーム同盟條約による。當時タレーランが他列強の全權に對し『同盟國』と云ふ語の使用を難詰したのは政治論としては兎に角、法律論としては誤りである。

要するに吾人は『同盟』を定義して『數國が互に一定の場合共同戰闘に従事すべきことを約せる條約關係である』

と云はんとするものである。

註一 ハチエク國際法二四三頁参照。

◆
キルヘンハイムは同盟を定義して『一定の適法なる目的の爲めにする二國又は數國間の一時的結合』であると云ふて居る(註一)。然り、同盟には一定の目的がなければならぬ、徒らに二國若くは數國が結合するともそれは同盟ではあり得ない。オッペンハイムの云ふ如く所謂神聖同盟なるものは其目的漠然たるものであつて、眞の同盟と云ふことは出来ない(註二)。果して然らば同盟とは如何なる目的を有するものであるか、同盟の目的はそれ／＼同盟によつて異り、各同盟條約の前文には殆んど常に其同盟の目的が並べてある。日英同盟條約を見れば極東の現状維持とか全局の平和確保とか支那の獨立及領土保全とか商工業上の機會均等とか領土權の保持とか兩國の特殊利益防護とかが列擧してある。右の如く同盟の目的なるものは各場合により異なるものであるから、同盟の本質を説明し、之を定義するに當りては唯同盟の目的を強調するだけでは不充分である、否目的は第二義に屬するものである。

註一 ストルプ國際法外交辭典三二頁。

註二 オッペンハイム國際法一卷五六九節。

◆
キルヘンハイムは前掲の如く同盟を以て『一時的結合』なりとした。茲に『結合』と云ふても數國が合して國際法

上の一人格を新たに形作るものではない、前述の如く同盟は條約關係である。しかし同盟を以て『一時的』の結合であるとするのは大に味ふべきの語である。イエリネックも亦同盟の此點を捉へて、同盟が聯邦其他復合國家と異なる所以であるとして説明して居る。然り、同盟は一時的の性質のもので、永久的のものではない、パーマーストーンの言草ではないが、國家は其利益相合する時には同盟するが、利益が合はなくなれば相離るるものであつて、永久の同盟なるものは有り得ない。大抵の同盟條約は數年で更新することに定めてある（露佛同盟の如き例外もあるが）。反之聯邦とか合衆國とかは永久的であるべき性質のものである（必ず事實永久的でないにしても）。期限の有無を問はず同盟條約は事態の重大なる變遷によつて影響せられるものである、即ち所謂 *clausula rebus sic stantibus* の原則の適用を受け勝ちのものであるとの論は、ビスマーク初め實際家の間にも又學者の間にも屢々主張せられる議論である（註一）。實際世界の同盟史を案すれば同盟には短命のものが少くない、不幸なる同盟も尠くない。日英同盟の如く二十年も続き、其間双方にとり利益はあつても、別段の迷惑を相手方に掛けなかつたものは珍しいと云はねばならぬ。要するに前記の點—即ち同盟が一時的性質を有すること—は又保護條約保障條約等と異なる一の點であるとも見られる。

註一 ビスマーク回顧録二卷二九七頁及イエリネック上掲參照。

同盟は二國若くは數國が第三國に對して備ふる爲めに作るものである。即ち同盟條約は唯漠然と作られるものではない、必ず目ざす敵があるのである、否目標とする國があり、其國から攻撃せらるる虞ある場合、之に對する防禦の

爲めに結ばるゝものである。而して同盟條約に明かに其目標とする國を特定する場合之を特定同盟—*particular alliance*—と云ひ、之を特定せざる場合を一般同盟—*general alliance*—と云ふ。獨逸同盟（一八七九年）締結の際獨逸老帝は露國を指示せずして一般同盟條約を結びたかつたのであるが、ビスマークは遂に露國を明示した特定同盟條約を結んでしまつた。

右の如く同盟は第三國からの攻撃に備ふる爲め、即ち之に對する共同防禦を目的として結ばるるものである、此場合之を稱して防禦（防守）同盟と云ふ（*defensive alliance*）。しかし必要な場合防禦に満足せず進んで攻勢に出づるの同盟もある。（攻守同盟 *offensive and defensive alliance*）。尤も第三國より何等の挑發を受けざるに、單純に第三國を攻撃することを目的とするの同盟ありとせば、それは獨り不道徳なるに止まらず、「不法の目的」を有するものとして法律上の效力なきものであると學者は説いて居る（註一）。昔時は別として近代では單純なる攻撃同盟は實際に於て之を見ない、ナポレオンのティルシット同盟でも攻守同盟と稱せられて居る。近い頃の同盟は皆防禦を目的として居る。少くも防禦を目的とする旨を標榜して居る、他國の攻撃に備ふるものであることを聲明し、平和の維持と均勢の擁護とを看板としたものである。一八一四年の對ナポレオン同盟でも、ビスマークの作つた三國同盟でも、ビスマーク時代以後に出來た露佛同盟でも、皆何れも然りであつた。唯茲に困難なるは防禦と攻撃との區別を如何なる標準に求むべきかの問題である。或は攻撃（*attack*）を、或は『挑發に出でざる攻撃』（*unprovoked attack*）を、或は『侵略』（*aggression*）又は『侵略的戰爭』（*aggressive war*）を第三國から受けた場合、茲に *casus foederis* が發生す

る旨を大概の同盟條約に掲げてある。右の『攻撃』挑發に出でざる攻撃』又は『侵略』とは如何なる場合に之を認むべきやに付ては何等規定する所がない。ビスマークは『攻撃、攻戰 Angriffskrieg』とは何ぞやと云ふことを豫め條約面に定義することは不可能であつて、各場合に臨み締盟國の誠實に信頼して此問題を決するの外はない』と云ふて居る(註二)。殊に均勢擁護を名とし、之れが爲め所謂豫防戰爭 preventive war に出づるは、之を侵略者と看做さないと主張を爲すものあるに於ては(若此論を認むとせば)右の區別標準は愈々以て模索不着に陥る次第である。今日に於て國際聯盟の力を以てしても猶ほ右は未だ解決の出来ない問題である。

註一 オッペンハイム上掲五〇五節及拙著現行國際法上卷六一二頁。

註二 上掲 Die Grosse Politik, V. 5 248. (尙本編第二章參照)

前に同盟は條約關係であることを述べたが右の條約とは固より廣義に用ふるものである。往々にして一國の重大事件たる同盟が公文交換の形式によつて結ばれた例がある、露佛同盟の如き其適例である。下だらぬ條約でも議會の議に付する立憲國や共和政であり乍ら同盟の如き國の大事を一片の公文を交換することによつて敢行することは考へものかも知れないが、それは國內法の問題に屬して國際法の問題でない。アメリカ合衆國では條約は總て議會の同意を要することになつて居る、しかるにルーズヴェルトが日露戰爭の終に際し日本との間に極めて非公式否變則の方法で一種同盟見た様なものを作つたとか作らうとしたとか云ふて、デネットの如きは騒ぎ立てて居る。又日英同盟協約の

如きは調印と同時に效力を生ずとあつて元首の批准を要すとはなつて居ない。獨逸同盟や三國同盟は批准を経た條約文を有するが議會の協賛を経て居ない。獨逸同盟成立の當時ビスマークは獨逸兩國の議會に附議して其效力を強めんとした様であるが、其議はアンドラッシーの容るゝ所とならなかつた。斯の如く同盟條約の成立形式は多種多様であるが、何れも廣義に於ける條約であり、同盟は條約關係なりと云ふを妨げない。

同盟條約以外に援助條約とか保障條約とか種々似よりのものがある、之れ等と同盟條約との區別は奈邊に存するものであるか。同盟條約は對等國の間に於て前述の如く相互に兵力的援助を約するものである、其援助は相互的である、反之一方が他方を援助し保護するに止まる片務的のものは保護條約たり又保障條約たることあるべきも、同盟條約ではない。對等ならざる國の間の同盟は名は同盟と云ふても、實は保護關係か、又は保障關係に近いことがある。列國が白耳義の永久中立を保障した條約(一八三九年)の如きも對等的相互的でないから同盟條約とは云へない。そこで對等國間に結ばれる保障條約を往々にして相互保障條約と云ふことがある。例はロカルノ條約の如き其主要條約を世往々『獨、白、佛、英、伊間の相互保障條約』と稱するのを見受けるが、實は英國又は伊國が獨、佛、白に對して負ふの義務と後者が前者に對して負ふの義務とは其性質に於て同一とは云へないものである。これが同盟條約と異なる所であると云へやう。しかるに援助條約に至つては同盟條約と大に近づいて來る。援助條約と云ふても經濟的援助や外交的援助を云ふのではない。一定の場合兵力的援助を約束する條約を云ふのである。一九一九年六月二十八日の佛國

援助條約たる佛米協定及佛英協定を査すれば餘程同盟條約くさい所がある（相互的の條件を缺くから同盟條約と異ると云ひ得るとしても）。例へば佛米協定には

.... The U. S. A. shall be bound to come immediately to her assistance in the event of any unprovoked movement of aggression against her being made by Germany.

とある。そこで右の如きは明かに獨逸を敵として戦ふ事あるべきを豫約するもので、米國の行動をコミットして面白くないと云ふので、米國の議會は大に之に反對して、之を水泡に歸せしめた。英國外相チェーンバレン等の考でも此種の提案が獨逸を對敵目標とする點を不可なりとして、所謂「相互保障」と云ふ形式を選ぶに至つたのである。そこまではよいとして茲に一つ注意すべきは、佛國が同じくロカルノに於てポーランド及びチェッコとそれ／＼別々に一つの條約を結んで、獨逸から「挑發せられざる兵力使用」（即ち無挑發攻撃）を受けたるときは直ちに互に救援を與ふべきことを約束した一事である。獨逸の兵力使用に對抗して救援するが爲めには佛國の一味も亦兵力を使用しなければならぬことは勿論である。從て右の救援は兵力的救援である。獨逸の無挑發攻撃に對して互に兵力的救援を約束する以上、之れ明かに一種の同盟條約である、假令條約の前文には相互保障と明言してあつても實は同盟である。ウイルソンに從へば國際聯盟と同盟とは相容れない性質のものであつて、聯盟が出来れば從來の同盟は其姿を隠すべきもので、況んや新たに同盟を作ること固より出来ない筈である。が、ロカルノ條約と同時に否其一部として右の如き同盟條約が出来たのは一見不思議である。加之同盟の存在は右の例のみではない、所謂小協商を成す諸國間にも明かに

防禦同盟條約と認むべき條約が存在する。ポーランド、ルーマニア間にも又ポーランド、チェッコ間にも、一九二一年此れ亦防禦同盟條約又は相互保障條約が出来た。此等は從來の同盟條約と何等選ぶなきものである。唯其目的が或は條約上の利益の相互保障に存すとか平和の確保を目的とする（聯盟規約第二十一條）にありとか附會せられてはあつたが、從來の同盟條約でも皆一般平和の維持とか均勢の擁護とか、體よき目的が書き連ねられてある、彼れと之れと敢て選ぶ所はないのである。此種の「目的」は未だ以て同盟の本質に觸れず、即ち同盟と然らざるものとを區別するの標準とするに足らざるは前に述べた通りである。

◆
ウイルソン其他の人が從來の同盟を排斥し新生の聯盟を謳歌したのは、從來の同盟は必ず陰に陽に一定の抗敵國を有したのに反し、新生の聯盟には之れがない又あるべきものでもないからである、即ち聯盟は何れの特定期を目標として之に對敵することもなく、世界の各國が皆共に手を携へ歩調を揃へて相互的義務を負ふものであると云ふことを要諦とするものである。故に聯盟に屬する二三國の間で朋黨比周し、他の國に對抗し之を目標として、其國の攻撃に備ふる爲め、共同戦闘の場合あるべきを豫約するが如きは聯盟の本質と矛盾するものであると云はねばならぬ。聯盟は其性質上所屬二三國の間撞まに兵方を使用するを許すものではあり得ない。即ち同盟條約は其目的如何を問はず聯盟規約と相容れざるものである。小協商國間の同盟を聯盟規約第二十一條に照して合法なるものとなすが如きは少くも聯盟規約の精神に反するものと云はねばなるまい。

同盟に近似せるものに協商 (entente cordiale) がある、英佛協商があり、英露協商がある。右協商の基礎たる一九〇四年の英佛間の條約、一九〇七年の英露間の條約は何れも特殊の係争問題を解決したるに過ぎないものであつた、何等一定の場合に共同戦闘共同講和を約した如き性質のものではない。しかるに其後事態の推移は英佛をして、又英露をして更らに接近を深ふせしむることとなつた。一九〇六年以來英佛間には軍事當局者の密議が重ねらるることとなつた、兩國政府の認許の下に右が行はれた。兩國政府は右軍事密議 (military conversations) は一朝有事の場合何等何れの政府の行動をも拘束するものでないと殊更言明した、此趣旨の證文の遺り取りもあつた(一九一二年グレイ、カンボンの文書交換)。故に右の密議あるも有事の場合關係國が『共同戦闘の義務』を負ふものでないから、前述同盟の定義に照し之を以て同盟と云ふことは出来ないが、同盟に近似したものである、一九一四年八月の出來事は之を證する。右協商は同盟の名を避けて同盟の實を取つたものである、少くも佛人は斯く信じた、ポアンカレは斯く解した。グレイ外相の心事は如何、八月三日(一九一四年)同外相の有名な議會演説は既に史家の批評を免れない、後世も亦必ずや批判を斉まぬであらう。

(備考) Allianzen = Verträge auf Herstellung einer nach Eintritt einer Bedingung, des Bündnisfalls, (casus foederis), eintretenden Kriegsgenossenschaft. (Strupp, Theorie und Praxis des Völkerrechts, S. 73.)

Allianzen sind Bündnisse zu gemeinsamem Angriff, gemeinsamer Verteidigung oder als Schutz- und Trutz-

bündnisse zu beiden Zwecken. Entscheidend für den Charakter einer Allianz ist nicht der Zweck, sondern die in Aussicht genommenen Mittel. (Jellinek, Allgemeine Staatslehre, III Aufl. S. 741.)

第二章 ビスマルク時代の同盟及協商

一 三帝國同盟（一八七二—三年） 普佛戦争後歐洲外交の中心は巴里より伯林へ移つた、奈翁三世倒れてビスマルクの時代となつた、爾後外交界に口にせられる言葉は『戦争』よりも『同盟』であつた、同盟が外交家の口により頭腦を支配した。而して此同盟政策のプロタゴニストはビスマルクであつた、シューヴァロフ嘗てビスマルクに向つて『卿は同盟の悪夢に襲はれてゐる』（Vous avez le cauchemar des coalitions）と語るやビスマルクは『必要的に』（nécessairement）と答へた。

普國の王ウイールヘルムが獨逸皇帝の位に即くや（一八七一年）各國の帝王は伯林に巡禮し始めた、煥帝は伯林を訪問して兩皇室の接近を希ふた、露帝も之に劣らず伯林に諛を呈して神聖同盟の傳統的親善を忘れざる旨を聲明した。一八七二年九月には煥露の皇帝は其の宰相を伴ふて伯林に來り獨帝と會同して盟約する所があつた（註一）。（Dreikaiser-Entrevue 1872）。しかし其の際には何等文書は作成せられなかつた。翌一八七三年五月獨帝がビスマルク及モルトケ將軍を伴ふて露帝を露京に訪問した際、獨露軍事協定（Deutsch-Russische Militär-Konvention）なるものが結ばれた。此協定は讀んで字の如く軍事協定であつて、獨露の兩元帥（モルトケ伯とベルグ伯）によつて調印せられて、兩國皇帝の批准（調印と日を同じくして）があつた。右協定は兩國の親交 accord intime を支配する思念を具體化する

爲め、即歐洲現在の平和を確保し又平和を攪亂すべき戦争の機會を排除する爲め

- 一、兩帝國の一が歐洲の第三國から攻撃せられた場合には遲滞なく二十萬の兵員を以て他を援助すること
- 二、此協定は何れかの國に對する敵意に基き結ばれたるものにあらざること
- 三、此協定は二ヶ年の豫告を以て廢棄し得ること

を定めた。而して尙ほ追加協定として右兵員の給養、馬匹、救護は被援助國の負擔とすることが定めてある、即ち援助國は此以外被援助國に對して何等の補償を求めない趣意である（註二）。

右兩國の軍事協定には煥國をも加ふべく、否ビスマルクは煥國が之に加入しなければ右協定は効力がないと云ふ解釋をとり、反之露帝は兩國の關する限り効力があると解釋した様ではあるが（註三）。兎に角煥帝及其相アンドラッシンは軍事協定の形式を排斥し、皇帝自身の署名のみを有する條約書を作ることを選んだから、同年六月六日煥露の兩皇帝はシёнブルンに於て盟約書に調印した。而して同年十月獨帝も亦煥帝を訪ふて、同所に於て右盟約書に加入の署名をして（十月二十二日）、茲に三帝協約 Das Drei-Kaiser-Abkommen（註四）が成立した。右煥露盟約書には

- 一、特殊問題につき盟約國の利害相反するより紛議を生じたる場合ありとするも、和衷協同して平和の維持を期すべきこと。

- 二、第三國の侵略により歐洲の平和が危くせられたるときは、新なる同盟條約を俟たずして、共同に執るべき態度方針を定むる爲め、事前に協議すべきこと。

三、此協商に基き軍事動作を必要とするに至らば、之が爲め特別の協定を結ぶべきこと。
 四、盟約國の一にして此の約書を廢棄せんとするときは二年前に豫告をなすべきこと。

が規定してある。而して此の盟約は其前文に於て *une entente directe et personnelle entre les Souverains, entente indépendante des changements qui pourraient se faire dans leurs administrations* なる語を使用してある。露帝も三帝間の關係を *entente à trois* (三帝協商の義) と云ひ(註五)。獨帝も前記の露京にて調印せられたるものを *l'entente signée à St. Petersbourg* と稱して居るから(註六)。右三帝の盟約は往々三帝同盟 *Drei-Kaiser-Bündnis* と稱せらるるも、寧ろ三帝協商と云ふべきものであらう。而して此の三帝協商は一八七五年の事件に遭逢しても猶生き残つた模様である(註七)が、其熱は當時既に大に冷却して來たことは事實である。

註一 獨逸外務省外交文書集、*Die Grosse Politik der europäischen Kabinette 1871-1914* (以下本書を引用するに當り假りに「大政策」と譯して引用する) 第一卷二〇一頁参照。

註二 同上二〇三—四頁参照。

註三 同上二〇五—六頁参照。

註四 同上二〇六—七頁参照。(英譯プリプラム下卷一八四—七頁)

註五 同上二〇五頁参照。

註六 同上二〇七頁参照。

註七 同上二〇七—八頁参照。



二 一八七五年の事件 同年佛國は獨逸に對して戰備を修むるの風説が獨逸に立てられた、佛人が獨逸から莫大な軍用馬匹を買入れんとするの風説は、ビスマークの神經をとがらせた(註一)。獨逸の新聞紙「ケルニッセ、ツアイトング」ポスト」等も騒ぎ立てた(註二)。佛國の方は佛國の方で、獨逸が佛國に止めを刺さんが爲めに最終の一撃を加へんとするものであるとの風説を立てた。佛獨兩國間の戰雲たなびけりとの風説は英露兩國の憂ふる所となつた。英國ヴィクトリア女皇は親翰を以て獨帝に警告を與へた(註三)。ゴルチャコフも露帝に陪して伯林に來着し、其幹旋の結果獨佛間の危機を去らしめたかの如く、同所より『今や平和は確保せられたり』との電報を四方に打つた(註四)。ビスマークの云ふ所によればこれは當時の佛國大使ゴントー・ピロンとゴルチャコフとの仕組んだ芝居であつて、ゴントーはモルトケ及ラドウィッツ等との談話を以て證據材料としゴルチャコフに注進した爲め、ゴルチャコフは伯林に駆け付けて佛國の保護者、平和の天使たるが如く見せかけんとする芝居を打つたと云ふて居る(註五)。ビスマークは當時既にゴルチャコフの尊大自ら居り、ビスマークを自分の弟子扱ひにし、獨逸を自分の自由になる從僕の様に出せんとする態度を不快として之を憤慨した。ビスマークはゴルチャコフとの内話に於て、彼が獨逸を對等の友邦として取扱はず *comme un domestique, qui ne monte pas assez vite, quand on a sonné* の取扱をなすことを面責したと云ふ(註六)。前記事件後に於て前記事件の爲め獨逸が露國に對して有するに至つた不信と不安とは未だ全く消滅しない趣をビスマークは露都駐劄使臣をしてゴルチャコフに通告せしめて居る(註七)。

- 註一 前掲「大政策」二四五頁参照。
 註二 同上二五三頁参照。
 註三 同上二九二—三頁参照。
 註四 同上二九三頁参照。
 註五 ビスマルク回顧録二卷一九八—二〇〇頁参照。
 註六 同上二九八頁参照。
 註七 「大政策」二九九—三〇〇頁参照。

三 一八七六年露國の獨逸に對する中立要求 同年露國はバルカン及トルコの方面に志を逞ふせんとするや、奥匈國と衝突すべき場合を豫想し、此場合(露奥戦争の場合)果して獨逸は局外中立を守るべきやに付きビスマルクの意向を探つた。が、ビスマルクは之に對し明かな返答を與ふるを避けて、唯「不幸にして露奥の兩友邦が干戈の間に相見ゆることとなり双方何れが勝ち何れが敗るるも、獨逸としては之を忍ぶかも知れぬが、兩國の何れが致命傷を負ふこと即ち獨立國として將た歐洲の一大國としての地位を失ふ程、傷痍を受くることは獨逸の忍ぶ能はざる所である」と答へた(註一)。其結果露帝は奥帝とライヒスタットに會見を行ふて妥協することとなり(ライヒスタット會見は一八七六年七月八日にして、其結果たるブダペスト條約調印は翌年一月十五日)(註二)。ボスニア、ヘルツェゴヴィナを奥に約して、喰はすに利を以てし、露土戦争の際、奥匈國の中立を購ひ得たが、ゴルチャコフは獨逸が一八七〇—七一

年の恩を忘れて局外中立の要求に應じなかつたのを含むこと甚しかつた。ビスマルクとゴルチャコフとの交情は愈々悪化に向つた。

- 註一 大政策二卷五三頁以下及五卷二三五頁、ビスマルク回顧録二卷二四六頁。
 註二 大政策二卷一一一頁以下。(英譯ブリブラム下卷一八八—二〇三頁)

四 露國(シューヴァロフ)の同盟提議 當時露國の大使として英京に駐劄したシューヴァロフはゴルチャコフと相善からず、従つてビスマルクと親密であつた。伯林會議の前英京と露京との間を往復するや、道を伯林に取り屢々ビスマルクと會談した。其當時のことであるが、シューヴァロフは露獨兩國の同盟談をビスマルクに持出したと云ふ。シューヴァロフが右の同盟談に口を切る爲めに如何なる權限を有したかは、ビスマルクの疑を挿む所である(回顧録二ノ二五二頁)が、兎に角ビスマルクはよい加減な返事をして右同盟談を斥けた。即ち「獨逸が露國とのみ同盟して他の凡ての國を遠ざけるは獨逸を不利の地位に陥らしむるものである、獨逸は歐の中原にあり四隣警戒を要する其地理的地位に於て(回顧録二ノ三〇六頁)露國と同日の談にあらざるのみならず、露國との同盟は時の皇帝の氣分如何により左右せらるる傾向があるから安心が出来ない」と云ふのが理由であつた(回顧録二ノ二六〇—六一頁)。

五 『同盟の惡夢』 既に佛と戦ひ(一八七〇—七一年)又奥と戦ひ(一八六六年)且つ露と相善からざる獨逸は、

右佛墮露の三國が相共に結合し同盟して獨逸に當るの危険を憂ふるは當然のことである、これが所謂ビスマークの『同盟の悪夢』である。ビスマークが常に此悪夢に襲はれつつあつたことは人の認むる所であり、又自ら許す所である（回顧録二ノ二六九頁）。ビスマーク以爲らく『佛國をして其の獨逸に對する復讐を行ふことを斷念せしむるは出来ない相談である。墮洪國も場合によれば露佛と相結んで往年のカウニッツ同盟（一七五六年）を再現するなきを保し得ざるは、ライヒスタット條約の證する所である。ゴルチャコフが反獨政策を取りつつあるは眼前の事實である。此形勢の下にあつて獨逸は袖手傍觀することは出来ない。此際反獨同盟の出現を妨ぐる爲め、強國の少くとも一つを條約によつて縛るの必要に迫られて居る。獨逸は墮國と結ぶべきか露國と結ぶべきか二者何れか一を撰ばなければならぬ事情に直面して居る。墮國と同盟しても不都合はあるが、露國との同盟は不確實である』と。然るに墮露何れを選ぶべきかの問題につきビスマークの決意を促したものは一八七九年八月十五日の露帝より獨逸に宛てた親翰事件である、否ビスマークは此を自分の都合のよい様に利用した形跡がある。

六 露帝親翰事件 伯林會議の結果は露國の上下を憤怒せしめた、露帝は獨帝が一八七〇—七一年の恩を忘るるものとして獨帝に對して頗る不満であつた。伯林會議ではビスマークの指導の下に歐洲が反露聯合を結んだものとして、ビスマークの仕打を憤つた。伯林條約は其の實施に際しても種々の面倒な事件があつた。列國の委員より成る國境劃定委員の間にも暗闘があつた、獨逸委員は墮露委員間に争あるや常に墮國委員の肩を持つたと云ふことを聞き込むだ

露帝は嚇怒して、親翰を獨帝に寄せた（一八七九年八月）。其内に獨逸の忘恩を責め、右獨逸委員が爾今露國委員の肩を持つのを拒むこと明確とならば獨露兩國間『不幸なる結果』を見るに至るべきことを述べた（大政策三卷一四—一六頁）。ビスマークは此の親翰を見てこれ露帝が獨逸に對する『覆面の威嚇』なりと解釋した（同上—一六頁以下及回顧録二ノ二五〇—一頁）。獨帝は之に對して如何に答ふべきか、之に屈せんか露のつけ上るを如何せん、之と堂々争を試みんか露國との衝突を招くを如何せん、一八七〇年の恩は獨逸をして墮國との友情を犠牲に供せしむる底のものではない。翌月即九月三日獨帝は露帝の招に應じてアレキサンドロウ・Alexandrowに到り兩帝の會見が行はれた。此會見に於て露帝は右親翰の獨帝に與へたる印象を頗る遺憾とし、其『無きもの』と看做すを希望し自分は何等獨逸を威嚇するの意なかりしことを語り、『ビスマークは一八七五年のゴルチャコフ電報事件（前掲）を忘れざるべきも、ゴルチャコフは今や「死人」に等し』と語り、陳辯頗る努めた。アレキサンドロウより歸來した獨帝は『露帝及其周圍の臣何れも獨逸に對する戰意などは少しもない』との報告をビスマークに送つた（大政策第三卷六五—六頁）

七 ビスマーク及アンドラッシーのガスタイン會商 ビスマークは獨逸が墮洪國と結ぶ日あるべきを豫想したのは久しい以前からであつた、決して一朝一夕の出來心ではない。一八六六年の戰役に墮洪國を強て追窮しなかつた當時からビスマークが墮洪國を何時か自家藥籠中のものとなすの日あるべきを豫見して居た。伯林會議以來露國が獨逸を恨み、獨逸の東境に兵を集中するのを見、ゴルチャコフの政策やミリューチン（露國陸軍大臣）の態度を觀て取つたビ

スマークは今や一日も緩ふすべきにあらずとして、埃洪國外相アンドラッシーを一八七九年八月ガスタイン（ビスマークの療養地）に招き、會商する所あつた。獨逸に對し好感を有したアンドラッシー外相が近々辭職するの模様があつたから、其の辭職前に獨逸同盟を片附けん爲めであつた。兩相は共に膝を交へて露國の態度を論じ、獨逸の關係を語る事二日。アンドラッシーは露帝の軍備と威嚇とを語り露帝の信するに足らざるを訴へた、ビスマークは露國が獨逸に對し同盟の手を延ばして居ることを告げ（註一）、之を拒めば露獨關係の將來や知るべきのみと告げ「露國が挑發なくして獨逸を攻撃する場合埃國は獨逸を援くべきや」を質した。アンドラッシーは言下に右の場合、埃洪國は欣然全力を擧げて獨逸を援くべきを告げた。兩相の間に平和的同盟即ち對露防守同盟の下相談が出来上つた。兩相は各々其自國の皇帝より許可を得た上、更に維納に於て再會すべきを約して分袂した。

註一 ビスマークがガスタインより外相ビュローに宛てた書翰によれば（一八七九年九月一日付）當時尙ほ露帝アレキサンダーは獨逸と同盟するの意向ありたるやに見ゆる、ビスマークは「今や斯かる交渉は不可能なり」とビュローに告げて居る。「大政策」三卷二五頁参照。

八 維納會商 ビスマークはアンドラッシーとガスタイン會商を試みたる後、皇帝に對し獨逸間防守同盟の必要を力説した上奏書（八月三十一日付）を提出して居る（註一）。が、獨帝は前述アレキサンドロウ會見の三日前に之を披き見て、右會見に於て露帝と語るまでは該上奏書は未披見と看做すべきをビスマークに通じた（註二）。右會見後獨

帝がビスマークに與へた露帝との會見録に於て前述の如く露國に戰意なきを告げて「此際埃國と同盟を結ぶが如きは自分の良心に照らして許し難き所である」とビスマークに書き送つた（註三）（因みに當時ビスマークは病氣療養の爲めガスタイン滞在中であつて獨逸同盟の如き重大事件すらも皇帝との間に書面で辨じて居つた）。従つてビスマークがアンドラッシーと同盟談を續くる爲め維納に赴かんとするに對しては直ちに之を禁止した。ビスマークは其維納行が許されなければ辭職するの外なきの態度を示すや、皇帝は煩悶の後漸く讓歩した。獨帝と異り埃帝フランツ・ヨゼフは一も二もなく直ちにアンドラッシーの獨逸同盟論に賛成した、アンドラッシーは雀躍して之をビスマークに報じ、ビスマークが獨帝の許可を得次第維納に於て同盟條約の作成を行ふべき旨を申送つた。

註一 大政策三卷二六—三六頁。

註二 同上三六頁。

註三 ビスマークは皇帝より此書翰を受くるや、更らにガスタインから第二の上奏をした（一八七九年九月十五日付）（大政策三卷七八—八三頁）此上奏に於て更に獨逸同盟の必要を反覆し、露國の信ずべからざる所以を力説して居る。曰く「假令今日獨逸が埃國と同盟條約を結ばずとするも愈々露國が埃國を攻撃したる場合、獨逸は自衛上、埃國を見殺しにする譯には行かず、又露國先づ獨逸を攻撃したりとせんか獨逸は其時に至り埃國の援助を求めんとしても多大の犠牲を拂はなければならぬ。外交の事は、朝夕を計るべからざるものである」と。又露國の伯林會議以來の反獨政策に關しては「露國君臣の云ふ如くならば、即其反獨政策に對し、反證を擧げんとするならば、アレキサンダー皇帝に於て伯林會議前及同會議中獨逸が露國に盡した功勞を充分に感謝する旨を正式且公然に認諾すべく、然らざれば自分（ビスマーク）は露國の反獨政策の變易を信ずることが出来な

い」と述べ、アレキサンドロウオに於ける露國君臣の言明は「事實」によつて打破られて居ることを説き、其「事實」として露國の兵備、兵の配置、露國新聞紙の論調、米國に於ける露國大公債の募集、及佛國との同盟談を擧げて居る、「露國が獨逸の友情を求むるは佛國を獨逸に對して教唆し得、獨逸を獨逸より離し得る時を終期とするものである。アレキサンダー帝がゴルチャコフを罷め、代ふるにシニューヴァロフを以てし、依て以て伯林會議の事業を認諾するを待つて自分（ビスマルク）は初めて安心すべし」と述べておる。

獨帝はビスマルクの維納行に對し不精無精に同意を與へた（九月十六日）。即ち獨逸同盟の談判には「主義上」の同意を與へたが、それには條件が付いて居る、曰く

- 一、該同盟は一般的防禦同盟なるべきこと——即ち同盟條約に露國に對するものなることを明示せざることを
- 二、同盟條約は調印後皇帝の批准を要するのみならず、之を露帝に通報するの自由を留保すべきこと（大政策第三

卷七七——八頁）

ビスマルクは九月二十一日ガスタインを發して意氣揚々維納に向つた、同所では獨帝始め上下擧げて大歓迎をした。しかし談判は可なり難關に遭逢した。と云ふのは前掲ビスマルクの有する訓令に依るものである。ビスマルクは訓令に従ひ露國否何れの國をも明示せずして一般的同盟を作らんと主張した。が、アンドラッシーは之に聽從しない。曰く「一般的防禦同盟即各攻撃者に對し向けられたる防禦同盟は佛國に於ては佛國に對して作られたものと解するであらう、佛國の内閣は將來はいさ知らず、目下の處平和的態度をとつて居る。然るに此際右の如き同盟を結ぶは之れ佛

國を驅つて露國に向はしむるものである。故に獨逸として露國に對し——又露國と團結同盟したる佛國に對しては——獨逸と相結ぶべきも、佛國が他國と獨逸に對する同盟を結ばざる限り獨逸は佛國に對抗するの同盟を結ぶの意なし」と。ビスマルクは獨逸にして獨逸が佛國を敵とする場合、獨逸を援くることに同意すれば、獨逸は獨逸が伊國より攻撃せらるる場合、獨逸を援助すべき旨を以てアンドラッシーを説服せんと試みた。が、アンドラッシーは之に應ぜず、獨逸相戦ふ場合に獨逸の援助を求めざるを告げた。又ビスマルクは同盟條約を獨逸の議會に示し其同意を得て以て之に永久性を與へんとした。アンドラッシーは之にも反對した。アンドラッシーは又同盟條約を露帝に示すことにも反對した。以爲らく「同盟條約を公にするはこれ露國の孤立を立證するものであつて、露京の戰爭熱を煽るに過ぎない。露國にして若し此同盟に参加せんことを望むが如きありとせば之れ三帝同盟の復活に過ぎずして、自分の欲せざる所である」と。九月二十四日ビスマルクは更らにアンドラッシーに對し、殆んど威嚇的に對露同盟と共に對佛同盟を強要したが、遂にアンドラッシーを動かすことが出來ず、ビスマルクは獨逸の意に副はざること、之に同意するは自己の有する訓令に反すること、此案に對し獨帝の同意を得るは事態餘程困難なるべきことをアンドラッシーに告げた。後、右獨逸案を携へて獨逸に引揚げた。が實はビスマルク自身は内心アンドラッシー案に賛成であつた。即ち維納會商に關する復命書を獨帝に上つるに當り、彼我の主張と談判の經過を述べ、アンドラッシー案は一般的同盟條約よりも却つて獨逸に取り利とする所以を説き、獨逸は獨逸が其の敵たる危險多き伊太利との戰爭にも又佛伊兩國を相手とする獨逸の戰爭にも、トルコを相手とする獨逸の戰爭にも露國が之に参加せざる限り、獨逸としては之に赴

授するの義務なく、殊に佛國を驅つて露國と抱擁せしむるの危険は從來に比し何等増す所なきの利あるを縷述した（大政策三卷九二—九頁）。

九 獨帝の同盟反對 獨逸老帝は初めから獨逸同盟に反對であつたことは前述の通りである。帝はビスマークの前掲上奏に接するや、自己の訓令が一も實行せられざるを怒り、露國を特に敵國視せる條約を批准するは自己の良心に照して不可能なりとし、此背信行爲を行ふは自分の忍びざる所なりと云ひ、三帝同盟の存在を回想し、背信を行ふよりも寧ろ退位せんとの意を漏らし、殊に奧國が佛獨の戦争に際し獨逸を援けざるが如き條約は不對等の條約なりとて之を難詰した（大政策三卷一一—五頁）。ビスマークはホーヘンローエ、ストルベルグ、モルトケ等をして交々老帝に説かしめた、のみならず皇后及皇太子もビスマークに加擔して老帝に勧めた。ビスマークは維納よりの復命書に於て老帝若し譲らざれば辭職すべきの意を仄めかし、加之九月二十八日、十月五日の閣議に於て愈々の場合辭表を提出すべきを閣僚に告げて、其同意を得、之を老帝に通じた。老帝不得已遂に讓歩して、同日（十月五日）條約調印の全權委任狀は駐奧大使に發送せられ、十月七日同盟條約は維納に於て調印せられた。調印の報を得たる老帝は不眠の一夜を明かした。ビスマークはモルトケ將軍に説き「佛國よりの攻撃に對しては獨逸の獨力で充分防禦が出来る」旨を上奏せしめた（大政策三卷一二—二頁）。

一〇 同盟條約の内容 一八七九年即伯林會議の翌年十月七日調印を了した獨逸同盟條約は五箇條より成るもので、（大政策三卷一〇二頁以下、プリブラム英譯一卷二五頁以下）

第一條に於ては兩締約國の一が露國より攻撃せられたる場合には兩國共に其全兵力を擧げて相援助すべく、講和も亦共同にて之を行ふべき旨を規定し

第二條には露國以外の國が締約國の一を攻撃したる場合他方は之に對し少くも好意の中立を守るべきこと、尤も露國が積極的に右攻撃國と協力するか、又は被攻撃國を脅かすべき軍事上の措置に出づるに於ては、第一條に規定したる全兵力による共同戦闘及一致による共同講和に關する義務は直ちに發生するものと定められた。

第三條は同條約の存續期間及更新に關するものであつて、批准の日より五年を以て存續期間となし、右期間満了の一年前に條約の繼續變更等に關し協議せらるべく、若し最終年の最初月に右談判開始の發議なきに於ては該條約は當然三年間更新せらる。

第四條に於ては誤解を避けんが爲め本條約は秘密に付せらるべく、若し之を第三國に告ぐるの必要を認むるときは兩締約國の協議一致の上にて之を行ふべきこととし、之を露帝に告ぐるの時期及方法につき特別の取極がしてある。曰く「アレキサンドロウ⁺會見により示されたる露帝の意向により、露國の軍備は獨逸兩國を脅威するものにあらざると認められ、從て本條約を此際露帝に通知するの必要を認めないが、若し今後右の期待が誤りであつたことが證明せられたらば、露帝に對して「獨逸の何れか一國に對する攻撃は兩國に對して向けられたるものと看做さるべき」旨

を、少くとも内密に通告するは兩國の忠實義務の命する所である」と。
第五條は本條約に對する兩國君主の裁可及批准に關するものである。

◆
一一 獨逸同盟に對する各國の態度 獨逸同盟は其成立と同時に各國政治家は薄々之を感知した。十月十八日英外相ソールスベリーは曰つた『獨逸の強、且獨立なるは歐洲の平和の爲めに肝要である、近日の出來事は獨逸にして他國により攻撃せらるる場合其孤立ならざるの希望を起さしめた、新聞紙は獨逸同盟條約の成立を傳へる。もし其實なるに於ては慶すべきことである』と。抑もビスマークは獨逸との同盟條約に手を着けるに先ち英國の態度を搜つたことがあるが、英相ビーコンスフィールドは伯林會議に於けるゴルチャコフとの論争以來、日尙ほ淺く、ビスマークに好意を表するに吝なるものではない。英も獨逸と三國同盟を結びかねまじき意氣込がないでもなかつた。英外相ソールスベリーは獨逸大使に對し『露獨相戦ふ場合英國は獨逸を助くべきこと、獨逸との同盟は英の希望する所なること、露國が獨逸を攻撃せんとする場合英國が獨逸を助くべきことを知らば歐洲の平和は確保せらるべきこと、露國が戦争を始めた場合佛國が之に参加するを妨ぐるは英國の力の能くする所なるべきこと』を告げたことがある。が、獨逸大使は英國との同盟談に深入りするを避けた。ビスマークも右英國の態度に満足して、其れ以上英國との同盟を結び露國を愈々孤立に陥れ佛國との抱擁を促がすを以て愚策となしたものであらう、兎に角十月の終り獨逸の兩大使が共に英國政府に前記條約の成立を通報した際には、英國との同盟談は双方から持出されなかつた（ゲーチ歐洲近世史四九一

五〇頁参照）。

佛相ワッデントンも獨逸の接近を以て歐洲平和の保障となした、伊國皇帝も獨逸大使に對して満足の意を表した。露國に至りては固より獨逸同盟を以て快としなかつた。が、さりとて之を自國に對する脅威とも感じなかつた。シユーヴァロフ曰く『露國はサンステファノの後獨逸を失ひ、今又獨逸を失つた』と。獨逸同盟を露帝に知らせることは獨逸の切望した所であると前述の如く、其成らざるや露國に對する獨逸の共同通知を如何にすべきかにつき兩國の間に協議が重ねられた。其結果十一月四日獨逸の親翰は露帝に發せられて『獨逸聯邦の解體より生じたる獨逸兩國間の間隙を蓋ふが爲め、兩國間の新協商 une nouvelle entente』の成立を告げ、右は三帝同盟の確保として露帝の嘉納するに吝ならざる所なるべきを述べ、終りに『但し虚無黨及汎斯拉ヴ主義者にして累を隣國に及ぼすに至らば、兩國（獨逸）は之を黙過することなかるべし』と極めつけた。（大政策三卷一二六—二七頁）、之に對し露帝は陳辯するに止めた（同上二三二—四頁）。露國に於ける反獨的新聞論調も今や鳴りを鎮むるに至つた。

◆
一二 三帝同盟の復活 百難を排して獨逸と同盟を結んだビスマークは、決して外交の能事終れりとして之に満足するものではない。東隣の大勢力たる露國に對する政策を閉却するものではない。彼れ以爲らく『何れの國も國際政局に於て少數黨たることを好まず、五大國（英露獨逸佛）により支配せらるる世界にありては三國の提携は外交の要諦である』と。これビスマークがサブローウと三國（露獨逸）の提携を語つた際の言葉である。ビスマークは其回顧

録に於て對露政策を説いて曰ふ。

「露國と善隣關係を維持するは、塙國と同盟した後にも必要なること前日と異なる、露京に通ずる橋梁は獨塙同盟の保障である。若し露獨の間橋梁が破壊せられ、吾人にして露國と絶縁するに至らば、塙國は付け上つて同盟條約に基く要求を過大にするであらう。第一には casus foederis を擴張して、露國を攻撃する場合にも獨國の援助を求めんとするであらう。第二には右の casus foederis に代ふるにバルカン及近東に於ける塙國の利益代表を以てするであらう。しかし塙國の希望を實現する爲めに獨逸人の寶と血とを徒費するは獨逸のなすべき所ではない。歐洲の均勢維持上塙國を強國として存在せしむることは必要であるが、維納が同盟の目的以外に脱出した過大の要求をなすは避けなければならぬ」(註一)。

恰もよし露國の方では其の外交殊に近東政策に於て孤立無援の地位にあるを自覺した者に駐獨大使となつたサブローウがある。ゴルチャコフは未だ宰相の地位を去らないが、今や病んで職務に遠ざかり、實務は外相代理ギールス(又はジエール(Giers))の手に委せられてある。ギールスはゴルチャコフと反對に、獨逸に對して妥協政策を取る人である。サブローウの考はギールスの支持する所となつた。サブローウは左記考案により露獨塙三國の接近をビスマルクに説いた(註二)。曰く。

一 露國に取つては黒海の安全を保障すること——これは英國がボスフォラス、ダーダネルス兩海峡閉鎖條約に與へた解釋に對し露國が不安を感じるに至つたことに歸因するものである(註三)。

二 塙國に取つては其近東に於て獲得した地位を確保すると同時に、將來歐洲トルコの現状に變更を加ふる場合には其同意を要することとして、以て同國に安心を與ふること。

三 獨逸に取つては歐洲の安全及平和維持に有利なる「システム」を強固なる基礎の上におくこと。

四 三國に取つては他國の團結(同盟)の危險に對し相互に保障すること。

而してサブローウは右の主義に基いた一箇の條約案をビスマルクに提示した(一八八〇年二月)(註四)。塙國側では——殊に其相ハイメレは——露國の不信を説いて、露國との提携に反對した。が、ビスマルクは『一片の條約文は固より外交上の各種陰謀に對する保障たるの力あるものではないが、條約の有るは其無きに優るものである』と云ふて、極力三國の誓約を塙國に勸説した(註五)。ビスマルクの主張は遂に獨帝から塙帝に對する親翰となつて表はれた。獨帝は獨塙同盟成るの後と雖所謂三帝同盟の主義を棄てたものではなく、露帝をひき付け置くの必要あるを説き、歐洲の平和維持の爲め、殊に歐洲に於ける共和政治の擡頭に對し君主主義を擁護維持するの目的を以て三帝の相提携する必要あることを力説した(註六)、ノヴィ・バザール問題やブルガリア問題等で露塙兩國間意見の杆格もあつたが、ビスマルクの調停によつて妥協が成立し、遂に一八八一年六月十八日伯林に於て三國代表者(ビスマルクと露塙兩國大使)の間三帝同盟の調印を了した(註七)。此條約は三國間の協商により一般平和の維持を確保するの趣意に出で(前文)第一條に於ては締約國の一が第四國と戰爭をなす場合、他の二國は好意の中立を守り(但し好意中立より進んだ援助を與ふるを妨げない)、成るべく戰爭の擴大せざることに努むべきを約してある。これはビスマルクの説明によ

れば(註八)、獨逸の爲めには佛國と開戦の場合露國が佛に加擔するを妨げ、奥國の爲めには伊國又は佛伊兩國よりの攻撃に露國の加擔するを妨ぐるの效用をなすものである。露國が佛伊を教唆して獨逸又は奥國を攻撃せしむる如きことは出来なくなつたのである。露國の爲めには本條はトルコとの戦争に關し意義を有する。但しトルコとの戦争に付ては『其後始末につき豫め三國間に協議の整つた場合に限り本條の適用を見る』ものであつて、若し右の協議が不成立に終らば本條は其適用を見ざる次第である。

第二條は主として奥國の利益の爲めに設けられた。即ち伯林條約によつて奥國の獲得した新たなる地位を露國が承認することを改めて聲明したものであつて、三國はバルカンに於ける各自の利益を互に尊重するを約し、歐洲トルコの領土的現状に對する變更は三國間に『豫め協定を遂げた場合』にのみ行はるべきことを約束し、進んで本條の豫見せる協調を容易ならしむる爲め三國は主義上の了解を経たる諸點を附屬議定書に於て別に明にしたことを述べてある。其附屬議定書はボスニア、ヘルツェゴヴィナ問題、ノヴィ・バザール問題、東ルーマリア問題等につき現状維持を約定し、ブルガリアが東ルーマリアと合併することは、時勢の促す所とならば已むを得ざるものと認むるも、ブルガリア人をして隣接地域殊にマセドニア地方を侵略することなからしむる爲め、三國は協力すべきを約した。又近東に派遣してある三國の委員に對しては協調の精神を以て行動すべく、妥協困難なる問題に付ては之を本國政府に移牒する様訓令すべき旨を定めてある(註九)。

第三條は主として露國の利益の爲め設けられた。ボスフォラス、ダーダネルス兩海峡を各國の軍艦に閉鎖すること

に關する從來の國際取極を尊重すべきことを規定したもので、右閉鎖の原則に歐洲諸國一般を相互に拘束するの效力を認め、トルコが或一國の利益の爲めに右原則に對する例外を設けざる様、即其國の爲め右海峡を戦争の用に供せしむるが如きことなき様、三國は監視を怠らざるべく、若し右の違反あり又は之あらんとするときは三國はトルコに對し、同國は之により被害國に對し開戦せるものなること、及伯林條約がトルコの領土的現状を確保したる『安全の利益』は即時に消滅せるものと看做さるべきを通告すべしと定めてある。

第四條以下は寧ろ従たる規定であつて、本條約が三年間效力を有すべきこと(第四條)、本條約及附屬議定書は秘密に附せらるべきこと(第五條)、三國間の一八七三年の條約は本條約により廢せらるべきこと(第六條)、及批准(第七條)に關するものである。

本條約の成れる翌年(一八八二年)ゴルチャコフは逝き、ギールス外相となり、同相は一八八三年ビスマルクを訪問して三帝同盟を更新せんとするの意を述べた(註一〇)。一八八四年三月には右條約は二三ヶ所の輕微なる變更を以て更新せられた(註一一)。其年の九月には三國の皇帝は各其相を伴ふて Skienewice に會見して盟約を温めた(註一二)。

獨逸同盟は軍事上の協力を約束するも三帝同盟は單に「外交手段」による平和の維持を目的とするものであつて、何等積極的軍事行動に出づるの義務を負はしむるものではない。唯相互の間に平和を維持し且つ相手方に對抗する戦盟に参加することを相互に差控ふることを約束したものに過ぎない。これビスマルクの三帝同盟に對する説明である

(註一三)(註一四)。

- 註一 回顧錄二卷二九〇—二九一頁
 註二 大政策三卷一四六頁
 註三 同上三四五頁
 註四 同上四六—四七頁
 註五 同上二五二頁
 註六 同上二六一—二三頁
 註七 同上二七六—二七八頁(ブリブラム英譯一卷三六頁以下)
 註八 同上二六〇頁
 註九 同上二七八—二九頁
 註一〇 同上三〇二—三四頁
 註一一 同上三三四—三五頁
 註一二 同上三六九—三七七頁
 註一三 同上二六一頁
 註一四 三帝同盟の意義及效力に付同上三六六—三九頁参照。

一三 獨逸伊の三國同盟 獨逸兩國が同盟關係に入るや(一八七九年)其伊國に對する關係を如何にすべきやにつき獨逸の政治家の間に考慮せられた。獨逸相ハイメレは伊國との間に少くも中立條約を結び、伊國を引き付け置かんと

の意向を有した様である(註一)、しかしビスマルクは當時寧ろ露國との提携に傾意し(一八八一年三帝同盟)伊太利の兵力にも又其政治家にも全幅の信用を置かざるにより、別段伊國との提携を急がず、却て獨逸に對しては伊國との提携に際しては慎重に條件を考慮すべきことを警告した位である。固よりビスマルクは伊太利が佛國と相抱擁するを豫防することに違算のあるものではない、彼は伯林會議の際英國と共にテュニスを佛國に委する態度を示したのは以て佛伊の間を離さんとするの策に出でたるものと稱へられて居る。テュニスは伊國と一葦帶水の關係にあり、伊國の垂涎する所であり、又佛國の熱望する所であつた。佛國はテュニスを以てアルゼリアの延長と心得て居た、伯林會議の際既に英獨からテュニスに於けるフリー、ハンドを認められた佛國は爾來着々行動を開始して、一八八一年には終にテュニスの酋長とバルドト(Bardo)條約を結んでテュニスを佛國の保護領と化せしめた。之を見た伊太利は大に激昂した、自己の國際的孤立を感じた伊太利は茲に獨逸との提携を急ぐに至つた。右は固より獨逸の政治家が豫期した所であるが、ビスマルクは當時伊國大使が三國提携の必要を説きたるに對し確答を與ふるを避け、唯之を失望せしめる程度に止め、伊國は獨逸と結ぶに先ち獨逸との間に横はれる利害問題につき妥協を遂ぐべきこと、『伊國が獨逸に入る爲めの關所の鍵は維納で發見しなければならぬこと』を伊國大使に説き聽かせた(註二)。そこで伊國は先づ獨逸と相談を始めた。ビスマルクは悠然と之を傍觀否監視した。伊國は其所領の保障を欲したが(註三)、容れられず、伊國の提案(註四)に對し、獨逸の提案あり(註五)、之に對し更に伊國の修正あり(註六)、ビスマルク亦二三の注意を與へた。ビスマルクは由來此條約の文句にはあまり重きを置かず、伊國に對して求むる所も好意の中立を主とし、同國

からの援助は得られれば結構であるが、多大の期待を繋がない（註七）、一旦緩急ある場合伊國の兵力的援助よりも寧ろ伊國の國境に於て奥國の兵力を節約することが出来れば足りる位の考に止まつたから（註八）、條約の文句にはあまり八釜敷云はなかつた（註九）。出来上つた條約文は（註一〇）、網納に於て一八八二年五月二十日獨逸伊三國の代表者の調印したものであつて、八ヶ條より成立つて居る。

（一） 締盟國相互間の關係に付ては、互に締盟國の一を標的とする同盟其他の條約に加入せざることを約し、且つ締盟國間に發生することあるべき諸般の政治上又は經濟上の問題については互に意見の交換を行ふて之が解決に努力することと定めた。『各自の利益の範圍に於て』相互援助を齊まさるべしと誓ふたのはビスマークの注意に出づるものである（註一一）（第一條）。

（二） 佛國との關係に付ては伊獨が利益を同ふする所であつて、佛國が伊國を攻撃すれば獨逸は其全力を擧げて伊國を援助すべく、又佛國が獨逸を攻撃した場合にも伊國は全力を以て獨逸を援助すべきこととした。此には別段關係國間に異論はなかつた。が奥國は對佛戰爭に参加することに躊躇した、此れ獨逸同盟成立の際と同一の態度であつた。ビスマークは其理不盡なるを説いた結果遂に奥國も我を折つて、佛が伊を攻撃した場合奥國も全力を以て應援することに同意した。佛獨戰爭に際し奥國が當然の参加を拒んで來たのに比し、一段の奮發と云はねばならぬ（第二條）。

（三） 露國に對する關係に付ては初めから獨逸共に對露戰爭の場合伊國の好意中立を得るを以て満足し、此以上多

きを望まない（尤も伊國の方から右の場合進んで參戰するは敢て妨げないこと勿論である）、これ第四條の規定する所である。同條には露國とは明示してないが露國を眼中に置いた規定である。之を明示しなかつたのはビスマークの希望に出づるのである（註一二）。しかし露國に對する戰爭に於て佛國が露國に加擔するとか又對佛戰爭に露國が佛國を援けることもならば獨逸伊の三國は共に俱に戰場に立つの義務を負ふものである（第三條）。

（四） 當時英國に對する關係を見るに獨逸伊の三國は何れも英國との間に戰爭をなすの虞はなかつた、ビスマーク初め固より英國の歡心を求めこそすれ之を敵視するつもりはなかつた、故に『此秘密條約は何れの場合に於ても英國に對抗するを目的とするのではない』と云ふ趣意が條約以外に別に聲明書として三國間に内約せられた（註一三）。

（五） 右以外共同戰國の爲めにする軍事上の協議（第五條）共同講和（同條）本條約の内容及存在の秘密なるべきこと（第六條）本條約の有効期間を五ヶ年とすること（第七條）及批准（第八條）につきても規定が存して居る。

三國同盟條約は右の如く伊國より進んで求めたものであるが、其伊國は奥國又は獨逸よりも大なる利益を得て居る。伊が佛より攻撃せられたる場合獨逸の援助を受くるに反し、露國が獨逸又は奥國を攻撃する場合伊國は之を援助するの義務なきことが其一である。右同盟の結果伊國は奥國より攻撃せらるるの虞なきこと其二である。由來獨逸兩國間にはトレンティノ及びトリースト問題—Italia Irredentia—が横はつて、時に戰雲を起し易い状態にあるが、右同盟の結果伊國も該地方の回收欲を暫らく沈靜せしめなければならなくなつたが、柏林條約當時迄は國際政局上餘り重きをなさなかつた伊太利が—即從來大國としての扱を受けなかつた伊國が—今回の條約により大國の一員としての地位を

認めらるるに至つたことは何としても同國の利益と云はねばならぬ。獨逸の兩國も固より同條約により利益を得て居る、即ちビスマルクは佛國との戦争に伊國の加擔するを妨げ得たのみならず、之を自分の味方に付け得た。奥國も露國と戦ふ場合伊國から其背後を襲はるるの憂がなくなつたのみならず、露佛兩國から攻撃せられた場合伊國の援助を期待し得ることとなつた。フランクフルター、ツアイトングが三國同盟を評して『道理の結婚』と評したのは適評である。しかし愛情のない結婚は永續すること困難であることは三國同盟の末路を物語るものである。右三國同盟條約は獨逸の二國同盟條約とは全然別物であつて三國同盟條約成つた翌年（一八八三年三月二十二日）二國同盟條約は更らに五年の期間を以て更新せられた（註一四）。

註一 大政策三卷一八五頁

註二 同上二〇七—八頁

註三 同上二一五頁

註四 同上二二三頁

註五 同上二二九頁

註六 同上二三二頁

註七 同上二三七頁

註八 同上二二五頁

註九 同上二四七頁（三國同盟成立事情につきブリプラム英譯二卷三頁以下参照）

註一〇 同上二四五—七頁（ブリプラム一巻六四頁以下参照）

註一一 同上二四四—五頁

註一二 同上二二五頁

註一三 同上二四五頁

註一四 同上二五八—九頁



一四 ビスマルク得意時代 一八八三年及其前後はビスマルクの最も得意な時代と云ふべきである、少くも其同盟政策の最も好景氣であつた時代である。奥國と伊國は獨逸の同盟國となつた、露國は三帝同盟の一員として獨逸との交友を重視して居る、獨逸は英國との間にも親善なる關係にある、獨逸の宿敵である佛國は埃及問題につき英と善からず、テュニス問題につき伊國と相難反し、而かも露國と相結ぶの機會をビスマルクに妨げられ、四面楚歌の状態にある。加之ビスマルクは佛露兩國をして歐洲の現状を破壊せしむることなからしむる爲めの保障政策の内にルーマニア、セルビア等をも勘定に入れることを忘れなかつた。即

(一) ルーマニアは露土戦争に於て露の爲めに犠牲を拂つたに拘はらず、伯林會議に於て得る所大ならざるを含み、殊にベッサラビアを露に取られたことは其忘るゝ能はざる所であるから、遂に一八八三年十月三十日奥國との間に同盟條約を結んで、締約國の一方が露國からの攻撃に遇ふた場合他方は之を援助すべきを誓ふた。而して獨逸も此條約に加入した（註一）。該條約には露國を明示してはないが露國に對するものであることは其成立事情に顧

み明かであつて、之を明示しなかつたのはビスマークの希望に出づるものである(註二)、右條約には後に伊國も加はつて一九一四年歐洲戰爭開始の當時迄も尙ほ效力を有した。

(二) セルビアも亦伯林會議に於て露國から繼子扱ひにされたこと、即ち露國がブルガリアに厚くしてセルビアに薄かつたことを憤るものである、却つて同會議に於ける奥國代表者の態度を徳とするものである。故に一八八一年奥國との間に中立條約を結んで露奥相戦ふ場合にはセルビアは好意の中立を守るべく、奥國と豫め協議することなくして第三國と政治上の條約を結ぶことなかるべきを約した。奥國と妥協したセルビアはビスマーク藥籠中のものである、少くも對露關係に於て然りである。

前記事情の下に一八八三年及其前後には大宰相ビスマークは巨人の如く歐洲の外交界に濶歩して他國の大小政治家は其一撃一笑に一喜一憂するの狀態であつた。

註一 大政策三卷二八一—二頁(アププラム一卷七八頁以下)

註二 同上二七五頁

一五 一八八七年の歐洲 一八八七年はビスマークに取り又三國同盟に取り多事多忙なる年であつた。三國同盟の更新も此年であり、露獨間所謂『再保險條約』の締結も此年である、又英伊協商の成立も、奥國の該協商参加も同年である。獨奥同盟條約の發表も此年である、ビスマークがソールスベリーと有名なる書面の遣り取りをしたのも此年で

ある。此年及其前後に於て歐洲の外交界は雲蒸し龍騰るの概があつた。蓋し當時歐洲列國の形勢を按ずるに

(1) ブルガリア事件は奥露の間に戰爭の危機を孕ましむるに至つた(註二)。列國及トルコの同意を得ずしてブルガリアの君位に即いたバツテンベルヒ公フェルディナンドを擁立する奥國と、之を排斥し露國の一將官を攝政となさんとする露國との争はバルカンに於ける露奥兩國年來の角逐を愈々具體化した。英伊兩國は奥國の尻押しをした。露國はガリシアの國境に兵を集めた。奥國は同盟條約の豫想したる *casus foederis* に付て獨國の意向を聞いた、獨逸の軍人側は奥國を援助する態度を取らんとしたが(註二)、ビスマークは之に反對した、以爲らくブルガリア問題は假令戰爭となるも其戰爭にして『バルカン半島に存し且つブルガリアに因する限り』(wo der Krieg auf der Balkanhalbinsel und Bulgariens wegen begonnen würde) 同盟條約の豫想したる *casus foederis* の發生と認むる能はざること、即露國が假令ブルガリアを占領するが如きことあるも、其奥國を攻撃するに至らざる限り、獨逸は同盟條約の防禦的性質を有するに顧み、其範圍を超えて奥國を援けることは出来ない」と主張し、(ビスマーク曰く『ブルガリアに於ては吾人は露國と終始道伴れたるべし』と、『露國よりの奥國に對する攻撃は未だ存せざるにより、同盟による應援義務も未だ生ぜず』と論じて奥國を抑ふる(註三)と同時に、一八七九年の獨奥同盟條約を公表し(註三ノ二)、奥國にして露國より攻撃せらるるに至らば獨逸は同盟條約上傍觀することなかるべきこと、即ち奥國の存在を危ふするが如きは(露國が奥國に對して攻撃的態度に出づるを云ふ)獨逸の爲め、歐洲均勢の爲め獨逸は全力を擧げて之を阻止すべきを高唱した(註三ノ三)、此間に處したビスマークの苦心は慘憺たるものであつたが、其甲斐あつて獨奥の同盟は傷つ

かず、露佛の接近は妨げられ、而も獨逸間の橋梁は保存せられた（再保險條約）。

(2) ブーランゼー事件は佛獨の間に危機を傳へしめた、佛の陸軍大臣であつたブーランゼーは獨逸に對する復讐戰を鼓吹し否之を準備するものであると風説せられた（註四）、佛露の接近も傳へられた、其同盟談が兩國當局者の話頭に上つたとの風説もあつた、此に付て露國外相の打消があつたにも拘はらず獨逸當局は瀕りに之を氣にした（註五）、露佛同盟を唱へた露國の一將官は免職となつたに拘はらず、佛國の愛國會長デルーレドが露都に於て歓迎せられた如きも獨逸が氣にした一つである（註六）。

(3) 英露がアフガニスタン問題やペルシャ問題につき相争ふて開戰の風説までも傳はつたに拘はらず（一八八五年）尙ほ其當時に於て（同年）英露同盟の恐るべきことを上奏したビスマークが（註七）、英露の争に對しては腫物に觸はる様に慎重なる用心をなし（註八）、露國との間には再保險條約を結ぶ一方、英國との間にも瀕りに接近を策し、一八八七年英國首相ソールスベリーとの間に直接書面を交換して胸襟を披瀝した。其要旨は露佛の態度の大に警戒を要する所以を説き

一 近東問題に付ては獨逸は直接の利害を感じざるにより中立的態度を執るべきも、利害關係國たる英埃伊諸國間に於て同問題に付協商を遂げ、相共に露國に當るは獨逸の望む所であると述べて、當時英埃伊の間に成立した三國協商を歓迎した。ソールスベリーは右協商に對する獨逸の態度を知り得たことを喜んだ。

二 前述の如く近東問題には中立であるが、反之露國が埃國を攻撃するか又は佛國が英國若は伊國を攻撃する如き

あらば獨逸は常に戰線に就くべきを述べて、是れ亦ソールスベリーを喜ばせた。

三 獨逸の政策は歐洲政治の大局より打算して決せらるべきものであつて、其時々の君主又は宰相（獨逸の）の夢憎心によりて左右せらるべきものでないと述べて、獨逸の君主交替に憂を抱いたソールスベリーを安心させた。

ソールスベリーは右歐洲の新形勢たる諸國の合縱連衡は露國の攻勢に對する有効なる障礙たるべしと高唱した（註九）。一八八九年にはビスマークは其息ビスマーク外相をして倫敦に赴いて英獨同盟の談を持ちかけさせたが、それは物にならなかつた。ソールスベリーは『しばらく考へさせて呉れ、今何とも返事が出来ない』と云ひ（註一〇）。老ビスマークは『斯くなつた以上は英國より更らに働きかけて来るのを待つの外なし』と云ふて此話は立消えとなつた。

(4) 英伊協商は一八八七年二月十二日英伊代表者間の公文交換によりて行はれたもので（註一一）、伊國公文は地中海、アドリアチック海エーゲ海及黒海に於ける現状維持を約し、其現状が兩國の不利益に變更せらるゝことなき様監視すべきを述べ（第一項）、右現状を維持することの不可能となつた場合には兩國間に協議を遂ぐべきものとし（第二項）、殊に伊國は埃及に於ける英國の行動を支持する代りに、英國は埃及以外アフリカの北海岸、殊にトリポリ及キレナイカに於ける伊國の行動を支持すべきこととし（第三項）、一般に且事情の許す限り英伊兩國は何れか一國と第三國との間に生ずることあるべき各般の紛争につき地中海に於て相互に支持すべきことを約せんとするものである（第四項）。右に對する英國の回答は『協力の性質如何（如何なる協力をなすべきや）は其時々の事情如何によつて決すべきものである』と述べてはあるが、畢竟伊國の提案に相槌を打つたものである。而して伊國當局者が英國艦隊に信頼

する所あつたことは事實である（註一二）。

(5) 奥國は一八八七年三月二十三日（プリブラムに依れば二十四日）右英伊協商に参加した。右は同日英京に於て兩國代表者の間公文交換により行はれた、但し奥國の利益は地中海一般の問題よりも寧ろ黒海及エーゲ海に關し即近東問題全般に關するものなること、從て此地域に於て現状を維持すること、及び此地域に於て兩國の利害に反する新たなる勢力擴張を防止すべきことを協定したものである（註一三）。此協定に際しても英國は當該場合に於ける兩國協力の性質如何は之を豫定するを得ざる旨を述べてある、即英國は兵力的援助を豫約するものではなく、從て同盟と看做すべきものではないが、若し露國にしてトルコ殊にコンスタンチノープルを脅かすに至らば英國は奥伊と共に之と戦ふべきは當時關係國當局者間に信じられた所である（註一四）、英國は三國同盟に加入はしないが此と匿名組合位の關係に入つたものである。而して同年の終には英奥伊三國の間に協商の基礎項目が協定せられた（一八八七年十二月十二日の公文交換）（註一五）其項目とは（最初八項目であつたのが、終に英國の希望により最後の一項を加ふることとなつた）

- 一 東方（近東）に於ける平和を維持し侵略主義を排斥すべきこと
- 二 従來の諸條約を基礎とする東方の現状を維持し、各般の代償政策（甲國が或地方を取れば乙國も亦之に相當する他地方を求むるが如きを云ふ）を排斥すべきこと
- 三 従來の諸條約の定めたる地方の自治を維持すること（註、伯林條約第二十三條はトルコ内諸州の自治を認めて

ある）

- 四 歐洲の重要な利益（海峡問題其他に關する）の管理者としてのトルコをして外國の優越的勢力より獨立ならしむること
- 五 從てトルコはブルガリアに於ける其權利を他國に（註に曰く例へば露國に）讓與し又は委任することを得ず、又はブルガリアに於て外國の行政を許し又は容認するを得ず（註、これ露國をしてブルガリアに對する軍事占領又は軍隊派遣によりブルガリアの行政を其掌中に收むるが如きことなからしむるを云ふのである）、又トルコは國際條約により兩海峡の管理者となつて居るから此に關しても其主權の全部又は一部を他國に讓與し又は委任することを得ざること（註、ブルガリアに關する獨逸の態度を併せ考へられたし）
- 六 三國は前記の諸原則を共に擁護するに當りトルコと協力するの希望を有すること
- 七 トルコにして前に掲げたるが如き不法の企圖（註に曰く露國が前々項違反の處爲に出づる場合）に抵抗するの已むを得ざるに至れる場合には、三國はトルコを援けて其獨立及領土保全の主義を擁護する爲めに必要な措置につき協議すべきこと
- 八 然れどもしトルコにして自ら前記不法の企圖に加擔するものと認むべきときは、三國は従來の條約に認めたる目的を達する爲め必要とする地點を共同又は單獨にて一時陸軍又は海軍により占領すること、但し右地點に付ては豫め三國間協議して同意を與ふるを要すること

九 本取極の存在及内容はトルコ若は其他の未通報國には三國の同意を経ずして通報すべからざること（獨逸には通報した）

前記第五項に掲げた不法の企圖につき英國公文には主として兩海峽をトルコ以外の國の支配に歸せしめざること、及トルコ帝國の北境にある基督教徒の自由に關するものであると説明してある。ビスマークは右三國協商の基礎項目に對し何等の異存なきを告げて、同時に第六項の定むるトルコの協力は必要なことであるが中々實行困難であらうと述べて居る（註一六）、兎に角獨逸としては『バルカンのことは自國の重大利益に屬しないから埃伊兩國の相談に任かせる、英國も埃伊兩國とバルカン問題につき提携するを利とするであらうから英埃伊三國今回の協商は獨逸の喜ぶ所である』と云ふ態度をとつた。但し露國が埃國を攻撃したり、佛國が伊國を攻撃したりすれば獨逸は直ちに肌を脱ぐとは、ビスマークが口癖にする所であつて、今回のことに付ても之れが繰返された（註一七）。

註一 大政策六卷一頁以下

註二 同上五六頁

註三 同上八二―三頁及八七頁及其五卷一二七―八頁、一三六頁、一六三頁

註三ノ二 大政策五卷二六九頁以下

註三ノ三 一八八八年のビスマークの獅子吼『吾人は神以外何物をも恐れず』との演説に付大政策六卷二七九頁註参照

註四 同上六卷一二五頁以下

註五 同上八九頁以下

註六 大政策五卷二九四頁

註七 大政策四卷一二五頁

註八 同上二二六頁

註九 同上三七六頁及三八六頁

註一〇 同上四〇五頁

註一一 同上二九五頁以下（プリプラム英譯一卷九四頁以下）

註一二 大政策六卷二七一頁

註一三 同四卷三二九―三三〇頁、プリプラム一卷九八頁

註一四 大政策四卷三一六頁

註一五 同上三九〇、三九三頁プリプラム一卷一二四頁以下

註一六 大政策四卷三五六頁

註一七 同上三五二頁



一六 三國同盟の更新（一八八七年、二、二〇）第二回三國同盟條約は前述の如き歐洲の形勢の下に出來たものである。由來伊國は第一回の三國同盟條約（一八八二年）に際しては自ら求むるものであつたが、今回（一八八七年）は大に事情を異にした。即前顧の如く此年は埃露の形勢危機に瀕し、獨露の間も切迫して居つた、ビスマークも先年の様に悠長に構へることが出来なかつた。此間に處した伊國は獨逸に對し自分の好きな注文を通し得たのである。況

んや佛のフレンシーは前年（一八八六年）既に伊國大使に對し佛伊同盟の必要を説いた如き模様あるに於てをやである（伊國は得々として當時之を獨逸に吹聴した）（註一）。伊國は地中海に意を逞ふせんとして既に英國との間に協商を遂げたこと前述の如くであり、又スペインとも地中海に關する協定を遂げた（一八八七年、五、四）、塹國は右の各協商に参加した。従て伊國は三國同盟の更新に際しても地中海問題に重きを置いて提案を出した（註二）、即ち

(1) 佛國がトリポリー又はモロッコに對し侵略を行はんとする場合には伊國は獨逸兩國の全力による援助を求むべく、此場合共同戰鬪及共同講和に關する同盟條約上の義務發生を見るべしと云ふのである（提案第四條）、更に該條文の文句を引用すれば『佛國がトリポリーにせよ又モロッコにせよ北部アフリカ地方に於て占領を行ひ又は保護領を設定し其他如何なる形式を問はず主權を擴張する場合、伊國にして地中海に於ける其地位を擁護するが爲め、トリポリーに於て伊國自身或種の行動に出づるか、又は歐洲に於ける佛國領土に對し非常措置に出づるの已むを得ざるに至つた結果、茲に伊佛兩國間に「戰爭狀態」が發生したとすれば、其時には當然同盟戰鬪（*casus foederis*）の發生せるものとして、伊國の請求により共同の責任に於て（三國の共同責任なるを云ふ）共同の戰鬪及講和を行ふべし』となすものである。伊國外相は此提案を説明するに當り『戰爭狀態の發生』なる語に重きを置き、トリポリー又はモロッコに於ける佛國の活動其者又は之に對する伊國の行動は未だ *casus foederis* ではなく、佛伊兩國間の開戦なる事實即伊國の安危が分るる事態になつて初めて同盟條約による援助を求むるのであると述べてある（註三）。しかし塹國外相は右伊國案を以て伊國より佛國に對する攻撃的戰爭に獨逸の援助を求むるものと見て居る。又モロッコ問題までもこ

こに擔ぎ出すのには驚いて居る（註四）（此點は伊國大使自身も異様に感ずと述べた程である）（註五）、しかしビスマークは伊國が『歐洲に於ける佛國領土』に對し攻勢を取るが如きは『出來れば結構だが殘念なことには望み難い所である』と高を括つて居る（註六）。

(2) 何れにせよ塹國としては佛國を敵として開戦するを好まない、これは既に獨逸との同盟を結ぶ時からの塹國の態度である、然るに今や三國同盟の更新に際し第一回條約の認めたる義務以上に伊國がトリポリー又はモロッコ問題に因する對佛戰爭を起した場合塹國に參戰を求むるのであるから、塹國として避るのも無理はない。果然塹相カルノキーは交換條件を出した。即ち塹國が伊國右の提案を諾しトリポリー、モロッコ問題に付伊國が佛國と戦ふ場合塹國が伊國を援くる代りに、バルカン問題につき塹國が露國と戦ふ場合には（因みに其危險は當時迫つて居つたことは前述の通りである）伊國が塹國と提携して戰場に立つことを求むと云ふのである。即ち伊國提案第二條に此趣旨の追加を爲すことを提議した（註七）、伊國案第二條は東方に於ける現状の維持を約すると同時に其現状が變更せられんとする場合に處する方法に關するものであつて、『アドリアチック又はエーゲ海方面に於けるトルコ領の沿岸や島嶼の現状維持が出來なくなつたならば締盟國は相互の利益及主張を考慮して協議を遂ぐべく、其協議に際しては各々獲得すべき利益につき代償主義を基礎とすべく、右の協議纏つた上で初めて必要の措置に出づべき』旨が規定してある。右に對し塹國はアドリアチック及エーゲ海の島や沿岸のみならず、バルカン地域其者をも加へんと主張した、又代償主義を明記するはこれ塹國が膨脹政策を有すること即バルカンに野心を有することを明らかに自白するものであると

して反対した(註八)。

しかるにビスマルクはバルカンを獨逸の重大利益に算入せず、バルカン(例ばブルガリア事件)の爲めに戦ふことを欲しないのであるから、右の奥國の主張に對しては冷淡であつた(註九)、伊國がバルカンの現状變更の場合代償主義を適用せんとするのも無理はないと認め、獨逸としては唯對佛戰爭に際し伊國の援助を求むるのが主である、奥國の援助なくとも(同盟條約によるも奥國は此場合獨逸を援くるの義務はないのであるが)伊國の援助さへあらば獨逸に取つて澤山であるとなすものである(註一〇)、獨逸の加はらざる奥國のバルカン戰爭に於ては伊國の局外中立さへ求め得れば上乘となすものである(註一一)、それ以上を伊國に求むるのは無理な注文となすものである。伊國外相は『奥國にして奥露のバルカン戰爭に伊國の參戰を求むるならば、其場合伊國は參戰に先ち土地の代償問題を持出し協議を遂ぐることを望む、それが嫌ならば奥國は伊國案第二條に満足すべく(即ち伊國は奥國のバルカン戰爭に参加せざること、但しバルカン及トルコ領の現状變更の場合には代償問題を相談すること)、奥國は右二者何れか一を採るべし、との議を提出した(註一二)。ビスマルクは右伊國の提議は二者何れも道理ありとしながら、奥國の爲めには寧ろ伊國案第二條に満足することを可とした。而して表面上之を諾すると否とは奥國外相の意思によると云ひ乍ら實は奥伊の間、話が纏らなければ獨逸は伊國との間に二國限りの同盟條約(一方に獨逸同盟の存続するは勿論であるが)を結ぶかも知れぬ、即佛國に對する獨逸同盟を結び、奥露間のバルカン戰爭には唯伊國の好意中立を求むるに止むべしとの意を灰めかした(註一三)、奥相カルノーは伊國案に對して頗る難色を示したが、伊國は最終の案として左の

案を持出した(註一四)、即ち

- (イ) 獨逸伊三國の間の條約としては單に第一回の同盟條約を更新するに止めること(伊國原案第一條に代るもの)
(ロ) 右の外に伊國は獨逸との間に特別條約を以て伊國原案通り(其第二、第三、第四條を包含するもの)の規定を設け

(ハ) 伊奥間には伊國原案第二條のみを含み、第三條及第四條を除きたる特別條約を作ること、但し第二條の原案に「バルカン」を明掲するの點は奥國の注文を容るること、

となさんとし、奥國政府にして之を聽かなければ此上の交渉を打ち切り、獨逸との間にのみ同盟條約を結ばんとすと云ふのであつて。奥國は右の提案を諾するは諾したが、唯(a)ボスニアの現在の占領は勿論、早晚これが奥國に併合せらるるとするもバルカンの現状變更と看なすべからざること、(b)代償問題を議するに當りても現に奥國の主權の下にある地方即トレンティノ—伊國にては未回収地(イタリヤ、イレデンティア)となすもの—は右代償中に包含せざること、從て『締盟國の領域以外に於て』代償を求むべきことの二事を特に奥帝の希望としてビスマルクに通じたが、ビスマルクは『どんな條文でも辯護士流にほじくれば缺點はある、斯る複雑なる協約に於ては凡ての場合に満足なる條文を作ることは困難である、伊國提案に就ては自分の方でも(伊國特別條約に於ても)修正したい點がないではないが、自分分は三國同盟更新の目的の爲め右修正の希望を犠牲に供したのであるから、奥國の方でも多少修正の餘地はあるとしても、先づ我慢をして此上の修正を控へて貰ひたい』と促した(註一五)。伊國大使(駐獨)は『同盟關係にある以

上トレンティノなど水臭いことは伊國の方で考へて居ない」と奇麗な言葉を並べ(註一六)、前記埃帝の希望も相互的代償主義に附してある『二國(埃伊)中の一國が現状以上に獲得すべき領土上又は其他の利益に對する』と云ふ文句で有められた。斯くして一八八七年二月二十日伯林に於てビスマルク初め三國代表者間に三國同盟條約が更新せられた(五年の有効期間を以て)(註一七)、該條約の外に前記伊國最終案の通り獨伊間及埃伊間に特別條約が結ばれた(註一八)。獨伊特別條約に於てはビスマルクは殆ど伊國原案を鵜呑みにして伊國に迎合した、即ち北アフリカ、地中海沿岸地方の問題につき伊佛兩國が戰爭状態に入りたる場合には獨國は伊國と共に戦ひ、共に和すべきことに提携が出来た(第三條であるが伊國原案としては第四條であつた)、加之佛國に對する伊獨共同戰爭の結果として幸にも伊國が佛國に對し『領土上の保障』を求むるに至れる場合、獨逸は之を妨げざるのみならず之を容易ならしむるに盡力すべき旨の景物的條文もある(第四條)、『東方の現状維持』に關する規定もあるが(第一條)獨伊共に實は之れはほんの表面上の體裁に過ぎない位に見ておる、『バルカン』のことは特に附記せず、此を附記するは獨伊の共に好まざる所である。又東方の現状變更の場合に於ける代償問題も埃伊特別條約にはあるが、獨伊條約には其必要を認めないから記載してない。埃及問題は本條約の適用外であることを規定してあるのは(第二條)對英關係、英伊協商に顧みて當然の話である。要するに獨逸は對佛關係に考へ伊國の歡心を求むるに汲々たるの跡歴然である。埃伊特別條約の唯一なる重要條項たる東方の現状維持及其變更の場合に處する代償問題(第一條)は第三回三國同盟條約に於ては(一八九一年)第七條として其儘取入れられたが、此條文は後に歐洲大戰に際し伊國に三國同盟脱退の理由口實を與ふるものとなつ

た(註一九)。因みに右第三回の同盟條約は第二回の同盟條約たる前記三條約を一つに纏めたものである(ブリブラム一卷一五〇頁)。第二回三國同盟條約成るや獨伊間に軍事上の協力方法に付ても協議せられ、協定せられた。同時に獨逸を援助する伊國軍が埃國內を通過することに付ても通路其他に付埃國との間に協定せられた(註二〇)。

註一 大政策四卷一九〇—一九一頁(第二回三國同盟條約成立の経緯につきブリブラム英譯第二卷四四頁以下参照)

註二 同上二〇四—六頁

註三 同上二〇七頁

註四 同上二一一頁

註五 同上二〇四頁

註六 同上二一三頁

註七 同上二一八頁

註八 同上二一四頁

註九 同上二一六頁

註一〇 同上二二二頁

註一一 同上二二八頁

註一二 同上二二九頁

註一三 同上二二〇頁

註一四 同上二四一—二頁

- 註一五 同上二五四頁
 註一六 同上二五二頁
 註一七 同上二五七頁
 註一八 同上二五八頁及ブリブラム一〇四頁以下参照
 註一九 米國雜誌フォレン、アフエアス一九二六年一月分二九四頁以下
 註二〇 大政策六卷二二三頁以下殊に二四七、二五三、二六〇頁

ニ重保險條約

一七 所謂再保險條約（一八八七年六月十八日） 一八八四年の三帝同盟は三ヶ年の期間を有するもので、即ち一八八七年六月十八日には終了する筈になつて居つた（註一）、處が露塊の間はブルガリア問題で前述の如き險惡な關係にあつたから、露帝は『今更ら塊國を含む三帝同盟の更新でもないが、獨逸のみとならば條約の更新をしてもよい』と云ふ意向であつた（註二）、ビスマークは出來得れば三帝同盟の繼續も宜しいが、若しそれが出來なければ露獨の二國協商に満足すると云ふのであつた、否彼は此二國協商の必要は之を認めしたが、自分が此必要を切に感じて居ることを顔に出したくない、露國が附け上がる虞があるからである（註三）、故に露國から提案させる様に持かけた（註四）、露國からの提案は（一八八七年五月）（註五）

（イ） 締約國の一方が第三國と戰爭を爲す場合、他方は好意の中立を維持し以て戰爭の擴大を防止すること（第一條）

（ロ） 獨國は露國のバルカン半島に於ける既得の權利、殊にブルガリア及東ルーメリアに於ける露國の排他的勢力（influence exclusive）の適法性を認むること、露獨兩國は豫め其同意に依るにあらざして何等バルカン半島の現狀を變更するを許さざること、而して右現狀を變更せんとするものあらば之に反對すること（第二條）

（ハ） ボスフォラス、ダーダネルス兩海峡の閉鎖（軍艦に對する）の原則を擁護すること（第三條）（本條は第一回即一八八一年の三帝同盟條約第三條其儘である）

右の内第二條、第三條は露國の利益の爲めに存し、第一條は獨國の利益の爲めに存するものである。ビスマークは露國大使シューヴロフと協議の上右の提案に若干の修正を加へた（例ば第二條露國のブルガリアに於ける勢力を「排他的」としてあつたのを、修正案には『優越的及決定的』influence prépondérante et decisive と改めさせた）（註六）が、右協議の後に至り更に露國は獨逸に對する新なる註文を持出した。それは右條約案第二條に對し附屬協定たるべきもので、『獨逸はブルガリアに於ける正當政府を樹立する爲め露國と協力すべく、如何なる場合に於てもバッテンベルヒ公がブルガリアに復位することに同意せざるべき』を求むるのみならず、『ブルガリア、ルーメリア又はコンスタンチノープルに於ける露國の行動より生ずる露塊の争は獨逸同盟條約の認むる casus foederis たるべきものにあらざ、即右の場合塊國は自己の危險に於て云爲するものなることを、所要の場合、獨逸は塊國に通告すべし』との趣旨を記載したものである（註七）、ビスマークは右附屬協定の前半には一二の字句修正のみで兎に角澁々ながら同意したが、後半には全然反對した。ビスマーク以爲らく（註八）、

(イ) ブルガリア問題では獨逸は露國と同伴するし、又バッテンベルヒにも反對するが(註九)、獨逸同盟條約の *casus foederis* 如何の解釋は獨逸の自由を保留しなければならぬ所であつて、これは締盟國信義の繋る問題である。獨逸の對奧外交を將來に對して縛る様なことは出来ない、露國の注文は我國の對奧外交を制肘束縛せんとするものであつて、對等の國家間にあり得べからざる所である。

(ロ) 凡そ此種條約を締結するの必要は締約國各自に對抗する合縱連衡の成るを妨ぐる爲めである、従て締約國は他國と同盟するの權利を拋棄するものである、即ち本條約の實際の働らきは佛國が獨逸を攻撃せんとする場合露國の援助を期待し得ざること、及露國と反對利益を有する國(奧國をさす)が露國を攻撃せんとする場合獨逸の援助を期待し得ざること存するのである。此「システム」は固より一八七九年の獨逸同盟條約により制限を受けるのである。即ち同條約により奧國が露國から攻撃せらるる場合には獨逸は奧國を助くるの義務を負うて居る、故に露國の方でも類似の場合(即ち獨逸が佛國を攻撃する場合)につき例外を求めた、故に今回の新條約は獨逸戦争又は露奧戦争に於て獨逸又は露國が攻撃を受けたる者である場合に限り適用を見るものである(此趣旨の文句が第一條に追加せられた)。

(ハ) 『攻撃戰』とは何ぞや、何國が攻撃者で何國が被攻撃者であるかは豫め條約を以て之を定義することは困難である、各場合に於て此問題を決するには締盟國の誠實に考慮すべき所であつて、露國注文の如く漠然たる文句によりて豫め此問題を決し置くべき性質のものではない。我對奧關係に於て斯ることを露國が望むならば我も亦露

國の對佛關係に於て同様のことを望まなければならぬ。しかし吾人は斯かることを露國に望むでは居ない。

(ニ) 獨逸同盟條約の内容は既に露國大使に示された、我國が此條約を破り得ざるは猶我國が露國との條約を破り得ざると同様である。而して我國が若し露國との間に今回結ばんとするが如き條約無しと假定すれば我國の手は自由であつて、奧國——其他英國とか伊國とかトルコとか——が露國と相戦ふ場合獨逸は自由に進退を決するところが出来る、然るに今回の條約によつて獨逸は右の如き場合中立を守ることが露國に約するものであるから、獨逸としては將來に對して重大なる自由を拋棄するものである(露國の中立盟約に對しては獨逸の中立盟約で勘定は済んでおるとの意)。

(ホ) 然るに右に加ふるは獨逸は尙ほブルガリア、ルーメリア及海峽問題につき露國に抗敵せざるの證言を與ふるものであるから、獨逸としては大奮發である。此に對し露國からは代償を得て居ない。これは偏へに我皇帝が露國に對し好意を表せんとするに出づるに外ならぬ。

(ヘ) 露國にして右に満足せず、猶も獨逸に求むるに一八七九年の條約の解釋事項に屬する獨逸の證言を以てするが如きは、これ獨逸が條約より得るの利益を露國に於て過大視するの誤りに出づるものである。吾人は佛人と戦ふに際し何人の援助をも必要としない、又假令露佛兩國より同時に攻撃せらるるとしても自己の力と同盟者の助けと神の助けとにより、かかる攻撃に堪へ得るを信ぜんとするものである。斯かる場合吾人の防禦には同盟者としては爾餘歐洲全體の諸國を有するであらう、何となれば露佛の同盟により獨逸が一敗地に塗れたりせば、右

諸國も其後歐洲に於て露佛に對して自己の存在を保つゝの難かるべきを豫知するからである。

ビスマークは意氣軒昂右の言をなすの外、露國にして今回の條約に難辯をつけて之が調印を澁ぶるならば自分の方にも覺悟がある、即ち爾餘諸國（トルコも含めて）に對する獨逸の關係を更らに親密にする迄のことであると豪語した（註九ノ二）。露國も右の勢に吞まれて六月十八日（即ち從來の條約終了するの日）を以て新條約は伯林に於て調印せられた。これが世に所謂ビスマークの再保險條約 *Rückversicherungsvertrag, re-insurance treaty* と稱するものであつて、實は三帝同盟の更新否其變形たる獨露の二國協商である。條約は六ヶ條より成るが（註一〇）、大體前述の通り露國の原案に若干の修正が加へられて、第一條（中立の件）第二條（ブルガリアの件）第三條（海峽の件）が出来た。條約の有効期間は三年と定められた（第四條）。條約は露帝の切なる希望により即其國內に對する關係上、之を秘密に附することとし（第五條）塙國にも示されなかつた。而して附屬協定（註一一）に於て（第一）獨逸は『從來の如く』此文字はビスマークの注文により挿入せられた（ブルガリアに於て正當政府を樹つる爲め露國に協力すべく。又バッテンベルヒ公の復位には同意を與へざるべきを約した）、第二）露帝にして自國利益擁護の爲め黒海の入りを防禦するの必要に迫りたるときは（英國が軍艦を海峽に入れ君府を脅かすが如きを防止するを云ふ）、獨逸は好意の中立を守り、且つ露帝が必要と認むる措置に對し道義上及外交上の支持を與ふべきことを約した。

ビスマークは露國との約を守つて右の條約を塙國に示さなかつたが、塙國に對しては三帝同盟の繼續すると同様の心掛けで今後も進退すべきを勧めた（註一二）。右條約成立の翌月ビスマークは老帝に上奏して『右條約は秘密なるが故に吾より之を塙國に示す能はざるも、塙帝或は之を感知せん、假令塙帝之を感知するとするも塙帝は敢て之を怒ることなかるべし、何となれば本條約の締結は何等塙國を害するものにあらざるのみならず、却て塙國に利あるべきものなればなり、此條約ありて初めて露國をして平和の態度を維持せしめ又其君主主義を維持するを得べからしむればなり、獨逸同盟條約も平和の維持を目的とすること此條約と異ならず、兩條約共に攻撃的戰爭を排斥するは一なり、塙國が露國を攻撃すとせば獨逸は中立を守らざるべからざるも、此事たる依て以て平和を維持する所以なりとす、何國が攻撃者なりやを審斷するは一に繋りて陛下の宸斷に在り、然れども斯かる宸斷を仰ぐの必要は本條約の存する限り殆んど發生せざるべし。獨露間今回條約成るも獨逸同盟條約の更新は固より必要なり、實に同條約は更新の期近きにあり、期に先ち之が更新を聲明し之を實行せざるべからざるや論なし』と（註一三）。

一八 　ビスマークと新帝ウィルヘルム二世　新帝は右條約成るの翌年（一八八八年六月）位に即いた、新帝は其皇太子時代外務省に來て外交を見習つた時代から往々にしてビスマークと意見を異にした、對露關係に對する態度に就てはビスマークより大に叱られたことがある（註一四）。ビスマークは塙と盟ひ伊と結び英と通するも、對露關係は一日も忽にしなかつた、露國を自分の方に引き付け置くこと、即獨逸相戦ふ場合少くとも露國の中立を得ること、否露佛が平時から同盟關係に入るを妨ぐることは彼が夢にも忘れざる所であつた。彼が嘗つてバッテンベルヒ公婚姻事件（露國の嫌ふ同公と獨逸の一皇女との結婚を獨帝が許すべきや否やの問題）に關し、フリードリヒ三世に上奏して露帝の感

情を害せざることを必要を力説した内に曰ふ『普佛戦争終了以來獨逸の外交政策は平和の維持を主とし、反獨同盟の發生妨止を要とせり、而して此政策の焦點は常に露國に存す、即露帝の感情を傷けることなく、獨逸に對する其信頼を繋ぐにあり、此の獨逸從來の政策に變更を加ふるは獨り獨逸の不幸たるのみならず、歐洲平和の災禍たり。露帝との關係を傷け以て先帝外交上の偉業を失墜するか如きあらば、臣は祖國に對し責任を負ふこと能はず』と(註一五)。新帝ウイルヘルム二世は内外に於けるビスマークの政策を喜ばず、即位後間もなくビスマークより宰相の印綬を取上げた(一八九〇年)、『新帝は必ずや自分の宰相たるべし』とのビスマークの豫言は適中した。新帝の對外政策の第一着歩は前記一八八七年の露獨條約の廢棄であつた(一八九〇年)、ビスマークの大切にして居つた露獨間の橋梁は斯くして破壊せられた(註一五ノ二)。從て是迄出來そうで出來なかつた露佛同盟も其翌年(一八九一年)基礎に於て成立した。同年三國同盟は更新せられたが、新帝は間もなく外交上其所謂世界政策を提げて、露英佛の諸國に八つ當りをした。バルカン問題は勿論、モロッコ、トルコ等—アフリカでも—近東でも極東でも前記諸國と相争ふて之を敵とした。ビスマークの警戒して居つたバルカン問題や地中海問題にも自身乗り出した。斯くして三國同盟に對し露佛同盟、三國協商を見るに至り、遂にバルカン問題を直接の原因として一九一四年の歐洲戦争を生み、世界大戰を捲き起して獨逸老帝及ビスマークの事業を煙にしてみました、之を遺憾とするものは地下のビスマーク計りではあるまい。『塙國を強國の表より抹殺するは歐洲の均勢上、獨逸の自衛上觀過するを得ない』と云ふビスマークの言は今更の如く感ぜられる。『露佛の連衡の爲め獨逸が一敗地に塗れた場合爾餘の諸國は晏如たるを得るものでない』と云ふ彼の均

勢論は現代の歐洲に對する遺訓の如くにも取られる。ビスマークの智と勇とを以てして、當時獨逸が自ら佛國に對し攻撃的態度に出づるを戒しめ、即ち強國として佛國を存置するの對英關係上必要なを認め(註一六)、又露國が塙國に對する攻撃は獨逸の兵力を以て、將た塙國の露國に對する攻撃は獨逸の中立を以て之に當ることとし、一方露佛同盟の出現を極力警戒した細心の態度、即ち三帝同盟否獨露協商及獨塙同盟に現はれた彼の用心深き外交政策は實に後の外交家に對する不磨の教訓、無二の典範であると云はねばならぬ。

註一 大政策三卷三三四頁

註二 同五卷二二四頁、二二八頁

註三 同上二三四頁

註四 同上二一八頁、二二〇頁

註五 同上二二九頁

註六 同上二三一頁

註七 同上二四九—二五〇頁

註八 同上二四七—二四九頁

註九 同上二六三頁

註九ノ二 同上二五〇—一頁

註一〇 同上二五三頁(プリプラム一卷二七四頁)

註一一 同上二五四頁

- 註一二 同上二六四―五頁
- 註一三 同上二六六―八頁
- 註一四 大政策六卷三〇四―九頁及ビスマルク回顧録第三卷一三六頁以下
- 註一五 大政策六卷二八三―四頁
- 註一五ノ二 Gorainoff, "The End of the Alliance of the Three Emperors", American Historical Review, Jan. 1918.
- 註一六 大政策五卷二一九頁

(備考の一) 年代表其一

- 一八七〇―一年 普佛戦争
- 一八七二―三年 三帝同盟
- 一八七五年 獨佛間の危機
- 一八七八年 伯林會議
- 一八七九年 獨墺同盟
- 一八八一年 第二回三帝同盟
- 一八八二年 三國同盟(獨墺伊)
- 一八八三年 獨墺同盟の更新
- 同 年 獨羅同盟

- 一八八四年 三帝同盟の更新
- 一八八七年 三國同盟の更新
- 同 年 獨露協商(再保險條約)
- 同 年 獨墺同盟條約の公表
- 一八八七―八年 英伊墺三國協商
- 一八八八年 ウイルヘルム二世即位
- 一八九〇年 ビスマルク辭職
- 同 年 再保險條約の廢棄
- 一八九一年 露佛同盟の基礎成立
- (備考の二) 年代表其二

一 獨墺同盟

- 一八七九年 成立
- 一八八三年 更新
- 一九〇二年 更新

二 三國同盟

- 一八八二年 成立
- 一八八七年 第二回
- 一八九一年 第三回
- 一九〇二年 第四回
- 一九一二年 第五回

三 埃塞同盟

- 一八八一年 成立
- 一八八九年 更新

四 埃羅同盟(獨伊參加)

- 一八八三年 成立
- 同 年 獨逸參加
- 一八八八年 伊國參加
- 一八九二年 第二回
- 一八九六年 更新
- 一九〇二年 第三回

一九一三年

第四回

五 地中海協定

- 一八八七年 英伊埃間に成立(二一三月)
- 同 年 伊西間に成立(五月)
- 同 年 英伊埃間第二回(十二月)
- 一八九一年 伊西間更新

六 獨埃伊間海軍協定

- 一九一三年 成立

右各種條約に付き Pirbram, The Secret Treaties of Austria Hungary 1879-1914, vol. I 参照

第二章 露佛同盟

第一節 露佛同盟の内容

獨逸伊三國同盟に對抗して生じた露佛の二國同盟は歐洲に於ける均勢の産物である。獨逸が同盟關係に入つて以來露佛の兩國が相共に抱擁するに至るべきはビスマークの大に恐れた所である、爾來露佛の同盟は公人や私人の口にも上つたことはあるが、兩國當局者間に愈々同盟談の開かれたのは遙か後のことである。開談後も種々の紆餘曲折があつた、實に二國同盟史は三國同盟史ほどの面白味を有しない、躊躇と逡巡の歴史と云ふも過言ではない、佛國の内閣が走馬燈の如く交迭して外交方針が一定しなかつたこと、及び露帝が共和政を毛嫌ひして長く佛國に對し煮え切らぬ態度を持したことが、露佛同盟成立史の特色と云ふべきものである。しかるにビスマークの退隱と共に獨逸間の所謂再保險條約は新帝ウイルヘルム二世によつて破棄せられて、露國の手が自由となるや、三國同盟條約の更新（一八九一年）（第三回）を機として、茲に露佛間所謂二國同盟の主義上成立を見るに至つた次第である。

（甲）一八九一年八月の公文交換

一八九一年八月露京より巴里に歸任した露國大使は本國皇帝の勅命に出づるものとして、特別訓命なるものの寫を佛國外相に致した、其要旨は

三國同盟の更新と英國の該同盟に對する接近とにより生じたる歐洲の新事態に顧み、之に應ずる爲めの露佛兩國の態度につき兩國間意見を交換したる結果、左の二點、即ち

(1) 兩國間の協商 (*Pentente cordiale*) を明確ならしめ、平和の維持に貢献せんが爲め、兩國政府は一般平和を危ふするに至るべき各般の問題に付て協力すべきこと ("*se concerteront*")

(2) 平和の危殆に瀕する場合、殊に兩國の一方が侵略により脅かさるる場合には、之に應ずる爲め兩國の即時且同時に執るべき措置につき協議すべきこと ("*se entendre*")

の結論に達し、此事を露帝に上奏した處、露帝は前記協商の主義 ("*ces principes d'entente*") を嘉納せられたるを以て、此を佛國政府に通報して何分の回答を求むと云ふのである（モーレンハイムからリボーへ八月二十七日付公文）（註一）。

之に對し、佛國外相リボーは前記二點を掲げて右に對し佛國政府が欣然同意する旨を回答し、併せて第二の點に關し一旦緩急ある場合に備ふる爲めの措置につき（兩國の軍事行動を云ふ）豫め實際的研究を遂げ置くの必要を説き、兩國特別委員（軍事専門家）をして協議せしめたく希望を述べた（同月同日付リボーよりモーレンハイムへの公文）（註二）。

右は『協商』と云ふと雖實は露佛同盟の主義上成立を示すものであり、右同盟の基礎は茲に成つたものと見るべきである。（佛國の其後の公文には之を外交協定 *arrangement diplomatique* と稱して、後に出來た軍事協定と區別し

である。

(乙) 軍事協定(一八九二—三年)

佛國當局者が前記の公文交換に満足せず、更に軍事協定を結ばんとする所以は、一旦開戦の場合兩國の共同動作につき豫め具體的の取極をしておかなければ、露國が勝手に壤國に對して其全兵力を差向け、佛國をして獨り獨伊兩國に當らしむるが如きありとせば、一大事であるとの心配したからである。佛國は右の軍事協定を急いだが露國側は大に裕つくりして、中々話が進行しない、翌一八九二年の佛國提案(註三)に對し修正を経たる上、同年八月露國參謀總長の調印を得ることは得たが、事外交に關するから外相の同意を得なければならぬは無論のことであり、露帝の裁可を仰ぐことも必要である。之に大に手間が取れて翌一八九三年十二月に至つて漸く確定的のものとなつた。即ち其際露佛政府間公文交換が行はれて、露國側からは『一八九二年八月露佛參謀本部の間に作成せられた軍事協定案は、當時露帝も主義上嘉納せられ、兩國軍事當局者の間に調印せられたものであるが、該協約テキストは茲に確定的に採用せられたるものと看做す』旨、及『兩國の參謀本部は爾今常に能く接觸を保ち、所要の報道を交換するの權限を賦與せらるる』旨を申送り(註三ノ二)、佛國側も之に對して、右軍事協定が佛國大統領及政府に於て爾今實施力を有するものと看做すべきを答へた(註四)。右は軍事協定 *convention militaire* と稱すと雖、實は露佛兩國間の眞の同盟條約と見るべきものである。即ち其要旨に曰く(註五)、

佛露兩國は齋しく平和の維持を願念し、三國同盟の兵力により攻撃せられたる場合之に應ずる爲めの防禦戰爭を

なすの外他意なきものにして、左の協定をなせり。

- 一、佛國にして獨國より攻撃せらるる場合、又は伊國より攻撃せられて獨國之(伊)を援くる場合、露國は獨逸を攻撃する爲め其全力を使用すべし。
- 二、三國同盟又は之に屬する一國にして動員を行ふ場合、佛露兩國は之を知ると同時に直ちに何等別段の協議を俟たずして、其全兵力を動員し之を國境の至近に輸送すべし。
- 三、獨國に對して使用せらるべき兵員は佛國側に於て百三十萬人、露國側に於て七十萬乃至八十萬人たるべし。右の兵力は獨國を同時に東西より挾撃する(獨逸をして腹背敵を受けしむること)に於て遠算なきを期すべし。
- 四、兩國(佛露)の參謀本部は前記の措置の實施を準備し且容易ならしむる爲め常に協力すべし。右參謀本部は平時より三國同盟の軍に關する報道にして自分の探知したるものを互に通報すべし。戦時に於ける通信方法も豫め考究し且用意せらるべし。
- 五、佛露の兩國は各別に敵と和を講ずることなかるべし。
- 六、本協約は三國同盟と其有効期間を同じうす。
- 七、前記各條項は固く秘密に付せらるべし。

(丙) 一八九九年の公文交換 此年佛國外相デルカッセは露京を訪問し露國側と協議を遂げた結果、同年八月の公文交換を以て

一八九一年八月の外交協定を確認すると同時に

其補充 (complément) たる一八九三年の軍事協定は右外交協定と有効期間を同じうすることに決したること

及前記各協定は其存在及内容共嚴に之を秘密にすべきこと

を申合せた。蓋し一八九三年の軍事協定は其第六項により三國同盟の有効期間を以て其存續期間としたのであるが、今回の公文交換により三國同盟の期間とは無關係に、『兩國の共通且永久的なる利益を擁護する爲め結ばれたる外交協定』と其存續期間を同じうするに至つたものである (註六)。

(丁) 一九一二年の佛露海軍協定 一八九二年以來露佛陸軍 (參謀本部) の間に存在せる如き聯絡及協力の關係を兩國海軍 (軍令部) の間にも結ばんとするの企圖は一九一二年二月以來兩國の間に相談せられ (註七)、同年七月十六日巴里に於て兩國海軍當局間に報道交換に關する協定が成立した。即 (イ) 同年九月十四日以降兩國の軍令部長は自國海軍に關する報道を交換するのみならず、毎月書面を以て兩國の入手したる報道を相互に通報し合ふこと、此が爲めには緊急の場合暗號電報を使用し得ること (ロ) 行違を避くる爲め相手國海軍に關する報道を求むる場合は其國に駐在する相手國の大使館付武官を煩はすことなく、相手國に駐在する自國大使館付武官をして相手國の軍令部に直接問合はせをなさしむることと定めた (註八)。尙ほ同年八月佛國內閣議長兼外務大臣ポアンカレが露京に赴くや、同地に於て露國外相との間に行はれたる公文交換により前記海軍協定は兩國政府の承認を得て茲に實施力を附與せらるるに至つた (註九)。前記甲乙丙丁に掲げた所は共に佛露二國間の同盟關係を強固ならしむる爲めの文書である、斯くして右同盟關係は

世界戰爭中露國帝政の顛覆する迄存續したが、其消滅と共に佛國政府は關係文書を公表した (註一〇)。

註一 佛國政府の發表したる黃書 "L'Alliance Franco-Russe" 1918 第十七號文書

右の外露佛同盟に對する參考文獻の若干を擧ぐれば

Dandlet, Histoire diplomatique de l'Alliance franco-russe.

Freyinet, Souvenirs, II.

Hansen, L'Alliance franco-russe.

Albin, L'Alliance ne et la France, 1885-1904.

Fardieu, La France et les Alliances.

Pridam, Secret Treaties, II. Appendix B.

Welschinger, L'Alliance franco-russe.

American historical review, Apr. 1920.

Langner, The Franco-Russian Alliance, 1890-1894 in Slavonic Review, 1925.

Gowch, History of Modern Europe, p. 156f.

註二 前記黃書第十八號文書

註三 黃書第二十八號二十九號及四十七號文書

註三ノ二 黃書第九十一號文書

註四 黃書九十二號文書

註五 黃書七十一號文書の附屬書

註六 黃書九十三號及九十四號文書

註七 黃書九十六號文書

註八 黃書百三號文書

註九 黃書百六號及百七號文書

註一〇 前記註一に掲げた黃書がそれである

◇
第二節 露佛同盟成立事情

一 露佛同盟の成立を妨げた事情

(1) ビスマークの外交 歐洲の均勢上成立すべき筈の露佛同盟が長く其成立を妨げられたること、即該同盟が獨逸同盟成立（一八七九年）の後約十二年、又三國同盟成立（一八八二年）の後九年を経て初めて主義上成立した（一八九一年）に就ては、其最大原因は何と云ふてもビスマークの苦心慘愴たりし外交政策に在りと云はねばならぬ、佛國を孤立せしむることは彼れの外交政策の中樞であつた。

(イ) 三國同盟を結んで塊伊を味方とし

(ロ) 殊に所謂三帝同盟を結んで露帝を牽制し、次で塊國を除いた二國（露獨）協商を結んでまでも露帝を自分の方に引付けて置いた、而して之が爲めには露國に對しバルカン、トルコ方面にフリー、ハンドを許した。

(ハ) 殊に又ビスマークは英國と同盟せざるまでも其歡心を求むるに汲々とした、而して英佛が植民地政策に於

て相反目して居つたのは大にビスマークに幸した、否ビスマークは此勢を助成したとも云はれて居る。

(ニ) ビスマークは一方に於て佛國當局者を懐柔し、復讐主義のガムベッタを改宗せしめたのみならず、殊に佛國の植民政策を支持することにより其政治家の歡心を買はんとした、即テニス問題モロッコ問題何れに於ても佛國の肩を持つた。當時佛國歴代の當局者は國內の回復せざるに先ちビスマークの怒を買ひ獨逸から攻撃せられんことを恐れて、露國との同盟談に傾聴するを憚つた。一方には佛國當局は左の事件により少からず露帝の感情を傷けた。

ハルトマン引渡拒絶事件（一八八〇年） 露國から露帝の暗殺を企てたる同人の引渡を求めたるに對し、佛國當局（フレシネー）は之を拒絶した、當時兩國間犯罪人引渡條約がなかつたから佛國の拒絶は不當ではないが、露帝は不興を示し其大使を一時呼戻した。

クロボトキン公解放事件（一八八五年） フレシネーは刑期満たざるに先ち獄中のクロボトキン公（無政府主義者）を解放した、又露帝の信任あつき佛國大使アベル將軍をオルレアン王朝同情者たるの故を以て急遽呼戻した。此等の事件は愈々露帝を怒らしめた、爲めに佛國大使の後任者ラブリーの赴任までは種々の曲折があつた（註一）。

(2) 佛國內閣の更迭と佛露國體の相違 佛露が同盟したのは共に獨逸を恐るるに出づるものである、大陸に於ける均勢維持の必要に出づるものであり「必要の產物」であるが、一方から見れば露國帝政と佛國共和政との間の

『不自然なる結合』であり『便宜の結婚』 *mariage de convenance* である(註二)。殊に此點は共和政否革命を蛇蝎視する露帝に取り佛國との接近に對する故障であつた、露帝は一八八六年新任の佛國大使ラブーレー(此人は後に露佛同盟の成立に大に貢獻した人である)に語つて曰く『予は佛國との親善を欲するものであり佛露兩國が互に相提携し相倚賴するの必要は大に認めるが、佛國內閣の瀕々たる更迭は方針の劃一を缺き露國をして協力する能はざらしむるのは遺憾至極である、願はくは「強き佛國」が欲しいものである、佛國の方でも此點をよく考へて貰ひたい』と。右の言をなしたる露帝は一方(同じく一八八六年であるが右佛大使の着任前)其外相に知らしめずして内々佛國に對して同盟談を持かけた由であることは後に述ぶる如くである、が當時ラブーレー大使の赴任に際し佛國大統領グレイヴィーは『吾人は露國に對して何等求むる所なし、否佛國は何れの國にも求むる所なく、何れの國も佛國に何等求むる所なし、佛國人は大人しく内に坐つて居れば何人も吾人を攻撃するものなし』との警句を以て赴任の際の訓令辭とした位であるから、同盟談は物にならなかつた。

二 同盟の氣運動

(一) 一八八六年露國側より非公式に(露帝の信用ある或者から)佛國政府に對し同盟の申込をなしたるやの風説があつた、佛國政府は之を重要視して内閣會議の議題としたが結局此申込に深入りするのは危険なりとして拒絶的回答をしたと傳へられた、しかし陸軍大臣ブーランゼー等は此同盟論に大に乘氣であつたとも傳へられた(註三)。露國外相は獨逸大使に對ししきりに此風説を打消した(註四)。ビスマークは右の風説を無視するものではない、否

ブーランゼー事件に對する露國の仕打を疑ふものである。露國は佛獨をして相争はしめんとし、自からは壞國に對するフリーハンドを得んとする願望を有するものと睨んだ。佛國の愛國會長デューレードが露國で歓迎せらるるのを見て獨逸は不快として、露國にして佛國と馴れ合ふ以上は獨逸も其從來の對露方針を變更して、例へばブルガリア問題に付ても壞英伊と接近するに至るべしと威し付けた(一八八七年)(註五)が當時未だ露佛同盟の機運熱せず、一八八九年巴里にある獨逸大使は佛國の政治的孤立を報じ露佛關係の冷淡を報じた、しかし『露佛間條約の有無は獨逸に取つては問題でない、何となれば、露佛兩國は戰時となれば同盟條約なくとも協力するに定まつたものと思ふて居るからである』旨を附加した(註六)。

(二) しかし一方には此間にあつて左の事件は同盟の氣運の動きを指示するものである。

(1) 一八八六年七月以來カトコフはモスコフ・ガゼットに健筆を振つて、反獨的氣勢を擧げ露佛の接近を説き歐洲を騒然たらしめた、曰く『ビスマークは世界を支配するつもりであるが獨逸の今日あるは露國の御蔭である、露國にして自由の行動を取れば獨逸の威勢は直ちに消失する』と、又曰く『予は佛國の革命宣傳を惡むも露國が獨逸により脅威せらるる此際佛國との同盟は已むを得ざる所である』と。

(2) 當時佛國にもデューレードがあつた、獨逸に對する復讐戰爭の主張者であり従て露佛の接近を望むものである、彼は露國を訪問してカトコフ其他の歓迎を受けた、露國新聞紙は佛國を賞揚して露壞相戦ふ場合佛國は露國の同盟者たるべしと論じた。

(3) プーランゼー事件は佛露關係に於て種々悲喜劇を演じた、即ち彼れが一八八六年佛國の陸相となり東部國境に於ける兵力の配置を行ふや、獨逸の氣に障りて獨逸は佛に對して説明を求めんとするの形勢があつた。之が巴里にある露國大使の耳に入るや露國外相は伯林に對して、内々『佛國が國內に於て欲する所を行ふは其權利である』と露帝は考ふる旨を傳へて、伯林を鎮靜せしめたことがある。

然るにプーランゼー陸相が閣僚を出し抜き外相にも謀らず、窃かに一書を露帝に送り獨逸牽制の目的を以て一協定を作らんと試みたことは發覺して閣僚を驚かしめたに止まつた(註七)。

(4) 一八八八—一八八九年露國の公債は佛國市場に於て有利なる條件で莫大なる引受があつた、露帝は露國が從來の如く伯林市場の御厄介になることを免れたことを佛國の財業者に感謝した。

(5) 同じく一八八八—一八九九年に亘り露國のウラジミール大公が巴里に來て佛國の兵器を視察したり、又露國側から佛國に兵器を注文したりした、露國大使は此兵器を佛國に對して使用するものではないとの證言を陸相フレシネーに與へた、フレシネーも今やカルノー(大統領)リボー(外相)と共に露國との同盟論者に改宗した。

(6) 一八九〇年にはビスマークの苦心した所謂再保險條約が破棄せられて露帝の手は自由となり、佛露同盟に對する露國側の障碍は除かれた。

(7) 同年ニコライ大公の巴里訪問あり、大公は佛國首相を訪問して佛露の親善を説いた。佛國政府が露國虛無黨員の爆裂彈を擁へて露國に向はんとするものを逮捕して露帝の感謝を博したのも此年である。兩國間に生じた

此空氣を利用して佛國政府は進んでポアデッフル將軍を露國に送つた、即露國大演習に參列の爲め同年八月佛國參謀本部から派せられたポアデッフルの此行は佛露同盟に關する佛國黃書の第一頁を飾るものである、依之佛國大使は此行に關する本國政府への報告に於て兩國の參謀本部の間の接觸が開かれたことを報じて居る、三年前には未だ夢に過ぎなかつた露佛の提携が具體化して來たことを報じて居る(註八)。

(8) 一八九一年二月獨逸皇后が巴里に入るや巴里人の反感を買つた、これが獨帝の癢に障つて獨帝が窃かに勅令を以て佛國を威嚇したことがある。其際露國外相は佛國政府の執つた措置を賞讃すると同時に『佛露兩國間に成立つた協商 *Tentente cordiale* は平和の最善保障である、三國同盟が軍備に憂身をやつす間に佛露の親善は歐洲に於ける均勢維持の爲めに必要のことである』と述べた。此言を佛外相に取次いだ露大使は附加して曰く『露國政府はこんな思ひ切つたことを云ふたことがない、此聲明は重大である、予は兩國間の一致が今や金石の如く固きを喜ぶものである』と(註九)。

三 露佛同盟の成立及補充

(イ) 一八九一年三國同盟の更新は露國をして其孤立を避けんが爲め佛國と抱擁するの必要を痛感せしむるに至つた、露帝は共和政體を好まず又佛國政府の方針の動搖を好まざることとは前日と異ならないが、右の必要は露帝を促して佛國に傾かしめた。露佛の當局者は三國同盟の更新と、英國の之に對する間接参加とにより生じた歐洲の新事態に應ずる爲め露佛の協商も更らに一步を進むるの必要を認め、有事の場合露佛同時動員の問題も考慮せらる

るに至つた(註一〇)。

(ロ) 同年七月には佛國艦隊のクロンスタット訪問があつた、此事は歐洲外交史に一新章を開くものである。露帝脱帽して佛國の國歌に耳を傾けた、フレシネー曰く『佛國艦隊のクロンスタット抜錨と同時に兩國の抱擁は成立した、今後は唯之を文章に書き直す仕事が残つて居るのみである』と。

(ハ) 八月五日病床に親める露國外相ジエールは佛國大使ラブリーを招き、之に對し露帝が『佛露兩國政府間に意見交換を行ふの主義』を嘉納したことを告げた、『露帝は右は佛國艦隊訪問の當然の歸結であると思惟せらるる』旨を告げた。尙ほ此につき佛國政府に示さるべき文書は露外相自分の手許に於て目下起草中であると告げた(註一一)。其文書に付ては多少佛國側の注文もあり(註一二)、若干の曲折があつた後、八月二十七日露大使モーレンハイムから佛外相リボーへの公文となり、兩國間の『外交協定』となつた、之れは前に述べた所である。

(ニ) しかし佛國政府の重要視する所は兩國間の軍事協定であつた、此草案は翌一八九二年二月に佛國側から其參謀本部の作成したもの―露國に提出せられた、其後修正あり、變更あり(殊に同年七月)、加之一旦露國參謀總長の調印を得た後でも佛國側より修正を持出したりして大に手間取つた。

しかし手間取つた最大原因は露帝の優柔不斷否海外旅行と、露外相の病氣(轉地療養)否慎重熟慮性であつた。

(ホ) 一八九三年十月露國艦隊は佛國トゥーロンを訪問した、これは佛國艦隊のクロンスタット訪問に對する答禮であつた―二年越の答禮である、が巴里初め佛國各地では露國艦隊に對し上下舉て熱狂的態度を以て未曾有の歡

迎振を示した。之に刺戟せられて同年十二月に迫まつて兩國間公文交換あり、軍事協定が成立した、其内容は前述の通りである。

(ヘ) 超えて二年(一八九五年一月)リボー(今や佛國首相となつた)は議會に於て『佛國は歐洲の平和と均勢の爲めに他國と同盟關係に入つた、此同盟は國民の一齊に支持する所であつて、又我國今日の威力を成すものである』と述べて同盟の存在を公言した、が條約の内容は議員の要求あるも示されなかつた。

(ト) 間もなく(同年)佛露兩國の艦隊は相携へて共にキール運河の開通式に參列した。

(チ) 佛露同盟の成立を見て不快を感じた第一人は獨帝である、露帝に送るの書に曰く(一八九五年)『佛國との同盟が出来たならば仕方がないが、此上は此惡漢共を大人しく坐らせおく様、亂暴をしない様に御用心あるが肝要である』。又曰く『予の不安を感じるのは佛露兩國の友誼にあらずして、君主主義の危險を感じることにある、露國の大公連が芝居や宴會で佛國共和政の巨頭連と慣れ／＼しく肩を比べ伍を成して進退すれば、彼等共和主義者、即生れながらの革命家は付け上るに相違ない、危哉』(註一三)。

(リ) 翌一八九六年露帝は皇后と共に佛國を訪問した。

一八九七年にはフォール大統領は露國を訪問した、其際露帝は佛露兩國を呼ぶに『友邦且同盟國』nations amies et alliesなる言語を用ひた。

一八九九年(デルカッセ外相の當時)及一九一二年(ポアンカレ外相たりしとき)佛國外相の露國行により同

盟條約が補足せられたことは前述の通りである。

露佛同盟の成立は獨り兩國の重大事たるのみならず歐洲の大事件であつた、歐洲に於てビスマルク時代の終を告げた證左であつた。ビスマルクの晩年に彼を惱ましつゝあつた『同盟の惡夢』は今や實現するに至つた。爾來歐洲は二ヶの分野に分れた、固より當初に於ては三國同盟は二國同盟よりも強力であり、殊に英國の同情が三國同盟に傾いて居た當時に於ては二國同盟は三國同盟と勢比べをすることは出来なかつた、が英國が三國同盟よりも二國同盟に傾くに至つて歐洲の均勢は破れ、茲に世界戦争に驀進した。

註一 グーチ歐洲近世史一五八―九頁

註二 Asquith, The Genesis of the War, p. 63.

註三 大政策六卷九三―四頁殊に九七 八頁

註四 同上―〇九頁

註五 同上―一二―三頁

註六 同上―二四頁

註七 グーチ上掲一六三頁及び Scherfeger, Zur europäischen Politik. V. 171-2

註八 黃書第一號文書

註九 黃書第二號文書

註一〇 黃書第三號乃至第五號文書

註一一 黃書第七號文書

註一二 黃書第十一號乃至第十六號文書

註一三 グーチ上掲一八五頁

第四章 日英同盟

日英同盟の成立、更新及終了に付ては第六編に譲り、茲には第一回乃至第三回の日英同盟協約テキストと、該同盟を終了せしめたる華府會議四國條約（大平洋方面に於ける島嶼たる屬地及島嶼たる領地に關する四國條約）第四條を掲ぐるに止める。

第一回日英同盟協約

明治三十五年（千九百二年）一月三十日龍動ニ於テ調印
同 年 二月十二日 公布

日本國政府及大不列顛國政府ハ偏ニ極東ニ於テ現状及全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且ツ清帝國及韓帝國ノ獨立ト領土保全トヲ維持スルコト及該二國ニ於テ各國ノ商工業ヲシテ均等ノ機會ヲ得セシムルコトニ關シ特ニ利益關係ヲ有スルヲ以テ茲ニ左ノ如ク約定セリ

第一條 兩締約國ハ相互ニ清國及韓國ノ獨立ヲ承認シタルヲ以テ該二國孰レニ於テモ全然侵略的趨向ニ制セラレルコトナキヲ聲明ス然レトモ兩締約國ノ特別ナル利益ニ鑑ミ即チ其利益タル大不列顛國ニ取リテハ主トシテ清國ニ關シ又日本國ニ取リテハ其清國ニ於テ有スル利益ニ加フルニ韓國ニ於テ政治上並ニ商業上及工業上格段ニ利益ヲ有スルヲ以テ兩締約國ハ若シ右等利益ニシテ別國ノ侵略的行動ニ因リ若クハ清國又ハ韓國ニ於テ兩締約國孰レカ其臣民ノ生命及財産ヲ保護スル爲メ干渉ヲ要スヘキ騷動ノ發生ニ因リテ侵迫セラレタル場合ニハ兩締約國孰レモ該利益ヲ擁護スル爲メ必要缺クヘカラサル措置ヲ執リ得ヘキコトヲ承認ス

第二條 若シ日本國又ハ大不列顛國ノ一方カ上記各自ノ利益ヲ防護スル上ニ於テ別國ト戰端ヲ開クニ至リタル時ハ他ノ一方ノ締約國

ハ嚴正中立ヲ守リ併セテ其同盟國ニ對シテ他國カ交戦ニ加ハルヲ妨クルコトニ努ムヘシ

第三條 上記ノ場合ニ於テ若シ他ノ一國又ハ數國カ該同盟國ニ對シテ交戦ニ加ハル時ハ他ノ締約國ハ來リテ援助ヲ與ヘ協同戰闘ニ當ルヘシ講和モ亦該同盟國ト相互合意ノ上ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第四條 兩締約國ハ孰レモ他ノ一方ト協議ヲ經スシテ他國ト上記ノ利益ヲ害スヘキ別約ヲ爲ササルヘキコトヲ約定ス

第五條 日本國若クハ大不列顛國ニ於テ上記ノ利益カ危殆ニ迫レリト認ムル時ハ兩國政府ハ相互ニ充分ニ且ツ隔意ナク通告スヘシ

第六條 本協約ハ調印ノ日ヨリ直ニ實施シ該期日ヨリ五箇年間效力ヲ有スルモノトス若シ右五箇年ノ終了ニ至ル十二箇月前ニ締約國ノ孰レヨリモ本協約ヲ廢止スルノ意思ヲ通告セサル時ハ本協約ハ締約國ノ一方カ廢棄ノ意思ヲ表示シタル當日ヨリ一箇年ノ終了ニ至ル迄ハ引續キ效力ヲ有スルモノトス然レトモ右終了期日ニ至リ同盟國ノ一方カ現ニ交戦中ナル時ハ本同盟ハ講和結了ニ至ル迄當然繼續スルモノトス

右證據トシテ下名ハ各其政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ之ニ記名調印スルモノナリ

一千九百二年一月三十日龍動ニ於テ本書ニ通ヲ作ル

大不列顛國駐劄日本國皇帝陛下ノ特命全權公使 林 董印
大不列顛國皇帝陛下ノ外務大臣 ランスダウン印

第二回日英同盟協約

明治三十八年（千九百五年）八月二十二日倫敦ニ於テ調印
同 年 九月二十七日 公布

日本國政府及大不列顛國政府ハ一千九百二年一月三十日兩國政府間ニ締結セル協約ニ代フルニ新約款ヲ以テセムコトヲ希望シ
(イ) 東亞及印度ノ地域ニ於ケル全局ノ平和ヲ確保スルコト

第四章 日英同盟

(ロ) 清帝國ノ獨立及領土保全並清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ確實ニシ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ維持スルコト

(ハ) 東亞及印度ノ地域ニ於ケル兩締盟國ノ領土權ヲ保持シ並該地域ニ於ケル兩締盟國ノ特殊利益ヲ防護スルコト
ヲ目的トスル左ノ各條ヲ約定セリ

第一條 日本國又ハ大不列顛國ニ於テ本協約前文ニ記述セル權利及利益ノ中何レカ危殆ニ迫ルモノアルヲ認ムルトキハ兩國政府ハ相互ニ充分ニ且隔意ナク通告シ其ノ侵迫セラレタル權利又ハ利益ヲ擁護セムカ爲ニ執ルヘキ措置ヲ協同ニ考量スヘシ

第二條 兩締盟國ノ一方カ挑發スルコトナクシテ一國若ハ數國ヨリ攻撃ヲ受ケタルニ因リ又ハ一國若ハ數國ノ侵略的行動ニ因リ該締盟國ニ於テ本協約前文ニ記述セル其ノ領土權又ハ特殊利益ヲ防護セムカ爲ニ交戦スルニ至リタルトキハ前記ノ攻撃又ハ侵略的行動カ何レノ地ニ於テ發生スルヲ問ハス他ノ一方ノ締盟國ハ直ニ來リテ其ノ同盟國ニ援助ヲ與ヘ協同戰闘ニ當リ講和モ亦雙方合意ノ上ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第三條 日本國ハ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルヲ以テ大不列顛國ハ日本國カ該利益ヲ擁護増進セムカ爲正當且必要ト認ムル指導、監視及保護ノ措置ヲ韓國ニ於テ執ルノ權利ヲ承認ス但シ該措置ハ常ニ列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ニ反セサルコトヲ要ス

第四條 大不列顛國ハ印度國境ノ安全ニ繫ル一切ノ事項ニ關シ特殊利益ヲ有スルヲ以テ日本國ハ前記國境ノ附近ニ於テ大不列顛國カ其ノ印度領地ヲ擁護セムカ爲ニ必要ト認ムル措置ヲ執ルノ權利ヲ承認ス

第五條 兩締盟國ハ執レモ他ノ一方ト協議ヲ經シテ他國ト本協約前文ニ記述セル目的ヲ害スヘキ別約ヲ爲ササルヘキコトヲ約定ス
第六條 現時ノ日露戰爭ニ對シテハ大不列顛國ハ引續キ嚴正中立ヲ維持シ若シ他ノ一國若ハ數國カ日本國ニ對シ交戦ニ加ハルトキハ大不列顛國ハ來リテ日本國ニ援助ヲ與ヘ協同戰闘ニ當リ講和モ亦雙方合意ノ上ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第七條 兩締盟國ノ一方カ本協約中ニ規定スル場合ニ際シ他ノ一方ニ兵力的援助ヲ與フヘキ條件及該援助ノ實行方法ハ兩締盟國陸海軍當局者ニ於テ協定スヘク又該當局者ハ相互利害ノ問題ニ關シ相互ニ充分ニ且隔意ナク隨時協議スヘシ

第八條 本協約ハ第六條ノ規定ト抵觸セサル限り調印ノ日ヨリ直ニ實施シ十箇年間效力ヲ有ス右十箇年ノ終了ニ至ル十二箇月前ニ兩締盟國ノ執レヨリモ本協約ヲ廢棄スルノ意思ヲ通告セサルトキハ本協約ハ兩締盟國ノ一方カ廢棄ノ意思ヲ表示シタル當日ヨリ一箇年ノ終了ニ至ルマテ引續キ效力ヲ有ス然レトモ若シ右終了期日ニ至リ同盟國ノ一方カ現ニ交戦中ナルトキハ本同盟ハ講和ノ成立ニ至ルマテ當然繼續スヘシ

右證據トシテ下名ハ各其ノ政府ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナリ
一千九百零五年八月十二日倫敦ニ於テ本書ニ通ヲ作ル

大不列顛國駐劄日本國皇帝陛下ノ特命全權公使 林 董印
大不列顛國皇帝陛下ノ外務大臣 ランスダウン印

第三回日英同盟協約

明治四十四年(千九百一十一年)七月十三日倫敦ニ於テ調印
同月十五日 公布

日本國政府及大不列顛國政府ハ千九百零五年八月十二日ノ日英協約締結以來事態ニ重大ナル變遷アリタルニ願ミ該協約ヲ改訂シ以テ其ノ變遷ニ適應セシムルハ全局ノ靜寧安固ニ資スヘキコトヲ信シ前記協約ニ代ハリ之ト同シク

(イ) 東亞及印度ノ地域ニ於ケル全局ノ平和ヲ確保スルコト

(ロ) 清帝國ノ獨立及領土保全並清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ確實ニシ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ維持スルコト

(ハ) 東亞及印度ノ地域ニ於ケル兩締盟國ノ領土權ヲ保持シ並該地域ニ於ケル兩締盟國ノ特殊利益ヲ防護スルコトヲ目的トスル左ノ條款ヲ約定セリ

第一條 日本國又ハ大不列顛國ニ於テ本協約前文ニ記述セル權利及利益ノ中何レカ危殆ニ迫ルモノアルヲ認ムルトキハ兩國政府ハ相互ニ充分ニ且隔意ナク通告シ其ノ侵迫セラレタル權利又ハ利益ヲ擁護セムカ爲ニ執ルヘキ措置ヲ協同ニ考量スヘシ

第二條 兩締盟國ノ一方カ挑發スルコトナクシテ一國若ハ數國ヨリ攻撃ヲ受ケタルニ依リ又ハ一國若ハ數國ノ侵略的行動ニ依リ該締盟國ニ於テ本協約前文ニ記述セル其ノ領土權又ハ特殊利益ヲ防護セムカ爲交戦スルニ至リタルトキハ前記ノ攻撃又ハ侵略的行動カ何レノ地ニ於テ發生スルヲ問ハス他ノ一方ノ締盟國ハ直ニ來リテ其ノ同盟國ニ援助ヲ與ヘ協同戰闘ニ當リ講和モ亦雙方合意ノ上ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第三條 兩締盟國ハ執レモ他ノ一方ト協議ヲ經スシテ他國ト本協約前文ニ記述セル目的ヲ害スヘキ別約ヲ爲ササルヘキコトヲ約定ス

第四條 兩締盟國ノ一方カ第三國ト總括的仲裁裁判條約ヲ締結シタル場合ニハ本協約ハ該仲裁裁判條約ノ有效ニ存續スル限右第三國ト交戦スルノ義務ヲ前記締盟國ニ負ハシムルコトナカルヘシ

第五條 兩締盟國ノ一方カ本協約中ニ規定スル場合ニ際シ他ノ一方ニ兵力的援助ヲ與フヘキ條件及該援助ノ實行方法ハ兩締盟國陸海軍當局者ニ於テ協定スヘク又該當局者ハ相互利害ノ問題ニ關シ相互ニ充分ニ且隔意ナク隨時協議スヘシ

第六條 本協約ハ調印ノ日ヨリ直ニ實施シ十年間効力ヲ有ス
右十年ノ終了ニ至ル十二月前ニ兩締盟國ノ執レヨリモ本協約ヲ廢棄スルノ意思ヲ通告セザルトキハ本協約ハ兩締盟國ノ一方カ廢棄ノ意思ヲ表示シタル當日ヨリ一年ノ終了ニ至ル迄引續キ効力ヲ有ス然レトモ若右終了期日ニ至リ同盟國ノ一方カ現ニ交戦中ナルトキハ本同盟ハ講和ノ成立ニ至ル迄當然繼續スヘシ

右證據トシテ下名ハ各其ノ政府ノ委任ヲ受ケ本協約ニ署名調印ス

一千九百十一年七月十三日倫敦ニ於テ本書ニ通ヲ作ル

大不列顛國駐劄日本國皇帝陛下ノ特命全權大使 加藤高明印

大不列顛國皇帝陛下ノ外務大臣 イー、グレー印

太平洋方面ニ於ケル島嶼タル屬地及島嶼タル領地ニ關スル四國條約

第四條 本協約ハ締約國ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ成ルヘク速ニ批准セラレヘク且華盛頓ニ於テ行ハルヘキ批准書寄託ノ時ヨリ實施セラレヘシ千九百十一年七月十三日倫敦ニ於テ締結セラレタル大不列顛國及日本國間ノ協約ハ之ト同時ニ終了スルモノトス合衆國政府ハ批准書寄託ノ證書ノ認證原本ヲ各署名國ニ送付スヘシ

第五章 英佛協商

英佛の兩國は奈翁戰爭以來、否一八一五年以來相戦つたことがない、如之クリミア戰爭には英佛人は同盟軍として相共に轡を駢べて露國と戦つた歴史を持つて居る。が、しかしそれは何れも歐洲の均勢を根本義として讀まれなければならぬ歴史であつて、何も英佛關係が其間常に親密離るべからざるものであつたと云ふのではない。否其間戦雲が兩國の間にたなびいたことは一再ならずあつたのである、佛國第三共和政がジュール・フェリーの率先して主張したる植民政策を把持して歐洲以外に膨脹せんとするや、茲に英國との衝突を見たこと屢々であつた。

アジアに於てはシャム事件で英佛の軍艦はバンコック港に於て將に火蓋を切らした(一八九三年)。

太平洋方面でもニュー・ヘブライズ島に對する佛國の野心は英國との衝突を見るに至つた(一八八七年)。

しかし兩國衝突の最も重大なりし舞臺はアフリカであつた、即ち或はナイル及コンゴ兩河の上流流域に於て(中部アフリカ)或はニゼール河の流域に於て(西部アフリカ)或はマダガスカー島に關し或は埃及に於て或はモロッコに關し英佛の外務省は交渉往復に忙殺せられた。殊にファシダ(Fashoda)事件は兩國の關係を危機一髪の所まで持ち行いた。由來ナイル河上流は英國が自ら勢力範圍と看做す所である、之に佛國が食指を動かすのは『非友誼的行爲』であると主張した(一八九四年三月二十八日外務次官としてのグレー卿の議會に於ける聲明)。それに拘らず佛國政府はマルシャン遠征を派遣した、マルシャンは南より進み、英國のキッチナー將軍は北よりナイル河に沿うて進み、一八

九八年九月十九日ファシダに於て兩人の劇的會見が行はれた。同地に先着したマルシャンは『佛國の名に於て』ファシダにキッチナー將軍を迎ふるを欣幸とする旨を述べ、キッチナーは『ファシダ及ナイル河流域に佛人の入り來るは埃及及英國の權利を侵害するものなり』として埃及王の領内に於て佛國國旗を掲揚するの行動に對して抗議し、マルシャンに即時退去を迫つた、否其一行一士官八名卒百二十人より成る一を英國の砲艦に載せて北送すべきを申出でた。英佛共に其國論は右の報を得て激昂の極に達したが、佛國は露國がナイル上流の問題に付ては戰を共にするの意なきを知るや無條件に屈伏した、否一九九九年三月二十一日の宣言により兩國はナイル及コンゴ流域問題に付妥協を遂げた、ナイルの流域は英國に委せられた。が、埃及問題に至つては決せず、佛國は未だ英國の埃及に對する主張を認むるに至らなかつた、これは四年後の解決に俟たなければならなかつたこと左記の通りである(註一)。

佛國では前記諸事件で英國に楯付いたアノトー外相に代つてデルカッセが外相の椅子に就いて(一八九八年六月)、親英政策を取ることとなつた。英國でも佛國と何等の親善に努めなかつたソールスベリーが南亞戰爭終了と共に首相の椅子を去りて、外相ランスダウン(一九〇〇年就職)は英獨の接近難を覺知して、佛國との接近を望むに至つた。茲に英佛間の形勢は一變せんとするの氣運に向つた、しかし其一變するに先ち尙ほ一の事件が一時兩國の間を疎隔した、それは南亞戰爭である。南亞戰爭起るや佛人が英人に對する鬱憤は發露の機會を得た、クリューゲルがトランスヴァールを逃れて歐洲に來るや佛人は之を歓迎し、外相デルカッセは之に面會した(因みに獨帝は之と面會するを拒んだ)。

しかし英佛人中の有識者は兩國接近の必要を痛感して、兩國の輿論も漸次打解けて來た、一九〇三年五月英皇エドワード七世巴里を訪問するあり、七月佛大統領ルーベール倫敦に答訪したことは兩國の親善に大に貢献した、十月には英佛間にトマス・パークレーやデトールネル・ド・コンスタンの盡力で仲裁裁判條約が結ばれた。

佛國外相デルカッセは右大統領の英京訪問に陪して英京に來り、英國外相ランズダウンと會見し長時間の會談を遂げた。爾來兩國外務省の間に交渉往復八ヶ月、兩國の當局者は大局より打算して各種係争問題に付討議を重ねた。係争問題の数が多く、範圍が広い丈に、報酬や代償の相談も比較的容易であつた。交渉の結果一九〇四年四月八日左の一協約及二宣言が出来上つた、世に英佛協商と稱するものは之を總稱するの語である。ニュー・ファウンドランド及西部アフリカに關する協約^{コンゲンション}。埃及及モロッコに關する宣言。及シヤム、マダガスカー、ニュー・ヘブライズに關する宣言^{デクラレーション}が之れである。

右の内最も重要視せられるのは埃及及モロッコに關する宣言である。

一、埃及 佛國は奈翁一世以來埃及に於て勢力を有し又之を重視した。佛人レセップが蘇士運河を開鑿したのは佛人の誇りとし又其利とする所であつた。處が埃及の財政難は英佛の借款となり、英佛の共同支配となつた（一八七九年—一八八三年）。しかるに一八八二年埃及軍隊（アラビ・ベール）の叛あるや、英國は兵を出して埃及王を援けた、が、佛國は出兵をしなかつた。爲めに一八八三年一月以來英佛の共同支配は廢せられて、爾來英國は獨り埃及占領を續

けて來た。當初右占領の一時的であることを聲明した英國は其聲明を實行しない、佛國は固より英國の占領を認めなかつたが、具眼者は漸く英國の撤兵實行は六かしいことを悟るに至つた。殊に英國は埃及を傀儡に使つて英埃共同名義でスーダン遠征を試むるに至つては、英國が埃及に居据はる積りであることは愈々明白となつた。佛國としても長く無益の争を續くるよりも、英國の占領により自國人の莫大なる投資に對し利拂ひの確實なるを得べきことに満足して、埃及に對する棄權の代償を他に求むるの賢明なるを自覺するに至つた。故に今回（一九〇四年）の條約にては佛國は『英國の占領に期限を設くべきことを要求するとか、又は其他の方法により、英國が埃及に於ける行動に妨碍を加ふることなかるべき』旨を約束した。一方英國も埃及の政治的現狀に變更を加ふるの意思なきことを聲明した。

右宣言に附屬したる六十八條より成る埃及王令は同國の公債の管理及償却に關する細則を設けた、當時英國外相は曰く『本令にして外國の承認する所とならば埃及政府は其の財政上の自由を得べし』と、『國債金庫』（Caisse de la Dette）と政府財政との區別が劃然と立てられた。獨逸伊の諸國も後に至り右埃及王令を認むることとなつて、爾來「埃及問題」は國際問題たるの性質を失つた（註二）。

二、モロッコ 右の如く英國が埃及に對する支配實權につき佛國の承認を得たのは、佛國がモロッコに對する要求を承認した對價である、兩者は交換問題とせられた。アルゼリア其他に植民地を擴張し得た佛國が其接壤地たるモロッコに野心を抱くに至るは當然の勢であつた。殊にモロッコ王國は國內の秩序も、財政も共に紊亂して居つたことは愈々以て佛國の野心をそそつた。アトラス山脈の包藏する鐵礦は佛國をして垂涎せしめた、アルゼリアの邊境を亂さん